官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務八五）　二
○無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項を定める省令（同八六）　五
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二〇）　六
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一一三）　六
○既存添加物名簿の一部を改正する告示（消費者庁九）　六
○登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件（総務二七九）　六
○船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件（同二八〇）　六
○電波法施行規則の規定により無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を定める件（同二八一）　六
○電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件（同二八二）　六
○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（同二八三）　六
○電波法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件（同二八四）　六
○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（同二八五）　六
○電波法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等の無線設備の機能試験の方法を定める件の一部を改正する件（同二八六）　六
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二八七）　六
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二八八）　六
○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（同二八九）　六
〔その他告示〕
○電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第三条第三項第一号及び第四条第三項第一号に規定する総務大臣が告示する日を定める件（総務二九〇）　七
○漁港の指定の一部を改正する件（農林水産一二四四）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
無線局の免許等に係る電子申請等及び免許記録等の閲覧等の方法（総務省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
令和六事業年度決算（独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定・独立行政法人国際協力機構一般勘定）、令和六年度・事業年度財務諸表（国際農林水産業研究センター・国立研究開発法人産業総合研究所・独立行政法人住宅金融支援機構）、税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二一
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四

省令

○総務省令第八十五号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　雑則	第四章　［同上］
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　提出書類（第五十二条）	第四節　提出書類（第五十二条―第五十二条の四）
第五節　電子情報処理組織による手続（第五十三条―第五十五条）	第五章　経過規定（第五十三条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。	**第二条**　［同上］
［一～十四　略］	［一～十四　同上］
十四の二　「書面等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。	［新設］
十四の三　「申請等」とは、情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。	［新設］
十四の四　「処分通知等」とは、情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。	
十四の五　「電磁的記録」とは、法第十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。	［新設］
十四の六　「電子申請等」とは、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。	［新設］
十四の七　「書面申請等」とは、書面等を使用して行う申請等をいう。	［新設］
十四の八　「電子交付等」とは、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等をいう。	［新設］
十四の九　「電子処分通知等」とは、電子交付等に係る電磁的記録であつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する処分通知等をいう。	［新設］
十四の十　「免許事項証明書」とは、法第十四条の二に規定する書面をいう。	［新設］
十四の十一　「登録事項証明書」とは、法第二十七条の二十三に規定する書面をいう。	［新設］

十四の十二　「許可事項証明書」とは、法第百条第五項において準用する第十四条第一項の規定により作成された法第百条第一項の許可を受けた者に係る電磁的記録に記録されている事項を証明した書面をいう。

［十五～九十三　略］

［2　略］

第七条の三　法第二十七条の二十五の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。

（公表する免許記録記録事項等）

第十一条　法第二十五条第一項の規定により、法第十四条の二に規定する免許記録に記録されている事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（法第十四条第一項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は法第二十七条の二十三に規定する登録記録に記録されている事項若しくは法第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（法第二十七条の二十二各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）（以下「免許記録記録事項等」という。）のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

［一～三　略］

［2　略］

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が一GHz以上のものについては、五〇〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇〇MHz以上一GHz未満の端数があるときはこれを一GHzに切り上げて公表し、当該無線局に指定されている周波数が一GHz未満のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

［一　略］

二　基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第二号に該当するものを除く。）

［三・四　略］

［4　略］

5　前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。）について総務大臣が公表する免許記録記録事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）については、第四号を除く。

［一～五　略］

［6　略］

［新設］

［十五～九十三　同上］

［2　同上］

第七条の三　法第二十七条の二十四の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。

（公表する免許状記載事項等）

第十一条　法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（法第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）（以下「免許状記載事項等」という。）のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

［一～三　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第十六号に該当するものを除く。）

［三・四　同上］

［4　同上］

5　前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。）について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）については、第四号を除く。

［一～五　同上］

［6　同上］

7　第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる免許記録記録事項等に応じて、当該各号のとおり公表する。

［一　略］

二　移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域　免許記録記録事項等（ただし、総務大臣が移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域が特定されるおそれがあると認めるものは、次の⑴又は⑵若しくは当該移動範囲又は当該無線設備を設置しようとする区域が特定されないよう必要な措置を講じたもの。）

［⑴・⑵　略］

［8　略］

（免許記録記録事項等を公表しない無線局）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十二に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行おうとする場合とする。

［一～七　略］

（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

［一～三十四　略］

（備付けを要する業務書類等）

第三十八条　法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一　船舶局及び船舶地球局	㈠　免許記録 ［㈡～㈩　略］
二　海岸局及び海岸地球局	㈠　免許記録 ［㈡～㈣　略］
三　航空機局及び航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許記録 ［㈡～㈤　略］
四　航空局及び航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許記録 ［㈡・㈢　略］

7　第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる免許状記載事項等に応じて、当該各号のとおり公表する。

［一　同上］

二　移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域　免許状記載事項等（ただし、総務大臣が移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域が特定されるおそれがあると認めるものは、次の⑴又は⑵若しくは当該移動範囲又は当該無線設備を設置しようとする区域が特定されないよう必要な措置を講じたもの。）

［⑴・⑵　同上］

［8　同上］

（免許状記載事項等を公表しない無線局）

第十一条の二の二　［同上］

［一～五　同上］

（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十六第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行おうとする場合とする。

［一～七　同上］

（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　［同上］

［一～三十四　同上］

（備付けを要する業務書類）

第三十八条　［同上］

無線局	業務書類
一　船舶局及び船舶地球局	㈠　免許状 ［㈡～㈩　同上］
二　海岸局及び海岸地球局	㈠　免許状 ［㈡～㈣　同上］
三　航空機局及び航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許状 ［㈡～㈤　同上］
四　航空局及び航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許状 ［㈡・㈢　同上］

五　アマチュア局	㈠　免許記録 ［㈡・㈢　略］
六　陸上移動局、携帯局、航空機地球局（三の項に掲げる航空機地球局を除く。）、携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局	免許記録
七　基幹放送局	㈠　免許記録 ［㈡・㈢　略］
八　遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	㈠　免許記録 ［㈡・㈢　略］
九　その他の無線局	㈠　免許記録 ［㈡　略］

注一　免許記録の備付けは、次に掲げるいずれかの方法により、免許記録に記録されている事項を閲覧することができる状態に置くことにより行うこととする。ただし、免許記録の写しについては、総務大臣が定める方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該免許記録に記録されている事項と当該免許記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

㈠　免許記録を、無線局に備え付けた電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

㈡　電磁的記録による免許記録の写しを、無線局に備え付けた電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

㈢　書面等による免許記録の写し（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、無線局に備え付ける方法

㈣　当該免許記録に係る免許事項証明書を、無線局に備え付ける方法

二　(1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

三　(2)を付した書類及び(3)を付した書類（第六項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）に係る電磁的記録の備付けは、当該電磁的記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておくことにより行うものとする。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。

四　［略］

五　アマチュア局	㈠　免許状 ［㈡・㈢　同上］
六　陸上移動局、携帯局、航空機地球局（三の項に掲げる航空機地球局を除く。）、携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局	免許状
七　基幹放送局	㈠　免許状 ［㈡・㈢　同上］
八　遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	㈠　免許状 ［㈡・㈢　同上］
九　その他の無線局	㈠　免許状 ［㈡　同上］

注一　(1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

［新設］

二　(2)を付した書類及び(3)を付した書類（第六項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。

三　［同上］

2　船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項で備え付けた免許記録を、次に掲げるいずれかの方法により掲示しておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しないものとし、また、免許記録の写しについては、総務大臣が定める方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該免許記録に記録されている事項と当該免許記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

一　免許記録を、主たる送信装置のある場所に備え付けた電子計算機その他の機器に常に表示（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）をさせ、それを当該場所の見やすい箇所に掲示する方法

二　電磁的記録による免許記録の写しを、主たる送信装置のある場所に備え付けた電子計算機その他の機器に常に表示（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）をさせ、それを当該場所の見やすい箇所に掲示する方法

三　書面等による免許記録の写し（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示する方法

四　当該免許記録に係る免許事項証明書を、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示する方法

3　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。次項において同じ。）、移動する簡易無線局若しくは移動する気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの場所に免許記録を備え付けておかなければならない。この場合において、免許記録の備付けの方法は、第一項の表の注一に規定する方法を準用する。

一　送信装置のある場所（当該送信装置を用いて当該無線局を運用し、又は運用しようとするときに限る。）

二　無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつては、当該ＶＳＡＴ地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「ＶＳＡＴ制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）

4　個人が開設する移動するアマチュア局にあつては、前項の規定による免許記録の備付けは、次に掲げるいずれかの方法により、免許記録の備付けとすることができる。ただし、免許記録の写しについては、総務大臣が定める方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該免許記録に記録されている事項と当該免許記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

一　免許記録を、免許人が携帯する電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

二　電磁的記録による免許記録の写しを、免許人が携帯する電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

2　船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

［新設］

3　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつては、当該ＶＳＡＴ地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「ＶＳＡＴ制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に同項の免許状を備え付けなければならない。

［新設］

4　第一項の規定による無線局（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。）の免許状の備付けは、当該免許状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを無線局（前項に規定する場合にあつては、その無線設備の常置場所）に備え付けた電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに表示させることをもつてこれに代えることができる。

三　書面等による免許記録の写し（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、免許人が携帯する方法

四　当該免許記録に係る免許事項証明書を、免許人が携帯する方法

［5・6　略］

7　電子申請等により、第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録に限る。以下この項及び第九項において同じ。）を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第九項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

［一～五　略］

8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許記録（第十五条の二第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許記録及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第一項の表の注一の規定は、当該免許記録の備付けについて準用する。

9　電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書に係る電磁的記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる方法をもつて、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

10　登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録記録とする。この場合において、第一項の表の注一の規定は、当該登録記録の備付けについて準用する。

11　無線従事者は、その業務に従事しているときは、無線従事者の免許証（法第三十九条又は法第五十条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、無線従事者の免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

第三十八条の三　法第六十条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は第三十八条に規定する書類であつて、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、次に掲げる場所その他総務大臣が別に指定する場所に備え付けておくことができる。

一　登録局に係るものにあつては、登録人の住所

二　宇宙局に係るものにあつては、無線従事者の常駐する場所のうち主たるもの

三　無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）に係るものにあつては、無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所

［2～5　略］

［5・6　同上］

7　電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第九項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第九項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

［一～五　同上］

8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。

9　電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

10　登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。この場合において、第四項の規定は、当該登録状について準用する。

11　無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（法第三十九条又は法第五十条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

第三十八条の三　法第六十条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は第三十八条に規定する書類であつて、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、総務大臣が別に指定する場所（登録局にあつては、登録人の住所）に備え付けておくことができる。この場合において、同条第四項の規定は、この項の規定により総務大臣が別に指定する場所に備え付ける免許状又は登録状について準用する。

［新設］

［2～5　同上］

（非常時運用人に対する説明）

第四十一条の二　法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許記録又は登録記録に記録されている事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。

（免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等）

第四十一条の二の四　第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「免許記録又は登録記録」とあるのは「免許記録」と読み替えるものとする。

［2・3　略］

（登録局を自己以外の者に運用させる場合における準用）

第四十一条の二の五　第四十一条の二の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させる登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「無線局の免許記録又は」とあるのは「登録局の」と、「無線局の適正」とあるのは「登録局の適正」と読み替えるものとする。

［2　略］

（記載事項等の変更）

第四十三条　［略］

［2～7　略］

8‖　第一項、第二項又は第三項の規定による届出（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をしようとする場合は、併せて、電波法第二十一条第二項の規定により、無線局の免許記録の変更の届出を行わなければならない。

9‖　［略］

（電磁的方法により記録することができる書類）

第四十三条の五　免許人は、次の各号に掲げる書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができなければならない。

［一・二　略］

［2　略］

（備付けを要する書類等）

第四十五条の三　法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類（許可記録（法第百条第五項において準用する法第十四条第一項の規定により作成された法第百条第一項の許可を受けた者に係る電磁的記録をいう。以下同じ。）を含む。）を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあつては、その常置場所又はその設備のある場所。以下この条において同じ。）に備え付けておかなければならない。

一　高周波利用設備の許可記録

［二　略］

（非常時運用人に対する説明）

第四十一条の二　法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。

（免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等）

第四十一条の二の四　第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「免許状又は法第二十七条の二十五第一項の登録状」とあるのは「免許状」と読み替えるものとする。

［2・3　同上］

（登録局を自己以外の者に運用させる場合における準用）

第四十一条の二の五　第四十一条の二の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させる登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「無線局の免許状又は」とあるのは「登録局の」と、「無線局の適正」とあるのは「登録局の適正」と読み替えるものとする。

［2　同上］

（記載事項等の変更）

第四十三条　［同上］

［2～7　同上］

［新設］

8‖　［同上］

（電磁的方法により記録することができる書類）

第四十三条の五　免許人は、次の各号に掲げる書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに作成、表示及び書面への印刷ができなければならない。

［一・二　同上］

［2　同上］

（備付けを要する書類）

第四十五条の三　法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあつてはその常置場所）に備え付けておかなければならない。

一　高周波利用設備の許可状

［二　同上］

2　前項の規定による高周波利用設備の許可記録の備付けは、次に掲げるいずれかの方法により、許可記録に記録されている事項を閲覧することができる状態に置くことにより行う。ただし、許可記録の写しについては、総務大臣が定める方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該許可記録に記録されている事項と当該許可記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

一　許可記録を、高周波利用設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器（当該許可記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該許可記録を当該許可事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

二　電磁的記録による許可記録の写しを、高周波利用設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器（当該許可記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該許可記録を当該許可記録に係る許可事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

三　書面等による許可記録の写し（当該許可記録に係る許可事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、高周波利用設備の設置場所に備え付ける方法

四　当該許可記録に係る許可事項証明書を、高周波利用設備の設置場所に備え付ける方法

［３・４　略］

（型式確認）

第四十六条の七　［略］

［一・二　略］

［２・３　略］

4　前項の規定に基づき保管する資料については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができなければならない。

（指定の申請）

第五十条の四　［略］

［２～４　略］

［削る］

（権限の委任）

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第五号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一　法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十四条の二、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の二十一第一項及び第二項、第二十七条の二十二から第二十七条の二十四まで、第二十七条の二十六（第三項を除く。）、第二十七条の二十七第二項、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十、第二十七条の三十一第二項、第二十七条の三十三（第三項を除く。）、第二十七条の三十四、第二十七条の三十五、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含

2　前項の規定による高周波利用設備の許可状の備付けは、当該許可状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに表示させることをもつてこれに代えることができる。

［新設］

［３・４　同上］

（型式確認）

第四十六条の七　［同上］

［一・二　同上］

［２・３　同上］

4　前項の規定に基づき保管する資料については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示及び書面への印刷ができなければならない。

（指定の申請）

第五十条の四　［同上］

［２～４　同上］

5　第一項の規定による申請書及び添附書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

（権限の委任）

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一　法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の二十一第一項及び第二項、第二十七条の二十二から第二十七条の二十五まで、第二十七条の二十六（第三項を除く。）、第二十七条の二十七第二項、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十、第二十七条の三十一第二項、第二十七条の三十三（第三項を除く。）、第二十七条の三十四、第二十七条の三十五、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を

む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

［(1)・(2)　略］

［一の二・二　略］

二の二　法第二十四条の二第一項、第二項及び第四項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項、第二十四条の五、第二十四条の六第二項、第二十四条の七、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項、第二十四条の十並びに第二十四条の十一の規定に基づく総務大臣の権限

［二の二の二～三　略］

四　法第百条第一項、第二項及び第四項並びに同条第五項において準用する法第十四条第一項、第十四条の二、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第七十一条の五、第七十二条、第七十三条第五項、第七十六条第一項及び第八十一条の規定に基づく総務大臣の権限

［五～八　略］

［2～5　略］

6　法第二十四条の十二第一項、同条第二項において準用する法第二十四条の二第二項及び第四項、第二十四条の四第一項、第二十四条の五、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第一項及び第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項及び第二十四条の十一並びに第二十四条の十二第三項の規定に基づく総務大臣の権限は、関東総合通信局長に委任する。ただし、当該権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

［削る］

［削る］

含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

［(1)・(2)　同上］

［一の二・二　同上］

二の二　法第二十四条の二第一項、第二項及び第四項、第二十四条の二の二第一項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項、第二十四条の十並びに第二十四条の十一の規定に基づく総務大臣の権限

［二の二の二～三　同上］

四　法第百条第一項、第二項及び第四項並びに同条第五項において準用する法第十四条第一項、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第七十一条の五、第七十二条、第七十三条第五項、第七十六条第一項及び第八十一条の規定に基づく総務大臣の権限

［五～八　同上］

［2～5　同上］

6　法第二十四条の十三第一項、同条第二項において準用する法第二十四条の二第二項及び第四項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項及び第二十四条の十一並びに第二十四条の十三第三項の規定に基づく総務大臣の権限は、関東総合通信局長に委任する。ただし、当該権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

第五十二条の二　削除

（電子申請等の場合の添付書類等の提出）

第五十二条の三　法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出を電子申請等により行う場合において、当該申請又は届出に添付することとされている書類等（当該書類等に記載すべき事項について総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して記録することとされているものを除く。）があるときは、当該書類等の提出は、免許状、免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該申請又は届出に併せて送信することにより行うことができる。

2　前項の規定により電磁的記録を送信した者は、当該電磁的記録を送信した日から二年間（この間に当該申請又は届出に係る許認可等の有効期間が満了する場合は、当該有効期間が満了する日までの間）、前項の規定により読み取つた書類等を保存しなければならない。ただし、当該書類等が、電子申請等をした者が当該申請又は届出のために自ら作成したものであるときは、この限りでない。

3　総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき又は判読することができないときは、当該電磁的記録を送信した者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

4　エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

［削る］

第五節　電子情報処理組織による手続

（電子情報処理組織による手続）

第五十三条　法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2　法及びこれに基づく命令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

3　法及びこれに基づく命令の規定による申請等に対する電子処分通知等に係る公印は、押印を省略するものとする。

4　無線局の免許に係る申請等を電子申請等により行う場合にあつては、申請等から処分までの手続を電子申請等により行うとともに、処分通知等を電子交付等により受けることを原則とする。

（電子申請等による場合の添付書類等の提出）

第五十四条　法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合において、当該申請等に添付することとされている書類等（当該書類等に記載すべき事項について総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して記録することとされているものを除く。）があるときは、当該書類等の提出は、無線従事者の免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該申請等に併せて送信することにより行うことができる。

2　前項の規定により電磁的記録を送信した者は、当該電磁的記録を送信した日から二年間（この間に当該申請等に係る許認可等の有効期間が満了する場合は、当該有効期間が満了する日までの間）、前項の規定により読み取つた書類等を保存しなければならない。ただし、当該書類等が、電子申請等をした者が当該申請等のために自ら作成したものであるときは、この限りでない。

3　総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき、又は判読することができないときは、当該電磁的記録を送信した者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

4　エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第五十五条　電子申請等に係る電子情報処理組織の停止（あらかじめ停止をする旨を公表している場合を除く。）、故障その他その責めに帰することができない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請等の期間内に当該電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うことが著しく困難と認められる場合は、これらの規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請等をすることができる。

2　総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第五十二条の四　電子申請等に係る電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の停止（あらかじめ停止する旨を公表している場合を除く。）その他やむを得ない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出の期間内に電子情報処理組織を使用する方法により申請又は届出を行うことが著しく困難と認める場合は、当該各規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請又は届出をすることができる。

2　総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

［新設］

［削る］

別表第二号の二　免許記録記録事項等の一部を公表する無線局（第11条第５項関係）

［略］

別表第五号の五　記載事項等の変更届出書の様式（第43条第５項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

記載事項等変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法施行規則第43条第１項、第２項又は第３項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。あわせて、電波法第21条第２項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、届け出ます（電波法施行規則第43条第１項及び第２項にあつては、免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。）。

□電波法施行規則第43条第４項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
（注３）

また、上記の届出（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　届出者（注５）

［表略］

第五章　経過規定

（旧法による局の免許の有効期間）

第五十三条　法附則第九項に規定する無線局の免許の有効期間は、左の各号に掲げる無線局の種別ごとに、法施行の日から起算してそれぞれ下記に掲げる期間とする。

一　放送局　三年
二　放送中継局　三年
三　船舶局　三年
四　海岸局　一年六箇月
五　基地局　二年
六　陸上移動局　二年
七　簡易無線局　二年
八　実験局（実用化試験局を含む。）　一年
九　その他の局　二年六箇月

２　旧法（これに基づく命令を含む。）の規定に基いて免許（施設の許可をいう。）を与えられた無線局であつて免許の有効期間が前項の期間に満たないものは、前項の規定に拘わらず有効期間はその経過によつて満了するものとする。

別表第二号の二　免許状記載事項等の一部を公表する無線局（第11条第５項関係）

［同左］

別表第五号の五　［同左］

記載事項等変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法施行規則第43条第１項、第２項又は第３項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法施行規則第43条第４項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
（注２）

記

１　届出者（注３）

［表同左］

2　免許を受けた無線局に関する事項（注６）	2　免許を受けた無線局に関する事項（注４）
①　無線局の種別及び局数	①　無線局の種別及び局数
②　識別信号	②　識別信号
③　免許の番号	③　免許の番号
④　備考	
［3　略］	［3　同左］
注１　［略］	注１　［同左］
2　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。	［新設］
⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。	
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。	
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。	
3　［略］	2　［同左］
4　届出に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。	［新設］
5　［略］	3　［同左］
6　２の欄は、次によること。	4　［同左］
⑴　①の欄は、免許規則第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して届け出る場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。	⑴　①の欄は、免許規則第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
［⑵・⑶　略］	［⑵・⑶　同左］
⑷　④の欄は、免許規則第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して届け出る場合であつて、このうち一部の無線局において免許事項証明書の交付の請求を併せて行う場合は、当該交付の請求を行う無線局の免許番号を記載すること。	［新設］
7　免許事項証明書の送付を希望するとき（書面申請等による場合に限る。）は、届出者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票を貼付した返信用封筒を届出書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。	［新設］
8　［略］	5　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　無線局の手続	第二章　［同上］
［第一節～第二節の四　略］	［第一節～第二節の四　同上］
第三節　免許記録等（第二十一条―第二十三条）	第三節　免許状（第二十一条―第二十三条）
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
第五章　無線局の登録手続	第五章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　登録記録等（第二十五条の二十一―第二十五条の二十二）	第五節　登録状（第二十五条の二十一―第二十五条の二十二の二）
［第六節　略］	［第六節　同上］
［第五章の二～第七章　略］	［第五章の二～第七章　同上］
第八章　電子情報処理組織による手続等（第三十二条・第三十三条）	第八章　雑則（第三十二条）
第九章　雑則（第三十四条）	
附則	附則
（添付書類の写しの提出部数等）	（添付書類の写しの提出部数等）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
2　総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等による場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。	2　総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十八条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。
（免許申請手数料等の簡易な納付手続）	（免許申請手数料の簡易な納付手続）
第八条の二　同一人に属する二以上の無線局（第二条第一項各号に掲げる無線局の種別を同じくするものに限る。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局については当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局については申請者の住所、その他の移動する無線局については当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にあるものについて免許の申請を同時に行う場合において、その申請書が二以上となるときは、手数料令第二条の規定による手数料は、当該申請書のうち任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を貼つて納めることができる。	**第八条の二**　同一人に属する二以上の無線局（第二条第一項各号に掲げる無線局の種別を同じくするものに限る。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局については当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局については申請者の住所、その他の移動する無線局については当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にあるものについて免許の申請を同時に行う場合において、その申請書が二以上となるときは、手数料令第二条の規定による手数料は、当該申請書のうち任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

2　免許の申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行う場合は、手数料令第二条又は第六条の規定による手数料及び同令第三条の二の規定による手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を申請書に貼つて納めることができる。

（工事設計等の変更の申請等）

第十二条　［略］

［2・3　略］

4　第八条の規定は、第一項及び前項の規定による申請等を行う場合に準用する。

［5　略］

（届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）

第十二条の二　［略］

2　法第九条第五項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる基幹放送局の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

［イ～ホ　略］

ヘ　変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項（同法第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同法第百十六条第四項（同法第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。）　外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの

［二　略］

3　前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項（同法第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項（同法第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九条第五項に規定する変更の届出を要するものとする。

［4　略］

（工事設計書の記載の簡略）

第十五条の三　［略］

2　前項の規定は、法第九条第一項又は第二項の規定による工事設計の変更の申請等の場合に準用する。

［3・4　略］

［新設］

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　［同上］

［2・3　同上］

4　第八条の規定は、第一項及び前項の規定による申請又は届出を行う場合に準用する。

［5　同上］

（届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）

第十二条の二　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同法第百十六条第四項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。）　外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの

［二　同上］

3　前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九条第五項に規定する変更の届出を要するものとする。

［4　同上］

（工事設計書の記載の簡略）

第十五条の三　［同上］

2　前項の規定は、法第九条第一項又は第二項の規定による工事設計の変更の申請又は届出の場合に準用する。

［3・4　同上］

（工事設計書等の提出の省略等）

第十七条　無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき、又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請等に際し提出したときは、第十六条の二の規定により申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（アマチュア局の様式の特例）

第二十条の十三　次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請等は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

［表略］

第三節　免許記録等

（免許記録の周波数等の表示等）

第二十一条　第十条の二第一項の規定は、船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係る免許記録に周波数を記録する場合に準用する。

［削る］

2　第十条の二第二項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許記録に周波数を記録する場合に準用する。

3　第十条の二第三項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許記録に周波数を記録する場合に準用する。

4　第十条の二第四項の規定は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係る免許記録に電波の型式、周波数及び空中線電力を記録する場合に準用する。

5　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、ＶＳＡＴ地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつてはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のＰＨＳの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許記録を作成することがある。

（免許記録の作成の通知）

第二十一条の二　法第十四条又は第二十七条の五第二項の規定による免許記録の作成に係る免許人に対する通知は、当該免許に係る申請等が、電子申請等による場合にあつては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあつては免許事項証明書を交付することにより行うこととする。ただし、特にその必要がある場合においては、これらの方法以外の方法によることがある。

（工事設計書等の提出の省略等）

第十七条　無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、第十六条の二の規定により申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（アマチュア局の様式の特例）

第二十条の十三　次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請又は届出は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

［表同上］

第三節　免許状

（様式等）

第二十一条　法第十四条の免許状の様式は、別表第六号から別表第六号の三までのとおりとする。

2　第十条の二第一項の規定は、船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

3　第十条の二第二項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

4　第十条の二第三項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

5　第十条の二第四項の規定は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係る免許状に電波の型式、周波数及び空中線電力を記載する場合に準用する。

6　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、ＶＳＡＴ地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつてはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のＰＨＳの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。

第二十一条の二　法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第六号の四のとおりとする。

（免許記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十一条の三　総務大臣又は総合通信局長が免許記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第六号から別表第六号の四までのとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

（免許記録の閲覧の請求）

第二十一条の四　免許人は、当該免許人に係る免許記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総務大臣又は総合通信局長に請求しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

（免許事項証明書の様式）

第二十一条の五　免許事項証明書の様式は、別表第六号から別表第六号の四までのとおりとする。

［新設］

（免許事項証明書の交付の請求等）

第二十一条の六　免許人は、法第十四条の二の規定により当該免許人に係る免許事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

2　前項の請求書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　法第六条若しくは第二十七条の三又は第十六条第一項若しくは第二十条の八第一項の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、第一項の請求をすることができる。この場合において、第一項第四号に掲げる事項の記載は要しない。

4　前項前段の規定は、書面申請等により、無線局の免許に係るその他の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

［新設］

（免許記録の変更等）

第二十二条　免許人は、法第二十一条第二項の規定により免許記録に記録した事項の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　変更箇所及び変更理由

2　前項の届出書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3　法第二十一条第一項の規定による免許記録の変更に係る免許人に対する通知は、第二十一条の二の規定を準用する。

4　総務大臣又は総合通信局長は、法第二十一条第一項各号に掲げる場合のほか、職権により免許記録の変更を行うことがある。この場合において、総務大臣又は総合通信局長は、当該免許記録に係る免許人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

［新設］

（免許状の訂正）

第二十二条　免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

4　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

5　総務大臣又は総合通信局長は、法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可をした場合は、法第十八条ただし書の規定により変更検査を行わないときを除き、当該変更又は工事の結果が法第十七条第一項の許可の内容に適合していると認められた後に、免許記録を変更するものとする。

6　総務大臣又は総合通信局長は、法第二十条第二項、第四項（分割に係る部分に限る。）又は第五項（合併に係る部分に限る。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。）を許可したときは、第二十条の三第九項の規定により、当該免許人の地位を承継した者から設立登記又は変更登記に係る登記事項証明書が提出された後に、免許記録を変更するものとする。

第二十三条　削除

（無線局の廃止の届出）

第二十四条の三　［略］

［2　略］

［削る］

（無線局の変更の申請等）

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請等（事業計画の変更の届出を除く。）又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

2　第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請等を行う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請等をすることができる。

3　第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請等を行う場合に準用する。

［4～6　略］

7　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請等（事業計画の変更を除く。）、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

［8　略］

5　免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

［新設］

（免許状の再交付）

第二十三条　免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

五　再交付を求める理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（無線局の廃止の届出）

第二十四条の三　［同上］

［2　同上］

3　第一項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

（無線局の変更の申請等）

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出（事業計画の変更の届出を除く。）又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

2　第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

3　第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。

［4～6　同上］

7　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出（事業計画の変更を除く。）、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

［8　同上］

（登録申請手数料等の簡易な納付手続）

第二十五条の十一　同一人に属する二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合であつて、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）がいずれも同一の総合通信局の管轄区域内となるものについては、手数料令第八条の規定による手数料は、任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を貼つて納めることができる。

2　登録の申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行う場合は、手数料令第八条又は第九条の規定による手数料及び同令第三条の二の規定による手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を申請書に貼つて納めることができる。

第五節　登録記録等

（登録記録に記録する事項）

第二十五条の二十　法第二十七条の二十三に規定する登録記録には、法第二十七条の二十二（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）各号に掲げる事項のほか、登録の有効期間を記録する。

［削る］

（登録記録の作成の通知）

第二十五条の二十一の二　法第二十七条の二十二（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録記録の作成に係る登録人に対する通知は、当該登録に係る申請等が、電子申請等による場合にあつては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあつては登録事項証明書を交付することにより行うこととする。ただし、特にその必要がある場合においては、これらの方法以外の方法によることがある。

（登録記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十五条の二十一の三　総合通信局長が登録記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第六号の六のとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

（登録記録の閲覧の請求）

第二十五条の二十一の四　登録人は、当該登録人に係る登録記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総合通信局長に請求しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

（登録事項証明書の様式）

第二十五条の二十一の五　登録事項証明書の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

（登録事項証明書の交付の請求等）

第二十五条の二十一の六　登録人は、法第二十七条の二十三の規定により当該登録人に係る登録事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

2　前項の請求書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　法第二十七条の二十一第二項若しくは第二十七条の三十二第二項又は第二十五条の十四第一項若しくは第二十五条の十九第一項の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、第一項の請求をすることができる。この場合において、同項第二号に掲げる事項の記載は要しない。

4　前項前段の規定は、書面申請等により、無線局の登録に係るその他の申請等（登録記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

（登録の申請手数料の簡易な納付手続）

第二十五条の十一　同一人に属する二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合であつて、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）がいずれも同一の総合通信局の管轄区域内となるものについては、手数料令第八条の規定による手数料は、任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

［新設］

第五節　登録状

（登録状）

第二十五条の二十一　法第二十七条の二十五第一項の登録状には、同条第二項（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

2　前項の登録状の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（登録記録の変更等）

第二十五条の二十二　法第二十七条の二十八の規定による登録記録の変更に係る登録人に対する通知は、第二十五条の二十一の二の規定を準用する。

2　総合通信局長は、法第二十七条の二十八の規定による場合のほか、職権により登録記録の変更を行うことがある。この場合において、総合通信局長は、当該登録記録に係る登録人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

［削る］

（拒否の通知）

第二十六条の二　法第百条第一項の許可の申請を審査した結果により、許可を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、高周波利用設備の許可に係るその他の申請の場合に準用する。

（許可記録）

第二十六条の三　許可記録（法第百条第五項において準用する法第十四条第一項の規定により作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記録する。

一　許可の年月日及び許可の番号

二　設置者（法第百条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

三　設備の種別

四　設置の目的

五　設備の設置場所

六　高周波電流を通ずる線路の種別及び区間

（許可記録の作成の通知）

第二十六条の四　許可記録の作成に係る設置者に対する通知は、当該許可に係る申請等が、電子申請等による場合にあつては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあつては許可事項証明書を交付することにより行うこととする。ただし、特にその必要がある場合においては、これらの方法以外の方法によることがある。

（登録状の訂正）

第二十五条の二十二　登録人は、法第二十七条の二十八の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。

4　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。

5　第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。

（登録状の再交付）

第二十五条の二十二の二　登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　再交付を求める理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

［新設］

［新設］

［新設］

（許可記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十七条　総合通信局長が許可記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第十号のとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

（許可記録の閲覧の請求）

第二十七条の二　設置者は、当該設置者に係る許可記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総合通信局長に請求しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

（許可事項証明書の様式）

第二十七条の三　許可事項証明書の様式は、別表第十号のとおりとする。

（許可事項証明書の交付の請求等）

第二十七条の四　設置者は、法第百条第五項において準用する法第十四条の二の規定により当該設置者に係る許可事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

2　法第百条第一項の許可の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、前項の請求をすることができる。この場合において、前項第三号及び第四号に掲げる事項の記載は要しない。

3　前項の規定は、書面申請等により、高周波利用設備の許可に係るその他の申請等（許可記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

（許可記録の変更等）

第二十八条　法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条第二項の規定により許可記録に記録した事項の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　変更箇所及び変更理由

2　法第百条第五項において準用する法第二十一条第一項による許可記録の変更に係る設置者に対する通知は、第二十六条の四の規定を準用する。

3　総合通信局長は、法第百条第五項において準用する法第二十一条第一項各号に掲げる場合のほか、職権により許可記録の変更を行うことがある。この場合において、総合通信局長は、当該許可記録に係る設置者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

［削る］

（許可状等）

第二十七条　法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第十号で定める様式の許可状を交付する。

2　前項の許可を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

［新設］

［新設］

［新設］

（許可状の訂正）

第二十八条　法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4　第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。

［削る］

（許可の承継の届出）

第二十八条の二　［略］

（変更の申請等）

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請等をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号第2又は別表第九号第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請等の場合に準用する。

第八章　電子情報処理組織による手続等

（電子情報処理組織による手続等）

第三十二条　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

3　この省令の規定による申請等に対する電子処分通知等に係る公印は、押印を省略するものとする。

4　無線局の免許に係る申請等を電子申請等により行う場合にあつては、申請等から処分までの手続を電子申請等により行うとともに、処分通知等を電子交付等により受けることを原則とする。

（免許記録等の写し及び免許事項証明書等の扱い）

第三十三条　免許人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める免許記録の写し及び免許事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　無線局の免許がその効力を失つた場合　当該効力を失つた免許に係る免許記録の写し及び免許事項証明書

二　免許記録が変更された場合　当該変更前の免許記録に係る免許記録の写し及び免許事項証明書

（許可状の再交付）

第二十八条の二　法第百条第一項の許可を受けた者は、許可状を破損し、汚し、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

五　再交付を求める理由

2　第二十二条第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（許可の承継の届出）

第二十八条の三　［同上］

（変更の申請等）

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号第2又は別表第九号第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。

［新設］

2　登録人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める登録記録の写し及び登録事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　無線局の登録がその効力を失つた場合　当該効力を失つた登録に係る登録記録の写し及び登録事項証明書

二　登録記録が変更された場合　当該変更前の登録記録に係る登録記録の写し及び登録事項証明書

3　設置者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可記録の写し及び許可事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　高周波利用設備の許可がその効力を失つた場合　当該効力を失つた許可に係る許可記録の写し及び許可事項証明書

二　許可記録が変更された場合　当該変更前の許可記録に係る許可記録の写し及び許可事項証明書

第九章　雑則

［削る］

（免許事項証明書等及び書面等による処分通知等の送付に要する費用）

第三十四条　免許事項証明書、登録事項証明書又は許可事項証明書の交付を請求する者が、当該証明書の送付を希望するときは、当該請求者は、当該証明書の送付に要する費用を納めなければならない。

2　無線局の免許の申請その他法の規定による申請等をする者が、申請等に対する書面等による処分通知等の送付を希望するときは、当該申請等をする者は、当該処分通知等の送付に要する費用を納めなければならない。

3　前二項の場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用するリとができる証票により納めるものとする。

別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項及び第16条第２項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許（再免許）申請書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

第八章　雑則

（免許状等の送付に要する費用）

第三十二条　無線局の免許の申請その他法の規定による申請又は届出をする者が、申請又は届出に対する処分に関する書類の送付を希望するときは、当該申請者又は届出をする者は、総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を納めなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。

［新設］

別表第一号　［同左］

無線局免許（再免許）申請書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の２の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注４)

記（注５）

１　申請者（注６）
［表略］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）
［表略］
３　免許又は再免許に関する事項（注８）
［表略］
４　電波利用料（注９）
①　電波利用料の前納（注10）
［表略］
②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）(注11)
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表略］
［５　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。
⑴　複数の無線局を申請する場合は、３①の欄の記載事項に対応した手数料及び第８条の２第２項により合算した額の内訳が分かるように３⑥の欄に記載すること。

（記載例）　10W　１局×6,200円＋証明書１通×480円
１W　１局×3,450円＋証明書１通×480円
合　計　10,610円

⑵　第８条の２第１項の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
［⑶・⑷　略］
［３　略］
４　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５～10　［略］
11　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。
12　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）

□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の２の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）
［表同左］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注６）
［表同左］
３　免許又は再免許に関する事項（注７）
［表同左］
４　電波利用料（注８）
①　電波利用料の前納（注９）
［表同左］
②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）(注10)
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表同左］
［５　同左］
注１　［同左］
２　［同左］
⑴　複数の無線局を申請する場合は、３①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を３⑥の欄に記載すること。

（記載例）　10W　１局×6,700円
１W　１局×3,550円
合　計　10,250円

⑵　第８条の２の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
［⑶・⑷　同左］
［３　同左］
［新設］

４～９　［同左］
10　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。
11　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同

第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

13　［略］

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の５第２項及び第20条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局免許（再免許）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の３の規定により、特定無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第20条の６に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の９の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の10の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記（注５）

１　申請者（注６）

［表略］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）

［略］

３　免許又は再免許に関する事項（注８）

［表略］

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注９）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表略］

［５　略］

注１　［略］

［２・３　略］

４　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５～８　［略］

条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

12　［同左］

別表第一号の二　［同左］

特定無線局免許（再免許）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の３の規定により、特定無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第20条の６に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の９の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の10の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）

［表同左］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注６）

［同左］

３　免許又は再免許に関する事項（注７）

［表同左］

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注８）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表同左］

［５　同左］

注１　［同左］

［２・３　同左］

［新設］

４～７　［同左］

9　４の欄は、次によること。

［(1)　略］

(2)　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。

10　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

11　［略］

別表第一号の三　無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（第25条の10第１項及び第25条の14第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局登録（再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の21第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記（注５）

１　申請者（注６）

［表略］

２　電波法第27条の24第２項第１号への該当の有無（注７）

［略］

３　登録又は再登録に関する事項（注８）

［表略］

４　電波利用料（注９）

①　電波利用料の前納（注10）

［表略］

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注11）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表略］

［５　略］

8　［同左］

［(1)　同左］

(2)　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。

9　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

10　［同左］

別表第一号の三　［同左］

無線局登録（再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の21第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）

［表同左］

２　電波法第27条の23第２項第１号への該当の有無（注６）

［同左］

３　登録又は再登録に関する事項（注７）

［表同左］

４　電波利用料（注８）

①　電波利用料の前納（注９）

［表同左］

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表同左］

［５　同左］

注１　［略］
［２・３　略］
４　申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５　［略］
６　［略］
７　法第27条の24第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。
８　［略］
９　［略］
10　［略］
11　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。
12　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
13　［略］

別表第一号の四　無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（第25条の17第１項及び第25条の19第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の32第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第25条の19第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）
また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記（注５）

１　申請者（注６）
［表略］
２　電波法第27条の24第２項第１号への該当の有無（注７）
［略］
３　登録又は再登録に関する事項（注８）
［表略］

注１　［同左］
［２・３　同左］
［新設］
４　［同左］
５　［同左］
６　法第27条の23第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。
７　［同左］
８　［同左］
９　［同左］
10　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。
11　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
12　［同左］

別表第一号の四　［同左］

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の32第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第25条の19第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）
［表同左］
２　電波法第27条の23第２項第１号への該当の有無（注６）
［同左］
３　登録又は再登録に関する事項（注７）
［表同左］

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注９）
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表略］
［５　略］
注１　［略］
［２・３　略］
４　申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５　［略］
６　［略］
７　法第27条の24第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。
８　［略］
９　４の欄は、次によること。
［(1)　略］
(2)　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。
10　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
11　［略］

別表第三号の三　特定無線局の運用開始の期限の延長申請書の様式（第23条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

電波法第27条の６第１項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。
また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３）

記

１　申請者（注４）
［表略］
２　特定無線局の運用開始の期限の延長に関する事項（注５）
［表略］
［３　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
(1)　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注８）
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表同左］
［５　同左］
注１　［同左］
［２・３　同左］
［新設］
４　［同左］
５　［同左］
６　法第27条の23第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。
７　［同左］
８　［同左］
［(1)　同左］
(2)　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。
９　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
10　［同左］

別表第三号の三　［同左］

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

電波法第27条の６第１項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注２）
［表同左］
２　特定無線局の運用開始の期限の延長に関する事項（注３）
［表同左］
［３　同左］
注１　［同左］
［新設］

⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

3　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

4　［略］

5　［略］

6　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　［略］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局変更等申請書及び届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第９条第２項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第17条第２項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第２項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

［新設］

2　［同左］

3　［同左］

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5　［同左］

別表第四号　［同左］

無線局変更等申請書及び届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第９条第２項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第17条第２項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第２項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注３）
また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。
（注４）

記

１　申請（届出）者（注５）
［表略］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注６）
［表略］
［３　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。
３　［略］
４　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５　［略］
６　２の欄は、次によること。
［⑴～⑶　略］
⑷　④の欄の記載は、次のよること。
［ア　略］
イ　２以上の無線局について１の免許記録が作成されている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許記録に記録されている免許番号の範囲を記載すること。
ウ　第25条第７項において準用する第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請（届出）する場合であつて、このうち一部の無線局において免許事項証明書の交付の請求を併せて行う場合は、当該交付の請求を行う無線局の免許番号を記載すること。
エ　［略］
７　［略］

□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注２）

記

１　申請（届出）者（注３）
［表同左］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注４）
［表同左］
［３　同左］
注１　［同左］
［新設］
２　［同左］
［新設］
３　［同左］
４　［同左］
［⑴～⑶　同左］
⑷　［同左］
［ア　同左］
イ　２以上の無線局について１の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。
［新設］
ウ　［同左］
５　［同左］

8　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

9　［略］

別表第四号の二　特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の２第１項及び第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局変更等申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の８第１項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第27条の９の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注３）
また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。
（注４）

記

１　申請者（注５）
［表略］
２　変更等の対象となる無線局に関する事項（注６）
［表略］
［３　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
３　［略］
４　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５　［略］

6　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　［同左］

別表第四号の二　特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の２第１項及び第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局変更等申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の８第１項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第27条の９の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注２）

記

１　申請者（注３）
［表同左］
２　変更等の対象となる無線局に関する事項（注４）
［表同左］
［３　同左］
注１　［同左］
［新設］

２　［同左］
［新設］

３　［同左］

6　［略］

7　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8　［略］

別表第四号の三　登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第３項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局変更登録申請書（届出書）

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の26第２項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
□電波法第27条の26第４項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
□電波法第27条の33第２項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
□電波法第27条の33第４項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
（注３）
また、上記の申請等（登録記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。
（注４）

記

１　申請（届出）者（注５）
［表略］
２　登録局の変更登録に関する事項（注６）
［表略］
［３　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
⑴　登録記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

4　［同左］

5　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6　［同左］

別表第四号の三　登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第３項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局変更登録申請書（届出書）

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の26第２項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
□電波法第27条の26第４項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
□電波法第27条の33第２項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
□電波法第27条の33第４項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
（注２）

記

１　申請（届出）者（注３）
［表同左］
２　登録局の変更登録に関する事項（注４）
［表同左］
［３　同左］
注１　［同左］
［新設］

3　［略］
4　申請等に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
5　［略］
6　［略］
7　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
8　［略］

別表第五号　無線局の免許承継申請書（届出書）の様式（第20条の２第２項、第20条の３第３項、第20条の３の２第３項及び第20条の３の３第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）
□電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）
□電波法第20条第３項、第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）
□電波法第20条第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）
（注３）

2　［同左］
［新設］

3　［同左］
4　［同左］
5　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6　［同左］

別表第五号　［同左］

無線局免許承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）
□電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）
□電波法第20条第３項、第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）
□電波法第20条第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）
（注２）

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　申請（届出）者（注５）

［表略］

２　承継に係る無線局（注６）

［表略］

３　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）

［表略］

４　各手続に係る個別事項（注３）（注８）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～④　略］

⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～③　略］

④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①・②　略］

③　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業計画（注９）

④　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業収支見積り（注９）

記

１　申請（届出）者（注３）

［表同左］

２　承継に係る無線局（注４）

［表同左］

３　電波法第５条に規定する欠格事由（注５）

［表同左］

４　各手続に係る個別事項（注２）（注６）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～④　同左］

⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～③　同左］

④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①・②　同左］

③　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業計画（注７）

④　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業収支見積り（注７）

⑤　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（注９）

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注９）

５　添付書類（注３）

［(1)～(4)　略］

［６　略］

注１　［略］

２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

(1)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

(2)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

３　［略］

４　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５～９　［略］

10　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

11　［略］

別表第五号の三　登録局の登録承継届出書の様式（第25条の15第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局登録承継届出書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

電波法第27条の27第１項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第２項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

また、上記の届出に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３）

記

１　届出者（注４）

［表略］

⑤　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（注７）

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注７）

５　添付書類（注２）

［(1)～(4)　同左］

［６　同左］

注１　［同左］

［新設］

２　［同左］

［新設］

３～７　［同左］

８　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

９　［同左］

別表第五号の三　登録局の登録承継届出書の様式（第25条の15第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局登録承継届出書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

電波法第27条の27第１項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第２項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

１　届出者（注２）

［表同左］

2　承継に係る登録局（注５）	2　承継に係る登録局（注３）
［表略］	［表同左］
3　添付書類（注６）	3　添付書類（注４）
［略］	［同左］
［4　略］	［4　同左］
注１　［略］	注１　［同左］
2　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。	［新設］
⑴　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。	
⑵　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。	
3　届出に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。	［新設］
4　［略］	2　［同左］
5　［略］	3　［同左］
6　［略］	4　［同左］
7　登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、届出者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を届出書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。	［新設］
8　［略］	5　［同左］
別表第六号　基幹放送局の免許事項証明書等の様式（第21条の３、第21条の５関係）	**別表第六号**　基幹放送局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）
［様式略］	［様式同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］
3　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。	［新設］
別表第六号の二　基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局の免許事項証明書等の様式（第21条の３、第21条の５関係）	**別表第六号の二**　基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）
［様式略］	［様式同左］
［注１～３　略］	［注１～３　同左］
4　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。	［新設］
別表第六号の三　アマチュア局の免許事項証明書等の様式（第21条の３、第21条の５関係）	**別表第六号の三**　アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）
第１　人工衛星等のアマチュア局及び法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局	第１　［同左］
［様式略］	［様式同左］
注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。 2　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列５番とする。	注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
［第２　略］	［第２　同左］

別表第六号の四　包括免許の免許事項証明書等の様式（第21条の３、第21条の５関係）

第１　特定無線局（法第27条の２第１号に掲げる無線局に係るものに限る。）

［様式略］

［注１・２　略］

３　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

第２　特定無線局（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）

［様式略］

［注１・２　略］

３　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表第六号の五　無線局の免許記録の変更届出書の様式（第22条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許記録変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

電波法第21条第２項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。

また、上記の届出に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３）

記

１　届出者（注４）

［表略］

２　免許記録の変更に関する事項（注５）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　変更箇所及び変更理由	

３　届出の内容に関する連絡先

［表略］

注１　［略］

２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

⑴　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

⑵　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

別表第六号の四　包括免許に交付する免許状の様式（第21条の２関係）

第１　［同左］

［様式同左］

［注１・２　同左］

［新設］

第２　［同左］

［様式同左］

［注１・２　同左］

［新設］

別表第六号の五　無線局の免許状の訂正申請書の様式（第22条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許状訂正申請書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

電波法第21条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注２）

［表同左］

２　免許状の訂正に関する事項（注３）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由	

３　申請の内容に関する連絡先

［表同左］

注１　［同左］

［新設］

３　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

４　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［⑸　略］

５　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵・⑶　略］

⑷　④の欄は、変更箇所及び変更理由を記載すること。

６　免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、届出者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を届出書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

７　届出書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の六　登録又は包括登録の無線局の登録事項証明書等の様式（第25条の21の３、第25条の21の５関係）

［様式略］

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
　２　登録事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

［新設］

２　［同左］

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［⑸　同左］

３　［同左］

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵・⑶　同左］

⑷　④の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

４　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

５　申請書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の六　登録又は包括登録の無線局に交付する登録状の様式（第25条の21第２項関係）

［様式同左］

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第六号の七　削除

別表第六号の七　登録局の登録状の訂正申請書の様式（第25条の22第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の登録状訂正申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

電波法第27条の28の規定により、登録局の登録状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注２）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

２　登録状の訂正に関する事項（注３）

①　登録の番号	
②　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由	

３　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

３　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、現に登録を受けている無線局の登録の番号を記載すること。

⑵　②の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

４　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

５　申請書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の八　無線局の免許状の再交付申請書及び登録局の登録状の再交付申請書の様式（第23条第２項及び第25条の22の２第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

免許状（登録状）再交付申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□無線局免許手続規則第23条第１項の規定により、無線局の免許状の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の22の２第１項の規定により、登録局の登録状の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）

［表同左］

別表第六号の八　無線局の免許事項証明書及び登録事項証明書の交付請求書の様式（第21条の６第２項及び第25条の21の６第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

免許事項証明書（登録事項証明書）交付請求書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

□電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

（注３）

記（注４）

１　請求者（注５）

［表略］

2　請求に関する事項（注６）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号、包括免許の番号又は登録の番号	

3　請求の内容に関する連絡先

［表略］

注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に係る請求をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

２　収入印紙については、次によること。

⑴　複数の無線局を請求する場合は、２①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を請求書の余白に記載すること。

［⑵　略］

⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、請求書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

［３　略］

４　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　　別	記載する欄	備　　考
１　免許事項証明書の交付請求の場合	１　２㈱　３	㈱　特定無線局の免許事項証明書の交付請求の場合は、２①の欄は無線局の種別を記載することとし、局数の記載は要しない。また、２②の欄の記載は要しない。
２　登録事項証明書の交付請求の場合	１　２（③　④）　３	

５　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（請求者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　請求者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、請求者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

2　再交付に関する事項（注６）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号、包括免許の番号又は登録の番号	
④　再交付を求める理由	

3　申請の内容に関する連絡先

［表同左］

注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

２　［同左］

⑴　複数の無線局を申請する場合は、２①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を申請書の余白に記載すること。

［⑵　同左］

⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

［３　同左］

４　［同左］

区　　別	記載する欄	備　　考
１　免許状の再交付の申請の場合	１　２㈱　３	㈱　特定無線局の免許状の再交付申請の場合は、２①の欄は無線局の種別を記載することとし、局数の記載は要しない。また、２②の欄の記載は要しない。
２　登録状の再交付の申請の場合	１　２（③　④）　３	

５　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［⑸　略］

6　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して請求を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵　略］

⑶　③の欄は、次によること。

ア　免許事項証明書の交付請求においては、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

イ　登録事項証明書の交付請求においては、登録局（包括登録に係る登録局の場合を除く。）の場合は現に登録を受けている登録の番号を記載し、包括登録に係る登録局の場合は現に包括登録を受けている登録の番号を記載すること。

［削る］

7　免許事項証明書又は登録事項証明書の送付を希望するときは、請求者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を請求書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8　請求書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第１　申請書

長

高周波利用設備許可申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）　住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）

氏名

辺

高周波利用設備（　　）（注３）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第100条第５項により準用する同法第14条の２の規定により、許可記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［⑸　同左］

6　［同左］

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵　同左］

⑶　［同左］

ア　免許状の再交付申請においては、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

イ　登録状の再交付申請においては、登録局（包括登録に係る登録局の場合を除く。）の場合は現に登録を受けている登録の番号を記載し、包括登録に係る登録局の場合は現に包括登録を受けている登録の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、再交付を求める理由を記載すること。

7　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8　申請書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第九号　［同左］

第１　申請書

長

高周波利用設備許可申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）　住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）

氏名

辺

高周波利用設備（　　）（注３）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［略］

［２・３　同左］

４　申請に併せて許可事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５　許可事項証明書その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

［略］

注１　［略］

［２　略］

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区別		記載する欄	備考
１　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	［⑴　略］	［略］	［（注１）～（注６）略］
	⑵　変更の許可の申請等（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	［略］	
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	［⑴　略］	［略］	
	⑵　変更の許可の申請等の場合	［略］	

［４～31　略］

32　変更の許可の申請等の場合は、注１から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

［⑴　略］

⑵　５の欄から11の欄まで（８の欄及び９の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可記録の記録事項により記載すること。

［⑶　略］

注１　［同左］

［２・３　同左］

［新設］

４　許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第２　［同左］

［同左］

注１　［同左］

［２　同左］

３　［同左］

区別		記載する欄	備考
１　［同左］	［⑴　同左］	［同左］	［（注１）～（注６）同左］
	⑵　変更の許可の申請又は届出（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	［同左］	
２　［同左］	［⑴　同左］	［同左］	
	⑵　変更の許可の申請又は届出の場合	［同左］	

［４～31　同左］

32　変更の許可の申請又は届出の場合は、注１から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

［⑴　同左］

⑵　５の欄から11の欄まで（８の欄及び９の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可状の記載事項により記載すること。

［⑶　同左］

第３　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

［略］

注１　［略］

［２～12　略］

13　６及び７の欄は、変更の許可の申請等の場合に限り、許可記録の記録事項により記載すること。

14　変更の許可の申請等の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１⑴から⒀までに変更があつた場合は、１⒁の欄も記載すること。）。

［15・16　略］

別表第十号　高周波利用設備の許可事項証明書等の様式（第27条、第27条の３関係）

［様式略］

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　許可事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表第十三号第１　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。
（電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）
また、免許を受けたら、免許の証明書をください。
（また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注２））

記

１　申請者（注３）

［表略］

第３　［同左］

［同左］

注１　［同左］

［２～12　同左］

13　６及び７の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り、許可状の記載事項により記載すること。

14　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１⑴から⒀までに変更があつた場合は、１⒁の欄も記載すること。）。

［15・16　同左］

別表第十号　高周波利用設備許可状の様式（第27条第１項関係）

［様式同左］

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第十三号第１　［同左］

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。
（電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

１　申請者（注２）

［表同左］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注４）
［表略］
３　免許に関する事項（注５）
［表略］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注６）
［表略］
［５　略］
無線局事項書及び工事設計書（注７）
［表略］
［備考　略］
注１　［略］
２　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
３～７　［略］
８　免許事項証明書又は申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
９　［略］

別表第十三号第２　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（本申請等により免許記録に変更が生じない場合は、印紙をはる必要はありません。）
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。
（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第１項（第25条第１項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）
□無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注３）
［表同左］
３　免許に関する事項（注４）
［表同左］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注５）
［表同左］
［５　同左］
無線局事項書及び工事設計書（注６）
［表同左］
［備考　同左］
注１　［同左］
［新設］

２～６　［同左］
７　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
８　［同左］

別表第十三号第２　［同左］

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。
（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第１項（第25条第１項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）
□無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□その他の変更（　　）
（注２）

□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□その他の変更（　　）
（注２）
また、変更後の免許の証明書をください。
（また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３））

記

１　申請（届出）者（注４）
［表略］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注５）
［表略］
［３　略］
無線局事項書及び工事設計書（注６）
［表略］
［備考１・２　略］
注１　［略］
［２　略］
３　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
４　［略］
５　［略］
６　［略］
７　免許事項証明書又は申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
８　［略］

別表第十四号第１　アマチュア局の再免許申請書（無線局事項書及び工事設計書の添付を省略する場合に限る。）の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局再免許申請書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ （この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。） （必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

記

１　申請（届出）者（注３）
［表同左］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注４）
［表同左］
［３　同左］
無線局事項書及び工事設計書（注５）
［表同左］
［備考１・２　同左］
注１　［同左］
［２　同左］
［新設］
３　［同左］
４　［同左］
５　［同左］
６　無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
７　［同左］

別表第十四号第１　［同左］

アマチュア局再免許申請書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ （この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。） （必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。
（無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）
また、免許を受けたら、免許の証明書をください。
（また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注２)）

記

１　申請者（注３）
［表略］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注４）
［表略］
３　免許に関する事項（注５）
［表略］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）(注６)
［表略］
［５　略］
［備考　略］
注１　［略］
２　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
３～６　［略］
７　免許事項証明書又は申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
８　［略］

別表第十四号第２　アマチュア局の変更等申請書及び届出書の様式（第20条の13関係）(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙貼付欄
（注２）

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。
□無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更(電波法第19条)
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□社団（クラブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）

アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。
（無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）

記

１　申請者（注２）
［表同左］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注３）
［表同左］
３　免許に関する事項（注４）
［表同左］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）(注５)
［表同左］
［５　同左］
［備考　同左］
注１　［同左］
［新設］
２～５　［同左］
６　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
７　［同左］

別表第十四号第２　［同左］

アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。
□無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更(電波法第19条)
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□社団（クラブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）
□その他の変更（　　）
（注２）

□その他の変更（　　） （注３） また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。 （注４）	
記	記
１　申請（届出）者（注５）	１　申請（届出）者（注３）
［表略］	［表同左］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注６）	２　変更の対象となる無線局に関する事項（注４）
［表略］	［表同左］
［３　略］	［３　同左］
［備考１・２　略］	［備考１・２　同左］
注１　［略］	注１　［同左］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。	［新設］
⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。	
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。	
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。	
３　［略］	２　［同左］
４　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。	［新設］
５　［略］	３　［同左］
６　［略］	４　［同左］
７　免許事項証明書又は申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。	５　無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
８　［略］	６　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一括呼出しの応答順位） **第百二十七条**　免許記録に記録されている通信の相手方である無線局を一括して呼び出そうとするときは、左の事項を順次送信するものとする。 ［一～四　略］ ［２・３　略］ （各局あて同報） **第百二十七条の四**　第五十九条第一項の規定は、免許記録に記録されている通信の相手方に対して同時に通報を送信する場合に準用する。	（一括呼出しの応答順位） **第百二十七条**　免許状に記載された通信の相手方である無線局を一括して呼び出そうとするときは、左の事項を順次送信するものとする。 ［一～四　同上］ ［２・３　同上］ （各局あて同報） **第百二十七条の四**　第五十九条第一項の規定は、免許状に記載された通信の相手方に対して同時に通報を送信する場合に準用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の更新） **第三条**　法第二十四条の三第一項の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。 ［２　略］	（登録の更新） **第三条**　法第二十四条の二の二第一項の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。 ［２　同上］
第四条　削除	（登録証の様式） **第四条**　法第二十四条の四第一項の登録証の様式は、別表第四号のとおりとする。
（変更の届出） **第五条**　登録検査等事業者は、法第二十四条の五の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。 ［一～三　略］ ［削る］	（変更の届出） **第五条**　登録検査等事業者は、法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。 ［一～三　同上］
［２　略］ ［３　略］ ４　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第二項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。 ５　総合通信局長は、法第二十四条の五の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければならない。	［同上］ ［同上］ ５　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第三項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。 ６　総合通信局長は、法第二十四条の五第一項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録検査等事業者登録簿に登録しなければならない。

第六条　削除

（外国点検事業者の登録の申請）

第九条　法第二十四条の十二第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するところにより行う場合は、この限りでない。

2　法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「外国業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～八　略］

［3・4　略］

5　法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類とする。

第十条　削除

（登録外国点検事業者の変更の届出）

第十一条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の五の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～三　略］

［削る］

2　［略］

3　［略］

4　関東総合通信局長は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の五の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録外国点検事業者登録ファイルに記録しなければならない。

第十二条　削除

（登録証の再交付）

第六条　登録検査等事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録又はその更新の年月日及び登録番号

二　再交付の理由

2　登録検査等事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（外国点検事業者の登録の申請）

第九条　法第二十四条の十三第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するところにより行う場合は、この限りでない。

2　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「外国業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～八　同上］

［3・4　同上］

5　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類とする。

（登録外国点検事業者の登録証の様式）

第十条　法第二十四条の十三第二項において準用する第二十四条の四第一項の登録外国点検事業者の登録証の様式は、別表第四号のとおりとする。

（登録外国点検事業者の変更の届出）

第十一条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～三　同上］

2　前項の届出があった場合において、関東総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。

3　［同上］

4　［同上］

5　関東総合通信局長は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録外国点検事業者登録簿に登録しなければならない。

（登録外国点検事業者の登録証の再交付）

第十二条　登録外国点検事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　再交付の理由

（登録に係る事業の承継の届出）

第十三条　法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　略］

［2　略］

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第十四条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

［削る］

（総合通信局長に提出する書類の作成）

第二十三条　この省令の規定により総合通信局長に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

（電子情報処理組織による手続等）

第二十四条　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

3　この省令の規定による申請等に対する電子処分通知等に係る公印は、押印を省略するものとする。

2　登録外国点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（登録に係る事業の承継の届出）

第十三条　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［2　同上］

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第十四条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

（公表）

第二十三条　総務大臣は、登録検査等事業者等に係る次の事項を公表するものとする。

一　登録検査等事業者等の名称

二　登録検査等事業者等の住所

三　登録又はその更新の年月日

四　登録番号

五　有効年月日（登録検査等事業者（点検の事業のみを行うものを除く。）に限る。）

六　無線設備等の点検の事業のみを行うものにあっては、その旨

2　前項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

（総合通信局長に提出する書類の作成）

第二十四条　この省令の規定により総合通信局長に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

［新設］

別表第一号（第２条第１項、第３条第２項及び第９条第１項関係）

登　録　検　査　等　事　業　者　等　申　請　書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）
郵　便　番　号
住　　所
氏　　名
電　話　番　号

第24条の２第１項の登録

下記のとおり、電波法第24条の３第１項の登録の更新（注３）を受けたいので、申請

第24条の12第１項の登録

します。

記

１　事務所の名称及び所在地（注４）
２　点検に用いる測定器その他の設備の概要（注５）
３　備考（注６）

長辺　短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～６　略］

別表第三号（第２条第５項、第３条第２項、第７条第１項及び第13条第１項関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　（注１）殿

申請者（注２）郵　便　番　号
住　　所
氏　　名

登録申請者及びその役員は、電波法第24条の２第５項各号又は同法第24条の12第２項において準用する同法第24条の２第５項各号に該当しないことを誓約します。

長辺　短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

別表第四号　削除

別表第一号（第２条第１項、第３条第２項及び第９条第１項関係）

登　録　検　査　等　事　業　者　等　申　請　書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）
郵　便　番　号
住　　所
氏　　名
電　話　番　号

第24条の２第１項の登録

下記のとおり、電波法第24条の２の２第２項の登録の更新（注３）を受けたいので、

第24条の13第１項の登録

申請します。

記

１　事務所の名称及び所在地（注４）
２　点検に用いる測定器その他の設備の概要（注５）
３　備考（注６）

長辺　短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～６　同左］

別表第三号（第２条第５項、第３条第２項、第７条第１項及び第13条第１項関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　（注１）殿

申請者（注２）郵　便　番　号
住　　所
氏　　名

登録申請者及びその役員は、電波法第24条の２第５項各号又は法第24条の13第２項において準用する法第24条の２第５項各号に該当しないことを誓約します。

長辺　短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　同左］

別表第四号（第４条及び第10条関係）

登　　録　　証

長

登録又はその更新の年月日		登録番号	
有効年月日（注１）			
登録検査等事業者等の名称			
登録検査等事業者等の住所			
備考（注２）			

別表第五号　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

［第一　略］

第二　法第六十条の時計及び備付書類

［一　略］

二　免許記録の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示を含む。）

［三・四　略］

［第三　略］

別表第七号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

［第一　略］

第二　法第六十条の時計及び備付書類

点検の種別	点検の項目
［一　略］	
二　法第七十三条第四項の点検	［イ　略］ ロ　免許記録の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示を含む。） ［ハ・ニ　略］

［第三　略］

別表第八号　点検結果通知書の様式（第21条関係）

法第10条第２項、第18条第２項及び第73条第４項の点検を依頼した者宛て通知する点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（１枚目）

年　月　日

点　検　結　果　通　知　書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称（注１）
登録番号
点検員の氏名

電波法第24条の２第４項の規定により上記のとおり登録したことを証する。（注３）

年　月　日

（注４）（何）総合通信局長　（印）

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限り記載する。

２　登録を受けた者が点検の事業のみを行う者である場合はその旨を記載する。

３　外国点検事業者の登録の場合は、「電波法第24条の２第４項」とある部分は、「電波法第24条の13第２項」とする。

４　「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第五号　［同上］

［第一　同上］

第二　［同上］

［一　同上］

二　無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示）

［三・四　同上］

［第三　同上］

別表第七号　［同上］

［第一　同上］

第二　［同上］

点検の種別	点検の項目
［一　同上］	
二　法第七十三条第四項の点検	［イ　同上］ ロ　無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示） ［ハ・ニ　同上］

［第三　同上］

別表第八号　点検結果通知書の様式（第21条関係）

法第10条第２項、第18条第２項及び第73条第４項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（１枚目）

年　月　日

点　検　結　果　通　知　書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称（注１）
登録番号
点検員の氏名

長

登録検査等事業者等規則第２条第２項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下記のとおり通知します。(注２)

点検年月日		無線局の種別	
点検場所		免許番号（注３）	
識別信号（注４）			
点検項目		点検結果	
第１　無線従事者の資格及び員数			
１　選任されている無線従事者の資格及び員数		資格名	員数
２　選任されている無線従事者の従事事実		従事の事実　有□　無□	
３　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力		所有　有□　無□　免除□ 効力　有□　無□	
４　主任無線従事者を選任している場合は監督の事実		監督の事実　有□　無□	
５　主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実		講習の受講　有□　無□ 年　月　日　受講	
６　遭難通信責任者の配置		配置　有□　無□　免除□	
第２　時計及び書類			
１　時計の備付け		備付け　有□　無□	
２　免許記録の備付け（注５）		備付け（注５）　有□　無□	
３　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存		備付け　有□　無□　免除□ 保存　有□　無□ 記載内容	
４　その他の書類の備付け		備付書類	現行化
			されている　□ されていない　□

辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～４　略］

長

登録検査等事業者等規則第２条第２項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下記のとおり通知します。(注２)

点検年月日		無線局の種別	
点検場所		免許番号（注３）	
識別信号			
点検項目		点検結果	
第１　無線従事者の資格及び員数			
１　選任されている無線従事者の資格及び員数		資格名	員数
２　選任されている無線従事者の従事事実		従事の事実　有□　無□	
３　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力		所有　有□　無□　免除□ 効力　有□　無□	
４　主任無線従事者を選任している場合は監督の事実		監督の事実　有□　無□	
５　主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実		講習の受講　有□　無□ 年　月　日　受講	
６　遭難通信責任者の配置		配置　有□　無□　免除□	
第２　時計及び書類			
１　時計の備付け		備付け　有□　無□	
２　無線局免許状の備付け（注５）		備付け（注５）　有□　無□	
３　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存		備付け　有□　無□　免除□ 保存　有□　無□ 記載内容	
４　その他の書類の備付け		備付書類	現行化
			されている　□ されていない　□

辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～４　同左］

5　船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「備付け（掲示を含む。）」とする。 ［（２枚目）～（４枚目）　略］	5　船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「掲示」とする。 ［（２枚目）～（４枚目）　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、令和七年九月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第二十一条の四及び第二十五条の二十一の四に規定する請求をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同規則第二十一条の四及び第二十五条の二十一の四の規定の例により、当該請求をすることができる。

（経過措置）

第三条　施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正前の電波法施行規則第三十八条第四項、第八項（同条第四項に係る部分に限る。）及び第十項（同条第四項に係る部分に限る。）、第三十八条の三第一項（同規則第三十八条第四項に係る部分に限る。）並びに第四十五条の三第二項の規定の適用については、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の電波法（附則第七条及び第九条において「旧法」という。）第十四条第一項及び第二十七条の五第二項の規定により交付された免許状、旧法第二十七条の二十五第一項の規定により交付された登録状又は旧法第百条第五項において準用する旧法第十四条第一項の規定により交付された許可状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを備え付けている無線局、登録局又は高周波利用設備に限り、なお従前の例によることができる。

第四条　第一条の規定による改正前の電波法施行規則に規定する様式及び第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式により調製した用紙は、第一条の規定による改正後の電波法施行規則に規定する様式及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則に規定する様式にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、使用することができる。この場合において、第一条の規定による改正前の電波法施行規則に規定する様式及び第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式により調製した用紙を修補して使用するものとする。

（免許事項証明書に係る経過措置）

第五条　旧法第十四条第一項及び第二十七条の五第二項の規定により交付された免許状は、施行日以後、当該免許状に係る無線局の免許記録に記録されている事項と当該免許状に記載されていた事項が変わらない限りにおいて、当該免許記録に係る免許事項証明書（改正法第一条の規定による改正後の電波法第十四条の二に規定する書面をいう。次条において同じ。）とみなして、第一条の規定による改正後の電波法施行規則及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則の規定を適用する。

（登録事項証明書に係る経過措置）

第六条　改正法の施行の際現にされている無線局の免許に係る申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。附則第八条及び第十条において同じ。）については、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。附則第八条及び第十条において同じ。）が免許を与え、又は免許に係る許可等をしたことにより、免許記録を作成し、又は変更したときは、免許事項証明書を交付する。

（登録事項証明書に係る経過措置）

第七条　旧法第二十七条の二十五第一項の規定により交付された登録状は、施行日以後、当該登録状に係る無線局の登録記録に記録されている事項と当該登録状に記載されていた事項が変わらない限りにおいて、当該登録記録に係る登録事項証明書（改正法第一条の規定による改正後の電波法第二十七条の二十三に規定する書面をいう。次条において同じ。）とみなして、第一条の規定による改正後の電波法施行規則及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則の規定を適用する。

第八条　改正法の施行の際現にされている無線局の登録に係る申請等については、総合通信局長が登録又は登録に係る許可等をしたことにより、登録記録を作成し、又は変更したときは、登録事項証明書を交付する。

（許可事項証明書に係る経過措置）

第九条　旧法第百条第五項において準用する旧法第十四条第一項の規定により交付された許可状は、施行日以後、当該許可状に係る高周波利用設備の許可記録に記録されている事項と当該許可状に記載されていた事項が変わらない限りにおいて、当該許可記録に係る許可事項証明書（改正法第一条の規定による改正後の電波法第百条第五項において準用する第十四条第一項の規定により作成された電磁的記録に記録されている事項を証明した書面をいう。次条において同じ。）とみなして、第一条の規定による改正後の電波法施行規則及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則の規定を適用する。

第十条　改正法の施行の際現にされている電波法第百条第一項の規定による許可に係る申請等については、総合通信局長が許可等をしたことにより、許可記録を作成し、又は変更したときは、許可事項証明書を交付する。

○総務省令第八十六号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第三条第三項及び同法附則第四条第三項の規定に基づき、無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項を定める省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項を定める省令

（免許記録に関する通知事項）

第一条　電波法及び放送法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第三条第三項に規定する総務省令で定める事項は、免許記録を閲覧することができるウェブサイトの名称及びそのアドレスその他免許記録を閲覧するために必要な事項とする。

（登録記録に関する通知事項）

第二条　改正法附則第四条第三項に規定する総務省令で定める事項は、登録記録を閲覧することができるウェブサイトの名称及びそのアドレスその他登録記録を閲覧するために必要な事項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）及び著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

文部科学大臣　阿部　俊子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第七章　［略］	第一章～第七章　［略］
第八章　登録手続等	第八章　登録手続等
第一節～第二節　［略］	第一節～第二節　［略］
第三節　登録事項記載書類の交付手続等（第十九条―第二十条の二）	第三節　登録事項記載書類の交付手続等（第十九条・第二十条）
第九章　業務規程の記載事項（第二十条の三―第二十二条）	第九章　業務規程の記載事項（第二十条の二―第二十二条）
第十章～第十三章　［略］	第十章～第十三章　［略］
附則	附則
（出版権登録原簿に係る登録事項記載書類の記載事項等に関する特例）	
第二十条の二　文化庁長官は、出版権登録原簿に記録され又は出版権登録原簿の附属書類に記載されている者（登録の申請をしようとする者を含み、自然人であるものに限る。以下この条において「被記録者」という。）から、次のいずれかに該当する旨及び当該被記録者の氏名又は住所若しくは居所が記録されている出版権登録原簿に係る登録事項記載書類の交付又は当該被記録者の氏名が記載されている出版権登録原簿の附属書類の閲覧若しくはその写しの交付について、次項の措置（以下この条において「代替措置」という。）を希望する旨の申出があつたときは、法令に別段の定めがある場合を除き、当該措置を講ずるものとする。	［条を加える。］
一　当該記録に係る著作物が無名又は変名の著作物（法第七十五条第一項の実名の登録がされているものを除く。）であつて、当該被記録者が当該著作物の著作者又はその配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹である場合	
二　当該被記録者の住所又は居所が明らかにされることにより、当該被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合	

2　文化庁長官が講ずる代替措置は、次に掲げるものとする。

一　前項第一号に該当する旨及び代替措置を希望する旨の申出（以下この条において「第一号申出」という。）があつた場合には、次に掲げる措置

イ　出版権登録原簿に記録され又は出版権登録原簿の附属書類に記載された被記録者の氏名に代わるものとして当該被記録者が申し出た変名その他の名称（以下この条において「公示用氏名」という。）を当該出版権登録原簿に記録し又は当該出版権登録原簿の附属書類に記載する措置

ロ　当該出版権登録原簿に係る登録事項記載書類に当該被記録者の氏名を記載しない措置並びに当該出版権登録原簿の附属書類の閲覧及びその写しの交付の際に当該被記録者の氏名を表示しない措置

二　前項第二号に該当する旨及び代替措置を希望する旨の申出（以下この条において「第二号申出」という。）があつた場合には、次に掲げる措置

イ　出版権登録原簿に記録された被記録者の住所又は居所に代わるものとして被記録者が申し出た当該被記録者と連絡をとることのできる者（以下この条において「公示用住所提供者」という。）の住所若しくは居所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この条において「公示用住所」という。）を当該出版権登録原簿に記録する措置

ロ　当該出版権登録原簿に係る登録事項記載書類に当該被記録者の住所又は居所を記載しない措置

3　第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を文化庁長官に提出してしなければならない。

一　第一号申出をする場合にあつては登録番号、申請の受付の年月日及び受付番号、第二号申出をする場合にあつては登録番号（当該申出に係る法第八十八条第一項の登録の申請と併せて申出をする場合を除く。）

二　被記録者の氏名、住所又は居所及び連絡先

三　代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所又は居所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　代替措置を希望する旨及び第二号申出をする場合にあつてはその理由

五　第一号申出をする場合にあつては公示用氏名、第二号申出をする場合にあつては公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

六　申出の年月日

4　前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申出書に記載されている被記録者の氏名及び住所又は居所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（被記録者が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。以下この条において同じ。）その他の被記録者の氏名及び住所又は居所を証する書面

二　代理人によつて申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

三　第二号申出をする場合にあつては公示用住所が公示用住所提供者のものであることを証する書面及び当該公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面

5　文化庁長官は、第一項の申出があつた場合において、代替措置を講ずるに当たつて必要があると認めるときは、被記録者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

6　第一項の申出をした被記録者は、文化庁長官に対し、当該申出に係る公示用氏名又は公示用住所の変更を申し出ることができる。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第三項第一号中「第一号申出」とあるのは「公示用氏名の変更の申出」と、「第二号申出」とあるのは「公示用住所の変更の申出」と、同項第四号中「代替措置」とあるのは「公示用氏名又は公示用住所の変更」と、「する旨及び第二号申出をする場合にあつてはその理由」とあるのは「する旨」と、同項第五号中「第一号申出をする場合にあつては」とあるのは「公示用氏名の変更の申出をする場合にあつては変更後の」と、「第二号申出をする場合にあつては」とあるのは「公示用住所の変更の申出をする場合にあつては変更後の」と、第四項第三号中「第二号申出」とあるのは「公示用住所の変更の申出」と、第五項中「代替措置を講ずる」とあるのは「公示用氏名又は公示用住所を変更する」と読み替えるものとする。

8　文化庁長官は、第一項の申出をした被記録者から代替措置を希望しない旨の申出があつた場合には、当該代替措置を終了させるものとする。

9　第三項から第五項までの規定（第三項第五号及び第四項第三号を除く。）は、前項の申出について準用する。この場合において、第三項第一号中「第一号申出をする」とあるのは「第二項第一号に掲げる代替措置を希望しない」と、「第二号申出をする」とあるのは「同項第二号に掲げる代替措置を希望しない」と、同項第四号中「希望する旨及び第二号申出をする場合にあつてはその理由」とあるのは「希望しない旨」と、第五項中「代替措置を講ずる」とあるのは「代替措置を終了させる」と読み替えるものとする。

10　第一項の申出をした被記録者又はその相続人は、申出書に記載されている被記録者の氏名及び住所又は居所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する書面を添えて、当該申出に係る氏名又は住所若しくは居所について代替措置（第二項第一号ロ又は同項第二号ロに掲げる措置に限る。）が講じられていない出版権登録原簿に係る登録事項記載書類の交付又は当該申出に係る氏名について代替措置（第二項第一号ロに掲げる措置に限る。）が講じられていない出版権登録原簿の附属書類の閲覧若しくはその写しの交付を請求することができる。この場合において、文化庁長官は、当該被記録者の氏名及び住所又は居所が記録されている出版権登録原簿に係る登録事項記載書類の交付又は当該被記録者の氏名が記載されている出版権登録原簿の附属書類の閲覧若しくはその写しの交付に際して、代替措置（第二項第一号ロ又は同項第二号ロに掲げる措置に限る。）を講じないものとする。

第二十条の三　［略］

第二十条の二　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○内閣府告示第百十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年八月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　添加物	第２　添加物
Ａ～Ｃ　（略）	Ａ～Ｃ　（略）
Ｄ　成分規格・保存基準各条	Ｄ　成分規格・保存基準各条
成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。	成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。
添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。	添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。
（略）	（略）
ゴム	ゴム
Rubber	Rubber
Natural Rubber	Natural Rubber
カウチョック	カウチョック
定　義　本品は、パラゴムノキ（*Hevea brasiliensis*（Willd. ex A. Juss.）Müll. Arg.）の分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものである。ただし、パラゴムノキの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものを除く。	定　義　本品は、パラゴムノキ（*Hevea brasiliensis*（Willd. ex A. Juss.）Müll. Arg.）の分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものである。ただし、低分子ゴム（パラゴムノキの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）を除く。
（略）	（略）
（略）	（略）
レイシ抽出物（子実体）	レイシ抽出物（子実体）
Carpophore Derived Mannentake Extract （Fruiting body）	Carpophore Derived Mannentake Extract （Fruiting body）
マンネンタケ抽出物（子実体）	マンネンタケ抽出物（子実体）
定　義　本品は、マンネンタケ（*Ganoderma lucidum* Karst.）の子実体から抽出して得られたものである。	定　義　本品は、レイシ抽出物（マンネンタケ（*Ganoderma lucidum* Karst.）の菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。）のうち、子実体から得られたものである。
（略）	（略）
Ｅ　製造基準	Ｅ　製造基準
添加物一般	添加物一般
１．添加物を製造し、又は加工する場合には、その製造又は加工に必要不可欠な場合以外には、酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、二酸化ケイ素、炭酸マグネシウム、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石又はゼオライトを使用してはならない。	１．添加物を製造し、又は加工する場合には、その製造又は加工に必要不可欠な場合以外には、酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、二酸化ケイ素、炭酸マグネシウム、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト又はひる石を使用してはならない。

２．～５．　（略）

（略）

ウコン色素、オレガノ抽出物、オレンジ色素、カラシ抽出物、カンゾウ抽出物、カンゾウ油性抽出物、クチナシ黄色素、クローブ抽出物、香辛料抽出物、ゴマ油不けん化物、ショウガ抽出物、精油除去ウイキョウ抽出物、セイヨウワサビ抽出物、セージ抽出物、タマネギ色素、タマリンド色素、タンニン（抽出物）、トウガラシ色素、トウガラシ水性抽出物、ニガヨモギ抽出物、ニンジンカロテン、ローズマリー抽出物及び天然香料（アサノミ、アサフェチダ、アジョワン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、ウコン、オールスパイス、オレガノ、オレンジピール、カショウ、カッシア、カモミール、カラシナ、カルダモン、カレーリーフ、カンゾウ、キャラウェー、クチナシ、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サッサフラス、サフラン、サボリー、サルビア、サンショウ、シソ、シナモン、シャロット、ジュニパーベリー、ショウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソーレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、ディル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンニク、バジル、パセリ、ハッカ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジョラム、ミョウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから得られた物に限る。以下この項において同じ。）

ウコン色素、オレガノ抽出物、オレンジ色素、カラシ抽出物、カンゾウ抽出物、カンゾウ油性抽出物、クチナシ黄色素、クローブ抽出物、香辛料抽出物、ゴマ油不けん化物、ショウガ抽出物、精油除去ウイキョウ抽出物、セイヨウワサビ抽出物、セージ抽出物、タマネギ色素、タマリンド色素、タンニン（抽出物）、トウガラシ色素、トウガラシ水性抽出物、ニガヨモギ抽出物、ニンジンカロテン、ローズマリー抽出物及び天然香料を製造し、又は加工する場合には、次の表に掲げるもの以外の溶媒を使用して抽出してはならない。さらに、メタノール及び２―プロパノールにあっては50μg／ｇ、アセトンにあっては30μg／ｇ、ジクロロメタン及び１，１，２―トリクロロエテンにあってはその合計量が30μg／ｇ、ヘキサンにあっては25μg／ｇを、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

亜酸化窒素
アセトン
エタノール
グリセリン
酢酸エチル
酢酸メチル
ジエチルエーテル
シクロヘキサン
ジクロロメタン
食用油脂
１，１，１，２―テトラフルオロエタン
１，１，２―トリクロロエテン
二酸化炭素
１―ブタノール
２―ブタノール
２―ブタノン
ブタン
１―プロパノール

２．～５．　（略）

（略）

ウコン色素、オレガノ抽出物、オレンジ色素、カラシ抽出物、カンゾウ抽出物、カンゾウ油性抽出物、クチナシ黄色素、クローブ抽出物、香辛料抽出物、ゴマ油不けん化物、シソ抽出物、ショウガ抽出物、精油除去ウイキョウ抽出物、セイヨウワサビ抽出物、セージ抽出物、タマネギ色素、タマリンド色素、タンニン（抽出物）、トウガラシ色素、トウガラシ水性抽出物、ニガヨモギ抽出物、ニンジンカロテン、ローズマリー抽出物及び天然香料（アサノミ、アサフェチダ、アジョワン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、ウコン、オールスパイス、オレガノ、オレンジピール、カショウ、カッシア、カモミール、カラシナ、カルダモン、カレーリーフ、カンゾウ、キャラウェー、クチナシ、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サッサフラス、サフラン、サボリー、サルビア、サンショウ、シソ、シナモン、シャロット、ジュニパーベリー、ショウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソーレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、ディル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンニク、バジル、パセリ、ハッカ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジョラム、ミョウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから得られた物に限る。以下この項において同じ。）

ウコン色素、オレガノ抽出物、オレンジ色素、カラシ抽出物、カンゾウ抽出物、カンゾウ油性抽出物、クチナシ黄色素、クローブ抽出物、香辛料抽出物、ゴマ油不けん化物、シソ抽出物、ショウガ抽出物、精油除去ウイキョウ抽出物、セイヨウワサビ抽出物、セージ抽出物、タマネギ色素、タマリンド色素、タンニン（抽出物）、トウガラシ色素、トウガラシ水性抽出物、ニガヨモギ抽出物、ニンジンカロテン、ローズマリー抽出物及び天然香料を製造し、又は加工する場合には、次の表に掲げるもの以外の溶媒を使用して抽出してはならない。さらに、メタノール及び２―プロパノールにあっては50μg／ｇ、アセトンにあっては30μg／ｇ、ジクロロメタン及び１，１，２―トリクロロエテンにあってはその合計量が30μg／ｇ、ヘキサンにあっては25μg／ｇを、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

亜酸化窒素
アセトン
エタノール
グリセリン
酢酸エチル
酢酸メチル
ジエチルエーテル
シクロヘキサン
ジクロロメタン
食用油脂
１，１，１，２―テトラフルオロエタン
１，１，２―トリクロロエテン
二酸化炭素
１―ブタノール
２―ブタノール
２―ブタノン
ブタン
１―プロパノール

改正後	改正前
2－プロパノール プロパン プロピレングリコール ヘキサン 水 メタノール	2－プロパノール プロパン プロピレングリコール ヘキサン 水 メタノール
F　使用基準	F　使用基準
（略） （削除）	（略） グアヤク脂 グアヤク脂は、油脂及びバター以外の食品に使用してはならない。 グアヤク脂の使用量は、グアヤク脂として、油脂及びバター１kgにつき1.0ｇ以下でなければならない。
（略） 酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石及びゼオライト 酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石及びゼオライトは、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合以外は食品に使用してはならない。 酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石及びゼオライトの食品中の残存量は、２物質以上使用する場合であっても、食品の0.50％（チューインガムにタルクのみを使用する場合には、5.0％）以下でなければならない。 （略）	（略） 酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石 酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石は、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合以外は食品に使用してはならない。 酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石の食品中の残存量は、２物質以上使用する場合であっても、食品の0.50％（チューインガムにタルクのみを使用する場合には、5.0％）以下でなければならない。 （略）

○消費者庁告示第九号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、既存添加物名簿の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年八月二十五日

消費者庁長官　堀井奈津子

既存添加物名簿の一部を改正する告示

既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～四十　（略） （削る）	一～四十　（略） 四十一　オゾケライト
四十一～六十二　（略）	四十二～六十三　（略）
六十三　カラメルⅠ（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルⅡ、第六十五号のカラメルⅢ及び第六十六号のカラメルⅣを除く。）	六十四　カラメルⅠ（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルⅡ、第六十六号のカラメルⅢ及び第六十七号のカラメルⅣを除く。）
六十四　カラメルⅡ（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、第六十六号のカラメルⅣを除く。）	六十五　カラメルⅡ（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、第六十七号のカラメルⅣを除く。）

六十五～八十九　（略）

（削る）

（削る）

九十～九十三　（略）

（削る）

（削る）

九十四～百　（略）

百一　α－グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア（ステビア抽出物（第百五十六号のステビア抽出物をいう。）から得られた、α－グルコシルステビオシドを主成分とするものをいう。）

百二～百十三　（略）

百十四　香辛料抽出物（アサノミ、アサフェチダ、アジョワン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、ウコン、オールスパイス、オレガノ、オレンジピール、カショウ、カッシア、カモミール、カラシナ、カルダモン、カレーリーフ、カンゾウ、キャラウェー、クチナシ、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サッサフラス、サフラン、サボリー、サルビア、サンショウ、シソ、シナモン、シャロット、ジュニパーベリー、ショウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソーレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、ディル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンニク、バジル、パセリ、ハッカ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジョラム、ミョウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものをいう。ただし、第三十四号のウコン色素、第四十四号のオレガノ抽出物、第四十五号のオレンジ色素、第六十二号のカラシ抽出物、第七十三号のカンゾウ抽出物、第七十四号のカンゾウ油性抽出物、第九十三号のクチナシ黄色素、第百七号のクローブ抽出物、第百二十七号のゴマ油不けん化物、第百四十九号のショウガ抽出物、第百六十一号の精油除去ウイキョウ抽出物、第百六十二号のセイヨウワサビ抽出物、第百六十五号のセージ抽出物、第百七十三号のタマネギ色素、第百七十四号のタマリンド色素、第百七十五号のタマリンドシードガム、第百八十号のタンニン（抽出物）、第百九十三号のトウガラシ色素、第百九十四号のトウガラシ水性抽出物、第二百十二号のニガヨモギ抽出物、第二百十四号のニンジンカロテン及び第三百二十七号のローズマリー抽出物を除く。）

百十五　酵素処理イソクエルシトリン（ルチン酵素分解物（第三百二十号のルチン酵素分解物をいう。）から得られた、α－グルコシルイソクエルシトリンを主成分とするものをいう。）

百十六　酵素処理ナリンジン（ナリンジン（第二百十一号のナリンジンをいう。）から得られた、α－グルコシルナリンジンを主成分とするものをいう。）

百十七　酵素処理ヘスペリジン（ヘスペリジン（第二百五十九号のヘスペリジンをいう。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。）

百十八　酵素処理ルチン（抽出物）（ルチン（抽出物）（第三百二十一号のルチン（抽出物）をいう。）から得られた、α－グルコシルルチンを主成分とするものをいう。）

百十九　酵素処理レシチン（植物レシチン（第百五十三号の植物レシチンをいう。）又は卵黄レシチン（第三百十二号の卵黄レシチンをいう。）から得られた、ホスファチジルグリセロールを主成分とするものをいう。）

六十六～九十　（略）

九十一　グアヤク脂（ユソウボクの幹枝から得られた、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及びβ－レジンを主成分とするものをいう。）

九十二　グアヤク樹脂（ユソウボクの分泌液から得られた、α－グアヤコン酸及びβ－グアヤコン酸を主成分とするものをいう。）

九十三～九十六　（略）

九十七　グッタハンカン（グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

九十八　グッタペルカ（グッタペルカの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

九十九～百五　（略）

百六　α－グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア（ステビア抽出物（第百六十四号のステビア抽出物をいう。）から得られた、α－グルコシルステビオシドを主成分とするものをいう。）

百七～百十八　（略）

百十九　香辛料抽出物（アサノミ、アサフェチダ、アジョワン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、ウコン、オールスパイス、オレガノ、オレンジピール、カショウ、カッシア、カモミール、カラシナ、カルダモン、カレーリーフ、カンゾウ、キャラウェー、クチナシ、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サッサフラス、サフラン、サボリー、サルビア、サンショウ、シソ、シナモン、シャロット、ジュニパーベリー、ショウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソーレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、ディル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンニク、バジル、パセリ、ハッカ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジョラム、ミョウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものをいう。ただし、第三十四号のウコン色素、第四十五号のオレガノ抽出物、第四十六号のオレンジ色素、第六十三号のカラシ抽出物、第七十四号のカンゾウ抽出物、第七十五号のカンゾウ油性抽出物、第九十六号のクチナシ黄色素、第百十二号のクローブ抽出物、第百三十二号のゴマ油不けん化物、第百五十三号のシソ抽出物、第百五十七号のショウガ抽出物、第百六十九号の精油除去ウイキョウ抽出物、第百七十号のセイヨウワサビ抽出物、第百七十三号のセージ抽出物、第百八十五号のタマネギ色素、第百八十六号のタマリンド色素、第百八十七号のタマリンドシードガム、第百九十三号のタンニン（抽出物）、第二百十号のトウガラシ色素、第二百十一号のトウガラシ水性抽出物、第二百三十一号のニガヨモギ抽出物、第二百三十三号のニンジンカロテン及び第三百五十七号のローズマリー抽出物を除く。）

百二十　酵素処理イソクエルシトリン（ルチン酵素分解物（第三百四十七号のルチン酵素分解物をいう。）から得られた、α－グルコシルイソクエルシトリンを主成分とするものをいう。）

百二十一　酵素処理ナリンジン（ナリンジン（第二百二十九号のナリンジンをいう。）から得られた、α－グルコシルナリンジンを主成分とするものをいう。）

百二十二　酵素処理ヘスペリジン（ヘスペリジン（第二百八十二号のヘスペリジンをいう。）にシクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを用いてグルコースを付加して得られたものをいう。）

百二十三　酵素処理ルチン（抽出物）（ルチン（抽出物）（第三百四十八号のルチン（抽出物）をいう。）から得られた、α－グルコシルルチンを主成分とするものをいう。）

百二十四　酵素処理レシチン（植物レシチン（第百六十一号の植物レシチンをいう。）又は卵黄レシチン（第三百三十九号の卵黄レシチンをいう。）から得られた、ホスファチジルグリセロールを主成分とするものをいう。）

百二十　酵素分解カンゾウ（カンゾウ抽出物（第七十三号のカンゾウ抽出物をいう。）を酵素分解して得られた、グリチルレチン酸―三―グルクロニドを主成分とするものをいう。）

百二十一　（略）

百二十二　酵素分解レシチン（植物レシチン（第百五十三号の植物レシチンをいう。）又は卵黄レシチン（第三百十二号の卵黄レシチンをいう。）から得られた、フォスファチジン酸及びリゾレシチンを主成分とするものをいう。）

百二十三～百二十七　（略）

（削る）

百二十八　ゴム（パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、パラゴムノキの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものを除く。）

（削る）

百二十九～百四十五　（略）

（削る）

百四十六～百六十五　（略）

（削る）

百六十六～百六十九　（略）

（削る）

（削る）

百七十～百七十七　（略）

（削る）

百七十八～百八十四　（略）

（削る）

百八十五　（略）

（削る）

百八十六・百八十七　（略）

（削る）

（削る）

百八十八～百九十四　（略）

百九十五　動物性ステロール（魚油又はラノリン（第三百九号のラノリンをいう。）から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。）

百九十六～二百八　（略）

（削る）

百二十五　酵素分解カンゾウ（カンゾウ抽出物（第七十四号のカンゾウ抽出物をいう。）を酵素分解して得られた、グリチルレチン酸―三―グルクロニドを主成分とするものをいう。）

百二十六　（略）

百二十七　酵素分解レシチン（植物レシチン（第百六十一号の植物レシチンをいう。）又は卵黄レシチン（第三百三十九号の卵黄レシチンをいう。）から得られた、フォスファチジン酸及びリゾレシチンを主成分とするものをいう。）

百二十八～百三十二　（略）

百三十三　ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）

百三十四　ゴム（パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、第二百三号の低分子ゴムを除く。）

百三十五　ゴム分解樹脂（ゴム（前号のゴムをいう。）から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。）

百三十六～百五十二　（略）

百五十三　シソ抽出物（シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。）

百五十四～百七十三　（略）

百七十四　セピオライト

百七十五～百七十八　（略）

百七十九　ソバ柄灰抽出物（ソバの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）

百八十　ソルバ（ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

百八十一　ソルビンハ（ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

百八十二～百八十九　（略）

百九十　胆汁末（胆汁から得られた、コール酸及びデソキシコール酸を主成分とするものをいう。）

百九十一～百九十七　（略）

百九十八　チルテ（チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

百九十九　（略）

二百　ツヌー（ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二百一・二百二　（略）

二百三　低分子ゴム（パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二百四　テオブロミン

二百五～二百十一　（略）

二百十二　動物性ステロール（魚油又はラノリン（第三百三十六号のラノリンをいう。）から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。）

二百十三～二百二十五　（略）

二百二十六　ナフサ

二百九～二百十一　（略）

（削る）

二百十二～二百十五　（略）

（削る）

二百十六～二百三十　（略）

（削る）

二百三十一～二百四十八　（略）

（削る）

二百四十九・二百五十　（略）

二百五十一　分別レシチン（植物レシチン（第百五十三号の植物レシチンをいう。）又は卵黄レシチン（第三百十二号の卵黄レシチンをいう。）から得られた、スフィンゴミエリン、フォスファチジルイノシトール、フォスファチジルエタノールアミン及びフォスファチジルコリンを主成分とするものをいう。）

二百五十二　粉末セルロース（パルプを分解して得られた、セルロースを主成分とするものをいう。ただし、第二百二十五号の微結晶セルロースを除く。）

二百五十三　（略）

（削る）

二百五十四～二百六十四　（略）

（削る）

二百六十五～二百七十五　（略）

（削る）

二百七十六～二百八十　（略）

（削る）

二百八十一～三百二十二　（略）

三百二十三　レイシ抽出物（マンネンタケの子実体から抽出して得られたものをいう。）

（削る）

三百二十四・三百二十五　（略）

（削る）

（削る）

三百二十六・三百二十七　（略）

備考　第一号から第三百二十七号までに掲げる添加物には、化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学反応を起こさせて得られた物質は含まない。

二百二十七～二百二十九　（略）

二百三十　ニガーグッタ（ニガーグッタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二百三十一～二百三十四　（略）

二百三十五　ばい煎ダイズ抽出物（ダイズの種子から得られた、マルトールを主成分とするものをいう。）

二百三十六～二百五十　（略）

二百五十一　ひる石

二百五十二～二百六十九　（略）

二百七十　プロポリス抽出物（ミツバチの巣から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。）

二百七十一・二百七十二　（略）

二百七十三　分別レシチン（植物レシチン（第百六十一号の植物レシチンをいう。）又は卵黄レシチン（第三百三十九号の卵黄レシチンをいう。）から得られた、スフィンゴミエリン、フォスファチジルイノシトール、フォスファチジルエタノールアミン及びフォスファチジルコリンを主成分とするものをいう。）

二百七十四　粉末セルロース（パルプを分解して得られた、セルロースを主成分とするものをいう。ただし、第二百四十五号の微結晶セルロースを除く。）

二百七十五　（略）

二百七十六　ペカンナッツ色素（ピーカンの果皮又は渋皮から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。）

二百七十七～二百八十七　（略）

二百八十八　ベネズエラチクル（ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二百八十九～二百九十九　（略）

三百　ホホバロウ（ホホバの果実から得られた、イコセン酸イコセニルを主成分とするものをいう。）

三百一～三百五　（略）

三百六　マッサランドバチョコレート（マッサランドバチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

三百七　マッサランドババラタ（マッサランドババラタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

三百八～三百四十九　（略）

三百五十　レイシ抽出物（マンネンタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。）

三百五十一　レッチュデバカ（レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。）

三百五十二・三百五十三　（略）

三百五十四　ログウッド色素（ログウッドの心材から得られた、ヘマトキシリンを主成分とするものをいう。）

三百五十五　ロシディンハ（ロシディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

三百五十六・三百五十七　（略）

備考　第一号から第三百五十七号までに掲げる添加物には、化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学反応を起こさせて得られた物質は含まない。

○総務省告示第二百七十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、同法第二十四条の十二第二項において準用する同法第二十四条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

なお、平成十九年総務省告示第五十八号（登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

1　表面

登録外国点検事業者検査職員証明書　第　号

この証明書を携帯する職員は、電波法第24条の12第２項において準用する同法第24条の８第１項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所　属
氏　名
交　付　年　月　日

有効期限　年　月　日

総　務　省　印

2　裏面

CERTIFICATE

Mr/Ms.

Inspector of Registered Private Foreign Examination's Agent

Ministry of Internal Affairs and Communications
JAPAN

備考　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

○総務省告示第二百八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

別表

無線設備の機器	点検の項目
一　送信設備及び受信設備の機器	
(1)　超短波帯の無線設備の機器	［略］
3　送信装置の作動状態の確認	ア　周波数及び空中線電力の偏差の良否（任意の一周波数）
	イ　免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否（任意の一周波数）
［略］	［略］
(2)　中短波帯の無線設備の機器並びに中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	
［略］	［略］
3　送信装置の作動状態の確認	ア　周波数及び空中線電力の偏差の良否（中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数）
	イ　免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否（中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数）
［略］	［略］

改　正　前

別表

無線設備の機器	点検の項目
一　［同上］	
(1)　［同上］	［同上］
3　［同上］	ア　［同上］
	イ　免許状に記載された通信の相手方との通信の良否（任意の一周波数）
［同上］	［同上］
(2)　［同上］	［同上］
3　［同上］	ア　［同上］
	イ　免許状に記載された通信の相手方との通信の良否（中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数）
［同上］	［同上］

［略］	［略］	［略］	［略］
六　施行規則第二十八条第二項本文の無線設備の機器	［略］	［略］	
	2　送受信部の性能の確認		免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否（任意の一周波数）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
六　［同上］		［同上］	［同上］
	2　［同上］		免許状に記載された通信の相手方との通信の良否（任意の一周波数）

○総務省告示第二百八十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第六項の規定に基づき、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第五百六十六号（電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総務大臣が別に告示する方法を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年八月二十五日　　総務大臣　村上誠一郎

無線通信規則付録第十六号に掲げる書類に代えることができるものの内容を、その有効期間を付して総務省電波利用ポータル（https://www.tele.soumu.go.jp/）に掲載する方法

○総務省告示第二百八十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第七項（第四十五条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子申請等により、同規則第三十八条第七項各号に掲げる書類に係る電磁的記録を提出した無線局及び同規則第四十五条の三第一項第二号に掲げる書類又は同条第三項の書類に係る電磁的記録を提出した高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第三百二十三号（電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年八月二十五日　　総務大臣　村上誠一郎

一　総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された添付書類等に係る電磁的記録（次項及び第三項において「添付書類等に係る電磁的記録」という。）の写しであることを総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。第四項において同じ。）が証明した書面を備え付けておく方法

二　免許人又は高周波利用設備の設置者（代理人による申請の場合は、代理人を含む。次項において同じ。）が添付書類等に係る電磁的記録を印刷した書面を備え付けておく方法

三　免許人又は高周波利用設備の設置者が添付書類等に係る電磁的記録を電磁的方法により記録し、当該記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておく方法

四　前各項に掲げる方法に準ずる方法であって、無線局又は高周波利用設備の数、設置場所その他の条件に照らしてこれらの管理上合理性があると総務大臣又は総合通信局長が認める方法

○総務省告示第二百八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の三第一項及び第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　業務書類等の備付場所の特例 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（免許記録を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。	二　業務書類等の備付場所の特例 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（一の項、二の項、三の項及び六の項に掲げる無線局については、免許状を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。

無線局の種別	備付場所
［一～三　略］	［一～三　同上］

四	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所

［注　略］

［三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百八十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十四条第一項の規定に基づき、申請等を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第三百二十五号（電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

施行規則第五十四条第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、当該各号に定めるとおりとする。

一　検定規則第十一条第一項の規定による合格機器に係る変更の届出（同条第二項の規定により同令第八条第一項に規定する無線機器型式検定合格証書（この号において「合格証書」という。）の書換え又は訂正を要することとなる場合に限る。）　合格証書

二　従事者規則第三十二条の二第一項の規定による確認の取消しの申請（同条第二項の規定により同令第三十一条第三項の確認書の訂正を受けなければならない場合に限る。）　確認書

三　従事者規則第五十条の規定による無線従事者の免許証（この号及び第六号において「免許証」という。）の再交付の申請（免許証を失った場合を除く。）　免許証

四　従事者規則第五十六条の規定による船舶局無線従事者証明書（この号及び次号において「証明書」という。）の訂正の申請　証明書

五　従事者規則第五十七条の規定による証明書の再交付の申請（証明書を失った場合を除く。）　証明書

六　無線従事者規則の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第百三号）附則第四項の規定により免許証の訂正を受けることができるものとされた同令による改正前の従事者規則第四十九条の規定による免許証の訂正の申請　免許証

○総務省告示第二百八十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第三号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　現に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合（第三項に規定する場合を除く。）であつて、開設しようとする無線局が次に掲げる条件に適合するもの	一　［同上］
［1～4　略］	［1～4　同上］
5　現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類（免許記録並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）をそのまま継続使用すること。	5　現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類（免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）をそのまま継続使用すること。
［6　略］	［6　同上］

四	宇宙物体に開設する無線局	無線従事者の常駐する場所のうち主なもの
五	無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）	無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所
六	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所

［注　同上］

［三　同上］

二　現に免許を受けている無線局の無線設備をそのまま共通に使用して他の無線局を開設しようとする場合であつて、開設しようとする無線局が次の各号に掲げる条件に適合するもの

［1～3　略］

4　現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類（免許記録並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。

［5　略］

［三～五　略］

六　次の各号に掲げる条件に適合する超短波多重放送を行う基幹放送局（超短波多重放送の音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送の電波に重畳するための装置を有するものを除く。）

［1　略］

2　現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類（免許記録並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。

［3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　［同上］

［1～3　同上］

4　現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類（免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。

［5　同上］

［三～五　同上］

六　［同上］

［1　同上］

2　現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類（免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。

［3　同上］

○総務省告示第二百八十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第六条第二項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百二十九号（電波法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等の無線設備の機能試験の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
無線設備の機器	機能試験の方法	
一　送信設備及び受信設備の機器	1　送信装置	免許記録に記録された通信の相手方へ音声の送信を行い、又は擬似空中線回路を用いて直ちに使用できる状態にあるかを確かめる。
［略］	［略］	

機能試験の方法は、次の表の上欄に掲げる無線設備の機器について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

改正前		
無線設備の機器	機能試験の方法	
一　［同上］	1　［同上］	免許状に記載された通信の相手方へ音声の送信を行い、又は擬似空中線回路を用いて直ちに使用できる状態にあるかを確かめる。
［同上］	［同上］	

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百八十七号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第１　無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領	第１　［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　法第60条の時計及び備付書類等	２　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
法第60条の時計及び備付書類等		
［１　略］		
２　備付書類		
(1)　免許記録	備付け（無線航行移動局にあっては掲示を含む。）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第１項の表の注１（掲示にあっては、同条第２項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付け（無線航行移動局にあっては掲示を含む。）の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
［(2)　略］		
(3)　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の６第３項の届出書の写し）	備付けの有無の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
［同左］		
［１　同左］		
２　［同左］		
(1)　免許状	備付けの有無等を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる（無線航行移動局を除く。）。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。
［(2)　同左］		
(3)　［同左］	備付けの有無の適否を調べる。なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

注　備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　無線局事項書関係		
⑴　免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［略］
⑵　無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［略］
［2　略］		

［一の二～三　略］

第２　船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

［1　略］

2　法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
［1　略］		
2　備付書類		
⑴　免許記録	備付け（掲示を含む。）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第１項の表注一（掲示にあっては、同条第２項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付け及び掲示の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
［⑵　略］		
⑶　その他の書類免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

注　免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3　［同左］

一　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　［同左］		
⑴　［同左］	免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［同左］
⑵　［同左］	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［同左］
［2　同左］		

［一の二～三　同左］

第２　［同左］

［1　同左］

2　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
［1　同左］		
2　［同左］		
⑴　免許状	備付けの有無等を調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
［⑵　同左］		
⑶　［同左］	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

写し、変更の届出書の添付書類等の写し、船舶局局名録等		

注　備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　無線局事項書関係		
(1)　免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［略］
(2)　無線設備の設置場所	免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［略］
［(3)・(4)　略］		
(5)　船舶関係事項（船舶局に限る。）	次の事項について、免許記録、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。 ［1～9　略］	［略］
［2　略］		

［二・三　略］

第３　携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

［1　略］

2　法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　免許記録	備付けの有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第１項の表の注１（掲示にあっては、同条第２項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申	備付けの有無の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

	該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	

注　当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3　［同左］

一　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　［同左］		
(1)　［同左］	免許状及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［同左］
(2)　［同左］	免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［同左］
［(3)・(4)　同左］		
(5)　［同左］	次の事項について、免許状、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。 ［1～9　同左］	［同左］
［2　同左］		

［二・三　同左］

第３　［同左］

［1　同左］

2　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　免許状	備付けの有無等を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。
2　［同左］	備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の６第３項の届出書の写し）	該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。

注　備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

注　免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　無線局事項書関係		
(1)　免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［略］
(2)　無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［略］
［2　略］		

［一の二～三　略］

3　［同左］

一　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　［同左］		
(1)　［同左］	免許状又はその電磁的記録による写し及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［同左］
(2)　［同左］	無線設備の設置場所を免許状又はその電磁的記録による写し及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［同左］
［2　同左］		

［一の二～三　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第二百七十八号第１の２、第１の３の一、第２の２、第２の３の一、第３の２及び第３の３の一の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第二百八十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］ 2　法第60条の時計及び備付書類等 （表1）	［1　同左］ 2　［同左］ 登録検査等事業者等規則別表第７号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べるものとする（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。）。
注　備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。	
3　無線設備等 一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。） （表2）	3　［同左］ 一　［同左］ （表3）

（表1）

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1　時計	備付けの有無を確認する。
2　備付書類	
⑴　免許記録	備付け（船舶局、船舶地球局及び無線航行移動局にあっては掲示を含む。）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第１項の表の注１（掲示にあっては、同条第２項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。
⑵　無線業務日誌	1　備付けの有無を調べる。 2　使用が終わった日から２年間保存されているかどうか調べる。 3　必要な記載事項が記載されているかどうか調べる。
⑶　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の６第３項の届出書の写し）	備付けの有無の適否を調べる。

（表2）

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1　無線局事項書関係	
⑴　免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住所	免許記録又は予備免許通知書（電子処分通知等を含む。以下同じ。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。

（表3）

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1　［同左］	
⑴　［同左］	免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。

(2)　無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。
［(3)・(4)　略］	
(5)　船舶又は航空機関係事項	
ア　船舶局	免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。
イ　航空機局	免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
［2　略］	

［注１・注２　略］

［一の二・二　略］

三　総合試験

［略］

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
［１・２　略］		
３　地上基幹放送局	(1)　免許記録に記録され、又は無線局事項書の写しに記載された放送区域内における受信状況を確認する。 ［(2)・(3)　略］	［略］
［４～６　略］		

［注１・注２　略］

(2)　［同左］	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。
［(3)・(4)　同左］	
(5)　［同左］	
ア　［同左］	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。
イ　［同左］	免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
［2　同左］	

［注１・注２　同左］

［一の二・二　同左］

三　総合試験

［同左］

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
［１・２　同左］		
３　［同左］	(1)　免許状若しくはその電磁的記録による写し又は無線局事項書の写しに記載された放送区域内における受信状況を確認する。 ［(2)・(3)　同左］	［同左］
［４～６　同左］		

［注１・注２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第二百七十九号第二項並びに第三項第一号及び第三号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第二百八十九号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三号　法規

授業科目	授業内容		授業科目及び内容の分類	養成課程別の授業の要否及び程度(注)															
	授業内容の要旨	授業内容の詳細		第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	航空無線通信士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電信級陸上特殊無線技士	第二級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
電波法令	［略］																		
無線局の免許	［略］																		
	免許記録記録事項及びその変更等	免許記録記録事項	［略］																
		［略］																	
	［略］																		

改正前

別表第三号　［同左］

授業科目	授業内容		授業科目及び内容の分類	養成課程別の授業の要否及び程度(注)															
	授業内容の要旨	授業内容の詳細		第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	航空無線通信士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電信級陸上特殊無線技士	第二級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
電波法令	［同左］																		
無線局の免許	［同左］																		
	免許状記載事項及びその変更等	免許状記載事項	［同左］																
		［同左］																	
	［同左］																		

			無線局の廃止	廃止届及び電波の発射の防止	［略］
		［略］			
	運用	一般	通則	［略］	
				免許記録記録事項の遵守	［略］
				［略］	
			［略］		
		［略］			
	業務書類	［略］			
		業務書類	［略］		
			免許記録	備付け（掲示を含む。）	［略］
				変更	
			［略］		
	［略］				
［略］					

［注　略］

			無線局の廃止	廃止届、電波の発射の防止及び免許状の返納	［同左］
		［同左］			
	運用	一般	通則	［同左］	
				免許状記載事項の遵守	［同左］
				［同左］	
			［同左］		
		［同左］			
	業務書類	［同左］			
		業務書類	［同左］		
			免許状	備付け又は掲示の義務	［同左］
				訂正、再交付又は返納	
			［同左］		
	［同左］				
［同左］					

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○総務省告示第二百九十号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第三条第三項第一号及び第四条第三項第一号の規定に基づき、当該各号に定める総務大臣が告示する日は、令和七年九月一日とする。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

○農林水産省告示第千二百四十四号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項の規定に基づき、昭和二十六年農林省告示第三百六十九号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後				改正前			
漁港の名称	種類	所在地	漁港の区域 水域 陸域	漁港の名称	種類	所在地	漁港の区域 水域 陸域
北海道				北海道			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
苫前	三	苫前郡苫前町	次のア点からキ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア～ウ点　（略） エ点　北緯四十四度十九分〇五秒〇三七一　東経百四十一度三十八分四十五秒九九三九 オ点　北緯四十四度十九分十四秒四一七一　東経百四十一度三十九分十九秒三四八 カ点　北緯四十四度十九分〇八秒八九九六　東経百四十一度三十九分三十秒六九一四 キ点　北緯四十四度十八分五十四秒五二二三　東経百四十一度三十九分三十八秒九五〇四	苫前	三	苫前郡苫前町	次のア点からカ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア～ウ点　（略） エ点　北緯四十四度十九分十四秒四一七一　東経百四十一度三十九分十九秒五四四八 オ点　北緯四十四度十九分〇八秒八九九六　東経百四十一度三十九分三十秒六九一四 カ点　北緯四十四度十八分五十四秒五二二三　東経百四十一度三十九分三十八秒九五〇四 （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

官庁事項

無線局の免許等に係る電子申請等及び免許記録等の閲覧等の方法

無線局の免許及び登録並びに高周波利用設備の設置の許可に係る電子申請等並びにそれらの申請等に対する電子処分通知等の閲覧並びに無線局の免許記録及び登録記録並びに高周波利用設備の許可記録の閲覧並びにそれらの写しの作成については、手続等に応じて次に掲げるウェブサイトを利用する方法その他総務大臣が別に指示する電子情報処理組織を利用する方法とします。

令和７年８月25日　　総務大臣　村上誠一郎

総務省電波利用電子申請（https://www.denpa.soumu.go.jp/）

e-Gov電子申請（https://shinsei.e-gov.go.jp/）

公　　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定令和６事業年度決算に関する公告

令和７年８月25日

東京都千代田区二番町５番地25
独立行政法人国際協力機構
理事長　田中　明彦

財　産　目　録

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

【有償資金協力勘定】				
流動資産		18,135,736,864,447		
現金及び預金		654,752,168,458	普通預金・当座預金・定期預金　三菱ＵＦＪ銀行外二行	
貸付金		17,606,789,039,411	1,559口	
貸倒引当金	△	227,592,760,921		
前渡金		5,989,262,389		
前払費用		64,880,762		
未収収益		39,344,901,325		
未収貸付金利息		38,704,476,815	当期末における未収貸付金利息	
未収コミットメントチャージ		99,767,733	当期末における未収コミットメントチャージ	
未収受取利息		540,656,777	当期末における未収受取利息	
未収入金		2,850,308,707		
仮払金		3,453,557		
立替金		26,777		
差入保証金		53,350,000,000	６点	
金融派生商品		185,583,982		
固定資産		237,740,124,959		
有形固定資産		9,081,478,762		
建物		2,038,588,606	６棟	（延10,988.74㎡）
構築物		44,356,981	23点	
機械装置		11,611,364	46点	
車両運搬具		172,489,885	410点	
工具器具備品		202,358,899	515点	
土地		6,612,073,027	５箇所	（8,353.59㎡）
無形固定資産		13,979,938,598		
商標権		795,494	１口	
ソフトウェア		7,226,343,327	24口	
ソフトウェア仮勘定		6,752,799,777		
投資その他の資産		214,678,707,599		
投資有価証券		27,079,085,691	23口	
関係会社株式		72,990,838,017	７口	
金銭の信託		113,011,525,603	２口	

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	13口	
貸倒引当金	△ 87,062,884,239		
長期前払費用	176,580,692		
前払年金費用	770,336,983		
差入保証金	650,340,613	337点	
合計	18,373,476,989,406		

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

【有償資金協力勘定】			
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		654,752,168,458	
貸付金	17,606,789,039,411		
貸倒引当金	△ 227,592,760,921	17,379,196,278,490	
前渡金		5,989,262,389	
前払費用		64,880,762	
未収収益			
未収貸付金利息	38,704,476,815		
未収コミットメントチャージ	99,767,733		
未収受取利息	540,656,777	39,344,901,325	
未収入金		2,850,308,707	
仮払金		3,453,557	
立替金		26,777	
差入保証金		53,350,000,000	
金融派生商品		185,583,982	
流動資産合計			18,135,736,864,447
Ⅱ固定資産			
１有形固定資産			
建物	4,240,782,993		
減価償却累計額	△ 1,657,643,934		
減損損失累計額	△ 544,550,453	2,038,588,606	
構築物	106,059,536		
減価償却累計額	△ 50,032,087		
減損損失累計額	△ 11,670,468	44,356,981	
機械装置	190,104,961		
減価償却累計額	△ 83,422,200		
減損損失累計額	△ 95,071,397	11,611,364	
車両運搬具	621,767,262		
減価償却累計額	△ 449,277,377	172,489,885	

工具器具備品	466,396,570			
減価償却累計額	△ 264,037,671	202,358,899		
土地	12,703,270,000			
減損損失累計額	△ 6,091,196,973	6,612,073,027		
有形固定資産合計		9,081,478,762		
２無形固定資産				
商標権		795,494		
ソフトウェア		7,226,343,327		
ソフトウェア仮勘定		6,752,799,777		
無形固定資産合計		13,979,938,598		
３投資その他の資産				
投資有価証券		27,079,085,691		
関係会社株式		72,990,838,017		
金銭の信託		113,011,525,603		
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239			
貸倒引当金	△ 87,062,884,239	0		
長期前払費用		176,580,692		
前払年金費用		770,336,983		
差入保証金		650,340,613		
投資その他の資産合計		214,678,707,599		
固定資産合計			237,740,124,959	
資産合計				18,373,476,989,406
負債の部				
Ⅰ流動負債				
１年以内償還予定債券		30,000,000,000		
１年以内償還予定財政融資資金借入金		229,339,975,000		
未払金		11,031,061,246		
未払費用		29,345,310,872		
金融派生商品		26,479,531,681		
リース債務		56,902,560		
預り金		2,053,982,298		
前受収益		105,746,154		
引当金				
賞与引当金	445,621,699			
偶発損失引当金	1,307,344,767	1,752,966,466		
仮受金		686,639,748		
流動負債合計			330,852,116,025	

Ⅱ固定負債			
債券	1,641,122,850,000		
債券発行差額	△ 1,523,622,769		
財政融資資金借入金	5,932,293,649,000		
長期リース債務	94,837,600		
長期預り金	8,624,179,996		
退職給付引当金	4,254,600,713		
資産除去債務	105,542,546		
固定負債合計		7,584,972,037,086	
負債合計			7,915,824,153,111
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金	8,425,447,840,510		
資本金合計		8,425,447,840,510	
Ⅱ利益剰余金			
準備金	1,983,177,949,017		
当期未処分利益	29,028,436,613		
（うち当期総利益）	(29,028,436,613)		
利益剰余金合計		2,012,206,385,630	
Ⅲ評価・換算差額等			
関係会社株式評価差額金	31,206,856,940		
その他有価証券評価差額金	6,871,307,653		
繰延ヘッジ損益	△ 18,079,554,438		
評価・換算差額等合計		19,998,610,155	
純資産合計			10,457,652,836,295
負債純資産合計			18,373,476,989,406

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

【有償資金協力勘定】	
経常費用	
有償資金協力業務関係費	
債券利息	51,626,817,541
借入金利息	38,464,617,430
金利スワップ支払利息	9,014,374,485
その他支払利息	1,774,427
業務委託費	19,726,846,786
債券発行費	683,684,836
金融派生商品費用	6,216,177,656
外国為替差損	2,866,531,727

人件費	4,938,526,753		
賞与引当金繰入	445,621,699		
退職給付費用	807,235,177		
物件費	18,183,173,109		
減価償却費	2,400,142,958		
税金	102,930,700		
投資有価証券評価損	228,655,121		
関係会社株式評価損	5,613,093,716		
利息費用	△ 16,889		
貸倒引当金繰入	590,026,188		
その他経常費用	19,800	161,910,233,220	
経常費用合計			161,910,233,220
経常収益			
有償資金協力業務収入			
貸付金利息	153,734,114,319		
国債等債券利息	4,052,712		
受取配当金	1,465,411,131		
金利スワップ受入利息	634,411,493		
貸付手数料	4,062,550,710		
金銭の信託運用益	6,214,812,985		
金融派生商品収益	7,073,828,866		
偶発損失引当金戻入	139,892,213	173,329,074,429	
財務収益			
受取利息	8,920,118,590	8,920,118,590	
雑益		2,193,924,812	
償却債権取立益		6,539,481,435	
経常収益合計			190,982,599,266
経常利益			29,072,366,046
臨時損失			
固定資産除却損		50,241,094	
固定資産売却損		505,137	50,746,231
臨時利益			
固定資産売却益		6,816,798	6,816,798
当期純利益			29,028,436,613
当期総利益			29,028,436,613

損　益　計　算　書

（令和６年10月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

【有償資金協力勘定】			
経常費用			
有償資金協力業務関係費			
債券利息	25,134,051,187		
借入金利息	20,356,261,270		
金利スワップ支払利息	3,993,321,883		
その他支払利息	1,065,555		
業務委託費	14,144,456,651		
債券発行費	128,400,721		
金融派生商品費用	6,138,224,553		
人件費	2,271,025,480		
賞与引当金繰入	445,621,699		
退職給付費用	653,481,067		
物件費	10,158,534,260		
減価償却費	1,186,065,669		
投資有価証券評価損	528,793,702		
関係会社株式評価損	253,192,136		
利息費用	△ 8,445		
貸倒引当金繰入	17,737,299,172	103,129,786,560	
経常費用合計			103,129,786,560
経常収益			
有償資金協力業務収入			
貸付金利息	77,457,457,898		
受取配当金	818,283,652		
金利スワップ受入利息	311,724,858		
貸付手数料	2,159,707,852		
外国為替差益	666,090,338		
金銭の信託運用益	8,898,971,175		
金融派生商品収益	1,175,958,517		
偶発損失引当金戻入	55,491,529	91,543,685,819	
財務収益			
受取利息	4,350,445,900	4,350,445,900	
雑益		2,120,659,354	
償却債権取立益		3,269,710,320	
経常収益合計			101,284,501,393
経常損失			1,845,285,167
臨時損失			
固定資産除却損		48,613,340	
固定資産売却損		263,677	48,877,017
臨時利益			
固定資産売却益		2,920,111	2,920,111
当期純損失			1,891,242,073
当期総損失			1,891,242,073

独立行政法人国際協力機構一般勘定令和６事業年度決算に関する公告

令和７年８月25日

東京都千代田区二番町５番地25
独立行政法人国際協力機構
理事長　田中　明彦

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

【一般勘定】			
資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		225,370,447,869	
棚卸資産			
貯蔵品	794,103,958		
未成受託業務支出金	1,112,121,012	1,906,224,970	
前渡金		19,760,810,062	
前払費用		7,272,429	
未収収益		38,273,083	
未収入金		3,967,966,569	
賞与引当金見返(注)		1,418,011,853	
開発投融資短期貸付金		6,500,000	
仮払金		73,193,382	
立替金		6,645,528	
流動資産合計			252,555,345,745
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	46,224,550,916		
減価償却累計額	△ 22,486,334,259	23,738,216,657	
構築物	1,543,489,364		
減価償却累計額	△ 1,200,262,880	343,226,484	
機械装置	255,538,913		
減価償却累計額	△ 192,227,530	63,311,383	
車両運搬具	2,435,345,005		
減価償却累計額	△ 1,797,457,514	637,887,491	
工具器具備品	2,201,187,795		
減価償却累計額	△ 1,269,840,530	931,347,265	
土地	14,177,935,458		
減損損失累計額	△ 8,710,639	14,169,224,819	
建設仮勘定		443,556,443	
有形固定資産合計		40,326,770,542	

2　無形固定資産			
商標権	2,820,389		
電話加入権	338,100		
ソフトウェア	2,131,486,201		
ソフトウェア仮勘定	946,477,464		
無形固定資産合計	3,081,122,154		
3　投資その他の資産			
長期性預金	2,000,000		
開発投融資長期貸付金	39,000,000		
長期前払費用	93,874		
未収財源措置予定額(注)	443,520		
前払年金費用	2,439,400,446		
退職給付引当金見返(注)	13,472,902,259		
差入保証金	1,595,066,012		
投資その他の資産合計	17,548,906,111		
固定資産合計		60,956,798,807	
資産合計			313,512,144,552
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)	67,544,806,217		
無償資金協力事業資金	144,383,065,050		
預り寄附金(注)	442,103,930		
未払金	25,358,213,492		
未払費用	232,260,299		
リース債務	48,979,212		
前受金	1,521,986,910		
預り金	158,092,756		
前受収益	403,700		
賞与引当金	1,418,011,853		
流動負債合計		241,107,923,419	
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)	8,702,564,068		
長期リース債務	69,125,776		
退職給付引当金	13,472,902,259		
資産除去債務	400,813,796		
固定負債合計		22,645,405,899	
負債合計			263,753,329,318

純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金	61,152,034,684		
資本金合計		61,152,034,684	
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金	12,073,562,977		
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額（－）㈱	△ 22,164,319,349		
減損損失相当累計額（－）㈱	△ 8,710,639		
利息費用相当累計額（－）㈱	△ 6,944,352		
除売却差額相当累計額（－）㈱	△ 13,082,438,181		
資本剰余金合計		△ 23,188,849,544	
Ⅲ　利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金㈱	3,405,665,060		
積立金	7,330,136,398		
当期未処分利益	1,059,828,636		
（うち当期総利益）	(1,059,828,636)		
利益剰余金合計		11,795,630,094	
純資産合計			49,758,815,234
負債純資産合計			313,512,144,552
㈱　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目			

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

【一般勘定】			
経常費用			
業務費			
重点課題・地域事業関係費	88,878,468,153		
ＪＩＣＡ開発大学院連携関係費	5,997,223,962		
民間企業等連携事業関係費	4,199,062,194		
国内連携・外国人材受入等事業関係費	19,053,901,181		
実施基盤強化関係費	3,698,084,218		
間接業務費	43,798,450,595		
無償資金協力事業費	113,492,865,561		
施設整備費	539,921,665		
受託経費	8,492,450		
寄附金事業費	72,217,724		
減価償却費	1,515,674,662	281,254,362,365	
一般管理費		13,494,973,110	
財務費用			
外国為替差損	382,970,217	382,970,217	
雑損		13,769,144	
経常費用合計			295,146,074,836

経常収益			
運営費交付金収益㈱		170,283,871,688	
無償資金協力事業資金収入		113,492,865,561	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	8,512,488	8,512,488	
開発投融資収入		125,922	
移住投融資収入		637,754	
施設費収益㈱		539,478,145	
財源措置予定額収益㈱		443,520	
寄附金収益㈱		72,217,724	
貸倒引当金戻入		5,927,567	
賞与引当金見返に係る収益㈱		1,418,011,853	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		1,306,076,526	
資産見返負債戻入㈱		1,587,207,941	
財務収益			
受取利息	173,559,833	173,559,833	
雑益		2,018,355,533	
経常収益合計			290,907,292,055
経常損失			4,238,782,781
臨時損失			
固定資産除却損		36,884,883	
固定資産売却損		2,248,530	39,133,413
臨時利益			
資産見返負債戻入㈱		39,133,413	
固定資産売却益		26,610,153	65,743,566
当期純損失			4,212,172,628
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱			5,272,001,264
当期総利益			1,059,828,636

㈱　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

利　益　の　処　分　に　関　す　る　書　類

【一般勘定】

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		1,059,828,636
当期総利益	1,059,828,636	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	1 ,059,828,636	1,059,828,636

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年８月25日

茨城県つくば市大わし１－１
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長　小山　　修

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		1,427,026,950	
未収金		88,727,052	
棚卸資産		156,543,172	
前渡金		3,456,940	
前払費用		19,351,487	
賞与引当金見返㈱		146,954,190	
その他の流動資産		3,023,544	
流動資産合計			1,845,083,335
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	4,845,570,389		
減価償却累計額	3,086,740,243	1,758,830,146	
構築物	917,636,126		
減価償却累計額	726,994,785	190,641,341	
機械及び装置	23,730,053		
減価償却累計額	22,215,848	1,514,205	
車両運搬具	146,824,639		
減価償却累計額	131,015,390	15,809,249	
工具器具備品	2,151,800,689		
減価償却累計額	1,787,523,614	364,277,075	
土地		4,702,326,526	
建設仮勘定		24,538,800	
有形固定資産合計		7,057,937,342	
2　無形固定資産			
特許権		11,907,746	
意匠権		47,488	
ソフトウエア		8,295,312	
電話加入権		537,200	
工業所有権仮勘定		14,309,476	
無形固定資産合計		35,097,222	
3　投資その他の資産			
退職給付引当金見返㈱		1,307,887,319	
預託金		45,710	
投資その他の資産合計		1,307,933,029	
固定資産合計			8,400,967,593
資産合計			10,246,050,928
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務㈱		775,022,727	
預り寄附金㈱		3,219,211	
未払金		376,509,156	
未払費用		30,613,673	
未払消費税等		13,135,100	
リース債務		3,440,138	
契約負債		215,320,710	
預り金		36,108,735	
賞与引当金		146,954,190	
流動負債合計			1,600,323,640

Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
固定資産見返運営費交付金(注)	345,625,079		
固定資産見返補助金等(注)	13,328,075		
固定資産見返物品受贈額(注)	3,358,773		
固定資産見返寄附金(注)	10,676,562		
建設仮勘定見返施設費(注)	21,791,000		
工業所有権仮勘定見返運営費交付金(注)	14,309,476	409,088,965	
長期預り寄附金		27,610,717	
退職給付引当金		1,307,887,319	
固定負債合計			1,744,587,001
負債合計			3,344,910,641
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		8,470,154,319	
資本金合計			8,470,154,319
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金	2,251,703,276		
その他行政コスト累計額（△）(注)	△ 4,141,732,750		
減価償却相当累計額（△）(注)		△ 3,810,203,535	
減損損失相当累計額（△）(注)		△ 865,900	
除売却差額相当累計額（△）(注)		△ 330,663,315	
資本剰余金合計			△ 1,890,029,474
Ⅲ　利益剰余金			
前中長期目標期間繰越積立金(注)		6,104,845	
積立金		235,479,075	
当期未処分利益		79,431,522	
（うち当期総利益　79,431,522円）			
利益剰余金合計			321,015,442
純資産合計			6,901,140,287
負債純資産合計			10,246,050,928

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用			
研究業務費	3,533,337,946		
一般管理費	661,886,299		
支払利息	235,073		
雑損	291,766		
臨時損失	751,958		
損益計算書上の費用合計			4,196,503,042
Ⅱ　その他行政コスト(注)			
減価償却相当額		101,760,072	
除売却差額相当額		3,220,870	
その他行政コスト合計			104,980,942
Ⅲ　行政コスト			4,301,483,984

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
研究業務費			
給与、賞与及び諸手当	1,198,471,448		
法定福利費	228,875,132		
福利厚生費	4,292,858		
その他の人件費	344,019,264		
滞在費	27,389,316		
外部委託費	479,930,011		
研究材料・消耗品費	256,923,030		
賃借料	19,117,199		
減価償却費	147,149,155		
保守・修繕費	125,966,423		
水道光熱費	121,911,502		
国内旅費交通費	39,317,607		
国外旅費交通費	238,474,130		
備品費	71,044,767		
顧問料	550,000		
賞与引当金繰入	115,066,369		
その他業務経費	114,839,735	3,533,337,946	

一般管理費			
役員報酬	38,252,102		
給与、賞与及び諸手当	276,642,131		
法定福利費	56,133,549		
福利厚生費	3,334,903		
その他の人件費	23,389,487		
外部委託費	8,129,770		
賃借料	1,411,020		
減価償却費	1,519,500		
保守・修繕費	20,368,737		
水道光熱費	7,472,435		
国内旅費交通費	842,900		
消耗品費	7,410,170		
備品費	851,620		
顧問料	7,269,272		
賞与引当金繰入	31,887,821		
退職給付費用	160,849,686		
その他管理経費	16,121,196	661,886,299	
財務費用			
支払利息	235,073	235,073	
雑損			
雑損	291,766	291,766	
経常費用合計			4,195,751,084
経常収益			
運営費交付金収益(注)		3,260,614,221	
事業収益		1,137,603	
政府等受託収入		82,089,634	
その他受託研究収入		358,013,420	
寄附金収益(注)		2,986,590	
補助金等収益(注)		128,198,282	
資産見返負債戻入(注)			
固定資産見返運営費交付金戻入(注)	117,429,115		
固定資産見返補助金等戻入(注)	3,012,064		
固定資産見返物品受贈額戻入(注)	1		
固定資産見返寄附金戻入(注)	4,225,223		
工業所有権仮勘定見返運営費交付金戻入(注)	247,273	124,913,676	
賞与引当金見返に係る収益(注)		146,954,190	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		160,849,686	
財務収益			
受取利息		131,213	
雑益			
物品受贈益	4,361,984		
雑益	472,310	4,834,294	
経常収益合計			4,270,722,809
経常利益			74,971,725
臨時損失			
固定資産除却損		751,958	
臨時損失合計			751,958
臨時利益			
固定資産売却益		75,080	
臨時利益合計			75,080
当期純利益			74,294,847
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)			5,136,675
当期総利益			79,431,522

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金				
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計
				減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	
当期首残高	8,470,154,319	8,470,154,319	1,920,702,276	△　3,724,984,522	△　865,900	△　310,901,386	△　2,116,049,532
当期変動額							
Ⅰ　資本金の当期変動額							

Ⅱ　資本剰余金の当期変動額							
固定資産の取得			331,001,000				331,001,000
固定資産の除売却				16,541,059		△ 19,761,929	△ 3,220,870
減価償却				△ 101,760,072			△ 101,760,072
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額							
⑴　利益の処分又は損失の処理							
積立金への振替							
⑵　その他							
当期純利益（又は当期純損失）							
前中長期目標期間繰越積立金取崩額							
当期の変動額合計	—	—	331,001,000	△ 85,219,013	—	△ 19,761,929	226,020,058
当期末残高	8,470,154,319	8,470,154,319	2,251,703,276	△ 3,810,203,535	△ 865,900	△ 330,663,315	△ 1,890,029,474

（単位：円）

	Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）					純資産合計
	前中長期目標期間繰越積立金	積　立　金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	
当期首残高	11,241,520	181,174,203	54,304,872	—	246,720,595	6,600,825,382
当期変動額						
Ⅰ　資本金の当期変動額						
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額						
固定資産の取得						331,001,000
固定資産の除売却						△ 3,220,870
減価償却						△ 101,760,072
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額						
⑴　利益の処分又は損失の処理						
積立金への振替		54,304,872	△ 54,304,872			
⑵　その他						
当期純利益（又は当期純損失）			74,294,847	74,294,847	74,294,847	74,294,847
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	△ 5,136,675		5,136,675	5,136,675		
当期の変動額合計	△ 5,136,675	54,304,872	25,126,650	79,431,522	74,294,847	300,314,905
当期末残高	6,104,845	235,479,075	79,431,522	79,431,522	321,015,442	6,901,140,287

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 580,249,522
	人件費支出	△ 2,356,570,056
	その他の業務支出	△ 1,007,403,749
	運営費交付金収入	3,814,265,000
	受託収入	421,715,635
	補助金等収入	125,449,389
	その他の業務収入	1,012,775
	小計	418,219,472
	利息の受取額	131,213
	利息の支払額	△ 235,073
	業務活動によるキャッシュ・フロー	418,115,612
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 385,048,297
	有形固定資産の売却による収入	75,080
	無形固定資産の取得による支出	△ 11,449,202
	預託金返還による収入	9,620
	施設費による収入	230,582,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 165,830,799
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 3,289,327
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,289,327
Ⅳ	資金増加額	248,995,486
Ⅴ	資金期首残高	1,178,031,464
Ⅵ	資金期末残高	1,427,026,950

利益の処分に関する書類

（令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		79,431,522
	当期総利益	79,431,522	
Ⅱ	利益処分額		79,431,522
	積立金	79,431,522	

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

1　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明白である活動を除く管理部門等の活動については期間進行基準を採用しております。

2　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	12～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	５年
車両運搬具	４～７年
工具器具備品	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却に相当する額ついては、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

特許権については、８年の耐用年数を用いております。

なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3　賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置される部分については賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上するとともに、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

4　退職給付に係る引当金の計上基準

退職給付引当金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職給付引当金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

5　棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

総平均法による低価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

6　収益及び費用の計上基準

受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

7　消費税等の会計処理方法

税込方式によっております。

8　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

Ⅱ　重要な会計上の見積り

該当事項はありません。

Ⅲ　貸借対照表注記

1　その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

△ 2,726,882,695円

2　資産除去債務に関する事項

当法人は、貸借契約に基づく事務所等の退去時における原状回復義務を有していますが、当該債務に関する貸借資産の使用期間が明確でなく、また、契約条項に基づき原状回復義務が免除される可能性もあり、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

3　退職給付費用に関する事項

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

⑵　確定給付制度

◆簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,403,610,190円
退職給付費用	160,849,686円
退職給付の支払額	△ 256,572,557円
期末における退職給付引当金	1,307,887,319円

◆退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	160,849,686円

Ⅳ　行政コスト計算書（関係）注記

1　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	4,301,483,984円
自己収入等	△ 526,117,091円
機会費用	97,267,661円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	3,872,634,554円

2　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債令和７年３月末利回りを参考に1.485％を利率として適用しております。

3　国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用に準ずる費用関係

独立行政法人会計基準注解43第３項の項目には該当しないが、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用に準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　12,555,168円

Ⅴ　損益計算書注記

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、566,767円であり、当該影響額を除いた当期総利益は78,864,755円であります。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,427,026,950円
資金期末残高	1,427,026,950円

Ⅶ　金融商品の時価等に関する注記

1　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、業務上の余裕金について短期的な預金及び公社債等に、限定して行うこととしております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計規程等に従ってリスク管理しております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づく、公債等のみを保有することとしており、株式等は保有しておりません。

借入金等の使途は運転資金（主として短期）であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2　金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

Ⅷ　収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分及びその区分に係る主な収益は次のとおりであります。

	企画セグメント	環境セグメント	食料セグメント	情報セグメント	合計
政府受託収入	―	43,572,842	6,282,148	32,234,644	82,089,634
その他受託研究収入	2,494,676	210,910,259	79,719,708	64,888,777	358,013,420

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、215,320,710円であり、当法人は、当該残存履行義務について、令和７年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

Ⅸ　不要財産の国庫納付に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅺ　重要な後発事象

該当事項はありません。

国立研究開発法人産業技術総合研究所令和６年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６年度国立研究開発法人産業技術総合研究所の財務諸表について次のとおり公告する。

令和７年８月25日

東京都千代田区霞が関１－３－１
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　石村　和彦

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

科目	金額		
資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		72,845,922,003	
研究業務未収金		11,743,322,997	
契約資産		84,257,930	
未収金		58,743,800	
立替金		377,579,732	
棚卸資産		2,057,464,972	
前渡金		38,612,448	
前払費用		502,107,874	
未収消費税等		5,201,510,411	
賞与引当金見返(注)		4,857,361,361	
その他		17,291,944	
流動資産合計			**97,784,175,472**
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	314,802,714,215		
建物減価償却累計額	△199,621,378,389		
建物減損損失累計額	△　618,520,248	114,562,815,578	
構築物	48,336,700,579		
構築物減価償却累計額	△ 32,414,554,559		
構築物減損損失累計額	△　24,084,961	15,898,061,059	
機械及び装置	58,979,128,829		
機械及び装置減価償却累計額	△ 44,025,599,646		
機械及び装置減損損失累計額	△　292,217,739	14,661,311,444	
車両運搬具	274,813,632		
車両運搬具減価償却累計額	△　228,269,913	46,543,719	
工具器具備品	332,474,317,127		
工具器具備品減価償却累計額	△202,423,264,331		
工具器具備品減損損失累計額	△　3,262,866	130,047,789,930	
土地	107,352,342,011		
土地減損損失累計額	△　793,000,000	106,559,342,011	
建設仮勘定		577,716,657	
有形固定資産合計		**382,353,580,398**	
2　無形固定資産			
産業財産権		591,529,790	
ソフトウェア		5,769,524,886	
電話加入権		31,680,000	
産業財産権仮勘定		1,633,836,779	
無形固定資産合計		**8,026,571,455**	
3　投資その他の資産			
投資有価証券		19,896,000	
関係会社株式		484,941,869	
敷金・保証金		16,695,960	
長期未収金		300,000,000	
退職給付引当金見返(注)		27,027,234,513	
その他		300,592,297	
投資その他の資産合計		**28,149,360,639**	
固定資産合計			**418,529,512,492**
資産合計			**516,313,687,964**

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

科目	金額	
負債の部		
Ⅰ　流動負債		
預り施設費(注)	61,443,065	
預り補助金等(注)	20,441,627	
預り寄附金(注)	156,063,224	
研究業務未払金	12,511,941,819	
未払金	67,839,114,686	
リース債務	10,728,240	
未払消費税等	515,616,900	
前受金	5,159,952,636	
契約負債	3,058,887,935	

預り金	1,543,831,321	
引当金		
賞与引当金	4,956,364,990	
その他	4,431,900	
流動負債合計		**95,838,818,343**
Ⅱ　固定負債		
資産見返負債(注)		
資産見返運営費交付金	55,466,928,840	
資産見返補助金等	327,601,939	
資産見返寄附金	4,287,370	
建設仮勘定見返運営費交付金	271,000,563	
建設仮勘定見返施設費	2,552,704	
資産見返物品受贈額	1,443,453,573	57,515,824,989
長期預り寄附金(注)	6,671,412	
長期リース債務	26,579,080	
引当金		
退職給付引当金	27,056,999,251	
資産除去債務	372,943,651	
固定負債合計		**84,979,018,383**
負債合計		**180,817,836,726**
純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金	277,991,415,366	
資本金合計		**277,991,415,366**
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金	340,947,896,964	
その他行政コスト累計額(注)	△325,054,180,899	
減価償却相当累計額（△）	△298,602,926,214	
減損損失相当累計額（△）	△1,734,207,187	
除売却差額相当累計額（△）	△24,717,047,498	
資本剰余金合計		**15,893,716,065**
Ⅲ　利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金(注)	1,389,130,810	
積立金	39,097,410,548	
当期未処分利益	839,236,580	
（うち当期総利益 839,236,580円）		
利益剰余金合計		**41,325,777,938**
Ⅳ　評価・換算差額等		
関係会社株式評価差額金	284,941,869	
評価・換算差額等合計		**284,941,869**
純資産合計		**335,495,851,238**
負債純資産合計		**516,313,687,964**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

項　　目	金　　額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究業務費	118,415,306,695	
一般管理費	10,929,126,932	
臨時損失	494,838,386	
損益計算書上の費用合計		129,839,272,013
Ⅱ　その他の行政コスト		
減価償却相当額(注)	20,100,511,695	
除売却差額相当額(注)	665,066	
その他行政コスト合計		20,101,176,761
Ⅲ　行政コスト		149,940,448,774

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
経常費用		
研究業務費		
人件費	44,785,862,981	
減価償却費	19,613,827,204	
その他の研究業務費	54,015,616,510	118,415,306,695
一般管理費		
人件費	3,739,389,342	
減価償却費	140,757,200	
その他の一般管理費	7,048,980,390	10,929,126,932
経常費用合計		**129,344,433,627**

経常収益			
運営費交付金収益(注)			
運営費交付金収益	72,657,609,083		
資産見返運営費交付金戻入	9,760,602,598	82,418,211,681	
物品受贈収益		975,195,748	
知的所有権収益		437,648,426	
研究収益		8,725,777,203	
受託収益			
国及び地方公共団体	4,567,993,305		
その他の団体	23,091,856,421	27,659,849,726	
施設費収益(注)		497,819,394	
補助金等収益(注)		569,453,292	
寄附金収益(注)		64,890,104	
賞与引当金見返に係る収益(注)		4,857,361,361	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		2,297,703,925	
雑益			
建物及び物件貸付料	65,270,822		
その他	1,035,667,744	1,100,938,566	
経常収益合計			129,604,849,426
経常利益			260,415,799
臨時損失			
固定資産除却損		494,837,506	
その他		880	
臨時損失合計			**494,838,386**
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入(注)		262,246,334	
資産見返物品受贈額戻入(注)		30,977,637	
資産見返承継受贈額戻入(注)		234	
資産見返寄附金戻入(注)		2	
資産見返補助金等戻入(注)		173,735	
前期損益修正益		476,781,496	
その他		21,057,015	
臨時利益合計			**791,236,453**
当期純利益			**556,813,866**
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			**282,422,714**
当期総利益			**839,236,580**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金									
			資　本　剰　余　金						その他行政コスト累計額			資本剰余金合計
	政府出資金	資本金合計	施設整備費補助金	運営費交付金	寄付金	研究施設等整備積立金	中長期目標期間繰越積立金	無償譲与	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	
当期首残高	277,991,415,366	277,991,415,366	260,491,034,208	1,067,310	3,016,865	350,955,645	321,971,845	1,852,668,764	△ 284,816,238,677	△ 1,855,145,019	△ 18,281,620,442	△ 41,932,289,501
当期変動額												
Ⅰ　資本金の当期変動額												
出資金の受入												
不要財産に係る国庫納付等による減資												
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得			77,925,749,637					2,500,000				77,928,249,637
固定資産の除売却				△1,067,310					6,313,824,158	120,937,832	△ 6,435,427,056	△ 1,732,376
減価償却									△ 20,100,511,695			△ 20,100,511,695
固定資産の減損												

時の経過による資産除去債務の増加												
承継資産の使用等												
不要財産に係る国庫納付等												
その他の資本剰余金の当期変動額(純額)												
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額												
(1)　利益の処分又は損失の処理												
前中期目標期間からの繰越し												
利益処分による積立												
利益処分（又は損失処理）による取崩し												
国庫納付金の納付												
(2)　その他												
当期純利益（又は当期純損失）												
前中期目標期間繰越積立金取崩額												
目的積立金取崩額												
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）												
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	—	77,925,749,637	△1,067,310	—	—	—	2,500,000	△ 13,786,687,537	120,937,832	△ 6,435,427,056	57,826,005,566
当期末残高	277,991,415,366	277,991,415,366	338,416,783,845	—	3,016,865	350,955,645	321,971,845	1,855,168,764	△ 298,602,926,214	△ 1,734,207,187	△ 24,717,047,498	15,893,716,065

（単位：円）

	Ⅲ　利益剰余金					Ⅳ　評価・換算差額等	純資産合計
	前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	関係会社株式評価差額金	
当期首残高	1,671,553,524	20,777,265,873	18,320,144,675	—	40,768,964,072	—	276,828,089,937
当期変動額							
Ⅰ　資本金の当期変動額							
出資金の受入							
不要財産に係る国庫納付等による減資							

Ⅱ　資本剰余金の当期変動額							
固定資産の取得							77,928,249,637
固定資産の除売却							△　1,732,376
減価償却							△ 20,100,511,695
固定資産の減損							
時の経過による資産除去債務の増加							
承継資産の使用等							
不要財産に係る国庫納付等							
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）							
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額							
(1)　利益の処分又は損失の処理							
前中期目標期間からの繰越し							
利益処分による積立		18,320,144,675	△ 18,320,144,675		—		—
利益処分（又は損失処理）による取崩し							
国庫納付金の納付							
(2)　その他							
当期純利益（又は当期純損失）			556,813,866	556,813,866	556,813,866		556,813,866
前中期目標期間繰越積立金取崩額	△　282,422,714		282,422,714	282,422,714	—		—
目的積立金取崩額							
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）							
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）						284,941,869	284,941,869
当期変動額合計	△　282,422,714	18,320,144,675	△ 17,480,908,095	839,236,580	556,813,866	284,941,869	58,667,761,301
当期末残高	1,389,130,810	39,097,410,548	839,236,580	839,236,580	41,325,777,938	284,941,869	335,495,851,238

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

項目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
研究業務支出	△ 46,097,419,881
人件費支出	△ 46,442,416,546
その他の業務支出	△ 4,921,806,915
科研費等預り金支出	△ 4,874,904,411
運営費交付金収入	65,627,681,000
受託収入	32,147,111,736
共同研究収入	5,230,877,131
手数料収入	144,058,200
寄附金収入	10,315,439
補助金等収入	362,316,292
知的所有権収入	235,558,974
建物及び物件貸付料	76,928,227
科研費等預り金収入	2,787,891,473
消費税還付金	807,031,200
その他の業務収入	4,519,768,578
消費税等支払額	△ 3,851,577,325
小計	5,761,413,172
利息の受取額	1,378,016
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,762,791,188
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 73,132,179,880
有形固定資産の売却による収入	156,629,543
無形固定資産の取得による支出	△ 3,370,779,003
施設費による収入	83,509,326,158
敷金及び保証金の差入による支出	△ 2,896,000
敷金の回収による収入	153,655,645
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,313,756,463
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 26,197,820
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,197,820
Ⅳ　資金の増加額	13,050,349,831
Ⅴ　資金期首残高	57,795,572,172
Ⅵ　資金期末残高	70,845,922,003

利益の処分に関する書類

（令和７年６月30日）

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		
当期総利益	839,236,580	839,236,580
Ⅱ　積立金振替額		
前中期目標期間繰越積立金	1,389,130,810	1,389,130,810
Ⅲ　利益処分額		
積立金		2,228,367,390

連結貸借対照表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

科目	金額	
資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	83,381,526,612	
研究業務未収金	6,552,761,362	
契約資産	141,391,994	
未収金	90,980,190	
立替金	260,980,436	
棚卸資産	2,057,464,972	
前渡金	47,466,828	
前払費用	576,264,475	
未収消費税等	5,201,510,411	
賞与引当金見返(注)	4,857,361,361	
その他	17,291,944	
流動資産合計		**103,185,000,585**

Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	314,815,014,215		
建物減価償却累計額	△199,626,064,102		
建物減損損失累計額	△　618,520,248	114,570,429,865	
構築物	48,336,700,579		
構築物減価償却累計額	△32,414,554,559		
構築物減損損失累計額	△　24,084,961	15,898,061,059	
機械及び装置	58,979,128,829		
機械及び装置減価償却累計額	△44,025,599,646		
機械及び装置減損損失累計額	△　292,217,739	14,661,311,444	
車両運搬具	279,585,568		
車両運搬具減価償却累計額	△　233,041,848	46,543,720	
工具器具備品	333,628,892,594		
工具器具備品減価償却累計額	△203,173,977,476		
工具器具備品減損損失累計額	△　3,262,866	130,451,652,252	
土地	107,352,342,011		
土地減損損失累計額	△　793,000,000	106,559,342,011	
建設仮勘定		577,716,657	
有形固定資産合計		**382,765,057,008**	
2　無形固定資産			
産業財産権		593,863,790	
ソフトウェア		5,887,715,308	
電話加入権		31,680,000	
産業財産権仮勘定		1,633,836,779	
無形固定資産合計		**8,147,095,877**	
3　投資その他の資産			
投資有価証券		112,789,951	
敷金・保証金		31,577,960	
退職給付引当金見返(注)		27,027,234,513	
繰延税金資産		250,934,833	
その他		300,609,327	
投資その他の資産合計		**27,723,146,584**	
固定資産合計			**418,635,299,469**
資産合計			**521,820,300,054**

連　結　貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

科　　目	金	額	
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
預り施設費(注)		61,443,065	
預り補助金等(注)		20,441,627	
預り寄附金(注)		156,063,224	
研究業務未払金		13,026,181,980	
未払金		68,004,620,346	
未払費用		14,331,411	
リース債務		10,728,240	
未払法人税等		366,678,650	
未払消費税等		605,225,600	
前受金		8,786,442,874	
契約負債		3,723,198,068	
預り金		1,479,973,153	
賞与引当金		5,079,056,955	
その他		4,431,900	
流動負債合計			**101,338,817,093**
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	55,466,928,840		
資産見返補助金等	327,601,939		
資産見返寄附金	4,287,370		
建設仮勘定見返運営費交付金	271,000,563		
建設仮勘定見返施設費	2,552,704		
資産見返物品受贈額	1,443,453,573	57,515,824,989	
長期預り寄附金(注)		6,671,412	
長期リース債務		26,579,080	
引当金			
退職給付引当金		27,077,049,251	
資産除去債務		372,943,651	
固定負債合計			**84,999,068,383**
負債合計			**186,337,885,476**

純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金	277,991,415,366	
資本金合計		**277,991,415,366**
Ⅱ　資本剰余金		15,893,716,065
Ⅲ　連結剰余金		41,561,215,035
Ⅳ　評価・換算差額等		36,068,112
純資産合計		**335,482,414,578**
負債純資産合計		**521,820,300,054**

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

連　結　損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

科　　目	金　　額		
経常費用			
研究業務費			
人件費	44,785,862,981		
減価償却費	20,257,226,698		
その他の研究業務費	56,177,471,075	121,220,560,754	
一般管理費			
人件費	5,367,441,374		
減価償却費	150,756,119		
その他の一般管理費	7,929,113,009	13,447,310,502	
雑損		1,420,274	
経常費用合計			**134,669,291,530**
経常収益			
運営費交付金収益㈱			
運営費交付金収益	72,657,609,083		
資産見返運営費交付金戻入	9,760,602,598	82,418,211,681	
物品受贈収益		975,195,748	
知的所有権収益		924,277,266	
研究収益		14,000,843,726	
受託収益			
国及び地方公共団体	4,567,993,305		
その他の団体	23,146,885,153	27,714,878,458	
施設費収益㈱		497,819,394	
補助金等収益㈱		569,453,292	
寄附金収益㈱		64,890,104	
賞与引当金見返に係る収益㈱		4,857,361,361	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		2,297,703,925	
雑益			
建物及び物件貸付料	65,270,822		
その他	902,885,337	968,156,159	
経常収益合計			**135,288,791,114**
経常利益			**619,499,584**
臨時損失			
固定資産除却損		495,146,361	
その他		3,200,879	
臨時損失合計			**498,347,240**
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入㈱		262,246,334	
資産見返物品受贈額戻入㈱		30,977,637	
資産見返承継受贈額戻入㈱		234	
資産見返寄附金戻入㈱		2	
資産見返補助金等戻入㈱		173,735	
前期損益修正益		476,781,496	
その他		21,057,015	
臨時利益合計			**791,236,453**
税金等調整前当期純利益			**912,388,797**
法人税・住民税及び事業税			383,534,784
法人税等調整額			△ 270,673,097
当期純利益			**799,527,110**
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱			**282,422,714**
当期総利益			**1,081,949,824**

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

連結純資産変動計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金									
			資本剰余金						その他行政コスト累計額			資本剰余金合計
	政府出資金	資本金合計	施設整備費補助金	運営費交付金	寄付金	研究施設等整備積立金	中長期目標期間繰越積立金	無償譲与	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	
当期首残高	277,991,415,366	277,991,415,366	260,491,034,208	1,067,310	3,016,865	350,955,645	321,971,845	1,852,668,764	△ 284,816,238,677	△ 1,855,145,019	△ 18,281,620,442	△ 41,932,289,501
当期変動額												
Ⅰ　資本金の当期変動額												
出資金の受入												
不要財産に係る国庫納付等による減資												
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得			77,925,749,637					2,500,000				77,928,249,637
固定資産の除売却				△1,067,310					6,313,824,158	120,937,832	△ 6,435,427,056	△ 1,732,376
減価償却									△ 20,100,511,695			△ 20,100,511,695
固定資産の減損												
時の経過による資産除去債務の増加												
承継資産の使用等												
その他												
Ⅲ　連結剰余金の当期変動額												
(1)　利益の処分又は損失の処理												
前中期目標期間からの繰越し												
利益処分による積立												
利益処分（又は損失処理）による取崩し												
国庫納付金の納付												
(2)　その他												
当期純利益（又は当期純損失）												
前中期目標期間繰越積立金取崩額												
目的積立金取崩額												
その他の連結剰余金の当期変動額（純額）												
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	—	77,925,749,637	△1,067,310	—	—	—	2,500,000	△ 13,786,687,537	120,937,832	△ 6,435,427,056	57,826,005,566
当期末残高	277,991,415,366	277,991,415,366	338,416,783,845	—	3,016,865	350,955,645	321,971,845	1,855,168,764	△ 298,602,926,214	△ 1,734,207,187	△ 24,717,047,498	15,893,716,065

（単位：円）

	Ⅲ　連結剰余金					Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計
	前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	連結剰余金（又は繰越欠損金）合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,671,553,524	20,777,265,873	18,312,868,528	—	40,761,687,925	—	—	—	276,820,813,790
当期変動額									
Ⅰ　資本金の当期変動額									
出資金の受入									
不要財産に係る国庫納付等による減資									
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額									
固定資産の取得									77,928,249,637
固定資産の除売却									△ 1,732,376
減価償却									△ 20,100,511,695
固定資産の減損									
時の経過による資産除去債務の増加									
承継資産の使用等									
その他									
Ⅲ　連結剰余金の当期変動額									
(1)　利益の処分又は損失の処理									
前中期目標期間からの繰越し									
利益処分による積立		18,320,144,675	△ 18,320,144,675		—				—
利益処分（又は損失処理）による取崩し									
国庫納付金の納付									
(2)　その他									
当期純利益（又は当期純損失）			799,527,110	799,527,110	799,527,110				799,527,110
前中期目標期間繰越積立金取崩額	△ 282,422,714		282,422,714	282,422,714	—				—
目的積立金取崩額									
その他の連結剰余金の当期変動額（純額）									
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）						36,484,544	△ 416,432	36,068,112	36,068,112
当期変動額合計	△ 282,422,714	18,320,144,675	△ 17,238,194,851	1,081,949,824	799,527,110	36,484,544	△ 416,432	36,068,112	58,661,600,788
当期末残高	1,389,130,810	39,097,410,548	1,074,673,677	1,081,949,824	41,561,215,035	36,484,544	△ 416,432	36,068,112	335,482,414,578

連結キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

項目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
研究業務支出	△ 46,180,468,312
人件費支出	△ 47,920,480,815
その他の業務支出	△ 5,963,143,526
科研費等預り金支出	△ 4,874,904,411
運営費交付金収入	65,627,681,000
受託収入	32,239,685,990
共同研究収入	12,701,433,397
手数料収入	144,058,200
寄附金収入	10,315,439
補助金等収入	362,316,292
知的所有権収入	1,140,464,007
建物及び物件貸付料	327,020,130
科研費等預り金収入	2,787,891,473
消費税還付金	807,031,200
その他の業務収入	6,548,524,590
消費税等支払額	△ 3,979,746,125
小計	13,777,678,529
利息の受取額	5,887,935
法人税等の支払額	△ 47,806,006
業務活動によるキャッシュ・フロー	13,735,760,458
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△ 34,593,950
有形固定資産の取得による支出	△ 73,988,434,829
有形固定資産の売却による収入	156,629,543
無形固定資産の取得による支出	△ 3,471,298,457
施設費による収入	83,509,326,158
敷金及び保証金の差入による支出	△ 2,896,000
敷金の回収による収入	153,655,645
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,322,388,110
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 26,197,820
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,197,820
Ⅳ　資金に係る換算差額	777,101
Ⅴ　資金の増加額	20,032,727,849
Ⅵ　資金期首残高	61,348,798,763
Ⅶ　資金期末残高	81,381,526,612

令和６事業年度独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表に関する公告

独立行政法人住宅金融支援機構公示第１号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６事業年度独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表を次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますが、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.jhf.go.jp）又は事務所で閲覧できます。

令和７年８月25日

東京都文京区後楽１丁目４番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長　毛利　信二

独立行政法人住宅金融支援機構貸借対照表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	526,878,371,030	借入金	608,191,823,000
現金	1,724,099	財政融資資金借入金	225,961,823,000
預け金	490,219,777,232	民間借入金	382,230,000,000
代理店預託金	36,656,869,699	債券	20,137,372,220,150
買現先勘定	99,933,000,000	政府保証債券	930,000,000,000
買現先勘定	99,933,000,000	貸付債権担保債券	13,860,420,991,000
金銭の信託	79,600,618,198	一般担保債券	4,195,200,000,000
金銭の信託	79,600,618,198	財形住宅債券	65,891,000,000
有価証券	1,170,459,209,904	住宅宅地債券	1,085,721,500,000
国債	103,221,658,877	債券発行差額（△）	138,729,150
地方債	212,244,474,783	保険契約準備金	24,972,560,576
政府保証債	18,182,525,098	支払備金	7,750,328
社債	119,647,551,146	責任準備金	24,964,810,248
譲渡性預金	717,163,000,000	預り補助金等(注)	78,733,822,150

買取債権	18,104,739,903,992	預り住宅金融円滑化緊急対策費補助金㈱	29,218,066,361
貸付金	3,896,574,626,692	預り優良住宅整備促進事業等補助金㈱	8,424,802,018
手形貸付	26,559,863,642	預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金㈱	41,090,953,771
証書貸付	3,870,014,763,050	その他負債	127,706,442,539
その他資産	70,759,675,573	未払費用	24,684,492,619
求償債権	4,509,205,305	前受収益	13,381,675,453
年金譲受債権	14,292,529,704	繰延金融派生商品利益	758,145,638
未収収益	22,204,118,957	未払買取代金	78,127,300,000
繰延金融派生商品損失	4,397,235,165	その他の負債	10,754,828,829
未収保険料	704,849,136	賞与引当金	742,374,887
その他の資産	24,651,737,306	退職給付引当金	10,489,006,787
有形固定資産	25,957,789,511	保証料返還引当金	232,723,400
建物	21,332,828,289	保証債務	1,666,821,702,937
減価償却累計額（△）	△ 9,442,736,419	負債の部合計	22,655,262,676,426
土地	12,484,300,000	（純資産の部）	
建設仮勘定	492,703,537	資本金	694,958,420,000
その他の有形固定資産	1,708,788,152	政府出資金	694,958,420,000
減価償却累計額（△）	△ 618,094,048	資本剰余金	381,271,151
無形固定資産	15,780,866,590	資本剰余金	△ 3,481,271,248
ソフトウェア	15,780,813,564	その他行政コスト累計額㈱	3,862,542,399
その他の無形固定資産	53,026	除売却差額相当累計額㈱	3,862,542,399
保証債務見返	1,666,821,702,937	利益剰余金	2,167,157,058,893
貸倒引当金（△）	△ 139,974,933,271	評価・換算差額等	△ 228,595,314
		繰延ヘッジ損益	△ 228,595,314
		純資産の部合計	2,862,268,154,730
資産の部合計	25,517,530,831,156	負債の部及び純資産の部合計	25,517,530,831,156

※貸借対照表注記

１．利益剰余金2,167,157,058,893円には、金利変動リスクによる将来の損失の発生等に備えて独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条第１項に基づく手続又は主務大臣の承認手続を経て積み立てる積立金2,007,592,783,427円を含みます。

２．㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

３．その他行政コスト累計額は、主に不要財産に係る国庫納付を行うにあたり、必要な債券を売却したことにより計上しているものです。当事業年度において国等からの出資を財源に取得した資産に該当するものはありません。

独立行政法人住宅金融支援機構損益計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

科目	金額
経常収益	459,507,276,026
資金運用収益	358,239,838,143
買取債権利息	238,203,743,311
貸付金利息	113,473,991,690
求償債権損害金等	123,901,320
年金譲受債権利息	532,711,913
有価証券利息配当金	5,452,348,044
買現先利息	22,928,270
預け金利息	430,213,595
保険引受収益	57,735,036,507
正味収入保険料	7,323,527,917
責任準備金戻入額	2,416,324,321
団信特約料	26,816,954,894
団信受取保険金	1,349,581,256
団信配当金	19,828,648,119
役務取引等収益	435,354,768
保証料	179,594,305
その他の役務収益	255,760,463
補助金等収益㈱	38,110,645,213
住宅金融円滑化緊急対策費補助金収益㈱	3,673,321,170
優良住宅整備促進事業等補助金収益㈱	31,142,401,433
災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益㈱	3,274,845,856
住宅市場整備推進等事業費補助金収益㈱	13,890,000
地方公共団体補助金等収益㈱	6,186,754
その他業務収益	31,749,678
委託解除手数料	31,749,678
その他経常収益	4,954,651,717
保証料返還引当金戻入額	73,123,300
償却債権取立益	4,602,099,523
金銭の信託運用益	23,113,696
その他の経常収益	256,315,198

経常費用	301,667,412,419
資金調達費用	133,752,233,353
借入金利息	2,848,507,110
債券利息	130,619,724,840
その他の支払利息	284,001,403
保険引受費用	76,935,815,731
正味支払保険金	3,210,494,110
正味保険料支払調整金	1,959,510,795
支払備金繰入額	4,152,797
団信支払保険料	70,330,123,176
団信弁済金	1,431,534,853
役務取引等費用	33,459,605,371
役務費用	33,459,605,371
その他業務費用	4,154,120,574
債券発行費償却	3,473,601,194
金融派生商品費用	680,519,380
営業経費	36,902,571,827
営業経費	36,902,571,827
その他経常費用	16,463,065,563
貸倒引当金繰入額	15,379,668,655
その他の経常費用	1,083,396,908
経常利益	157,839,863,607
特別利益	766,099,275
有形固定資産処分益	766,099,275
特別損失	116,885,557
有形固定資産処分損	116,885,557
当期純利益	158,489,077,325
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱	1,075,198,141
当期総利益	159,564,275,466

※損益計算書注記

㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

独立行政法人住宅金融支援機構キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
買取債権の取得による支出	△ 776,050,990,000
貸付けによる支出	△ 87,650,760,000
人件費支出	△ 11,392,242,859
保険金支出	△ 3,210,494,110
団信保険料支出	△ 70,396,284,461
団信弁済金支出	△ 1,440,932,233
その他業務支出	△ 56,734,834,208
買取債権の回収による収入	1,190,047,204,842
貸付金の回収による収入	557,394,408,099
買取債権利息の受取額	238,875,921,875
貸付金利息の受取額	114,900,436,862
保険料収入	7,308,820,416
団信特約料収入	25,246,562,578
団信保険金収入	1,394,818,270
団信配当金の受取額	19,230,343,178
その他業務収入	9,761,401,680
国庫補助金収入	22,649,890,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 3,068,003,311
地方公共団体補助金等収入	6,186,754
小計	1,176,871,453,372
利息及び配当金の受取額	4,994,527,440
利息の支払額	△ 133,514,074,096
国庫納付金の支払額	△ 10,600,000,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,037,751,906,716
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券（債券）の取得による支出	△ 108,161,572,000
有価証券（債券）の償還による収入	43,739,450,000
有価証券（譲渡性預金）の純増減額（減少：△）	△ 118,163,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 1,609,145,174
有形固定資産の売却による収入	1,161,500,000
無形固定資産の取得による支出	△ 11,460,780,430
定期預金の預入による支出	△ 319,400,000,000
定期預金の払出による収入	142,000,000,000
買現先の純増減額（減少：△）	△ 99,933,000,000
金銭の信託（単独運用指定金銭信託）の増加による支出	△ 41,189,138,346
金銭の信託（単独運用指定金銭信託）の減少による収入	10,826,105,315
金銭の信託（合同運用指定金銭信託）の純増減額（減少：△）	130,000,000,000
その他支出	△ 342,540
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 372,189,923,175
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
民間長期借入金の借入れによる収入	14,530,000,000
民間長期借入金の返済による支出	△ 114,600,000,000

債券の発行による収入（発行費用控除後）	974,935,276,890
債券の償還による支出	△1,642,951,996,000
財政融資資金借入金の借入れによる収入	3,920,000,000
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 36,479,293,000
リース債務の支払いによる支出	△ 146,488,998
政府出資金収入	2,863,000,000
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 10,724,356
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 797,940,225,464
Ⅳ　資金減少額	△ 132,378,241,923
Ⅴ　資金期首残高	481,856,612,953
Ⅵ　資金期末残高	349,478,371,030

重要な会計方針

1　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物：２～50年　その他の有形固定資産：２～39年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。また、その他の無形固定資産については利用可能期間（10年）に基づいています。

2　引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

買取債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。

破綻先　　：法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：経営破綻の状況にはないものの、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先　：元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者、継続的な返済を支援するため元金の一部繰延べ、延滞元金若しくは延滞利息との繰延べなどの貸出条件の変更を行った債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。なお、要注意先のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（３か月以上６か月未満延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者を要管理先とし、要注意先を、要管理先と要管理先以外の要注意先に分けて管理しています。

正常先　　：業況が良好であり、かつ、財務内容に特段の問題がないなど債務の履行に問題がないと認められる債務者

ア　破綻先及び実質破綻先に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

イ　破綻懸念先に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

ウ　要管理先及び要管理先以外の要注意先に係る債権のうち、債権元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てています。

エ　上記以外の債権については、ポートフォリオの特性に応じて、個人向けの債権とそれ以外の債権にグルーピングを行ったうえで、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

⑵　賞与引当金

役員及び職員に対して支給する賞与に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

⑶　退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

⑷　保証料返還引当金

財形住宅資金貸付勘定及び既往債権管理勘定に属する貸付け並びに住宅資金貸付等勘定に属する注記事項の１⑵の年金譲受債権に係る貸付けを受けた者がその債務の保証を独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第６条第１項に規定する財団法人公庫住宅融資保証協会に委託したときに支払った保証料のうち、未経過期間に対応するものの返還に必要な費用に充てるため、返還見込額を計上しています。

3　責任準備金の計上基準

住宅融資保険法（昭和30年法律第63号）第３条に規定する保険関係及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第20条第２項に規定する保険関係に基づく将来における債務の履行に備えるため、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成19年財務省・国土交通省令第１号。以下「省令」といいます。）第13条の規定により主務大臣が定める方法（独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令第13条の規定に基づき主務大臣が定める算定の方法について（平成27年財政第245号・国住民支第30号））に基づき算定した金額を計上しています。

4　有価証券の評価基準及び評価方法（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含みます。）

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっています。

⑵　その他有価証券

時価法によっています。

5　金利スワップ取引の処理方法

⑴　証券化支援勘定における金利スワップ取引

債権譲受けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券に係るパイプラインリスクのヘッジを目的として行う金利スワップ取引の損益は、省令第12条の規定により主務大臣が指定する方法（独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令第12条の規定に基づき主務大臣が指定する方法について（平成19年財政第174号・国住資第122号））による金額を繰延金融派生商品利益及び繰延金融派生商品損失として計上しています。

⑵　住宅資金貸付等勘定における金利スワップ取引

賃貸住宅建設資金の貸付けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券に係るパイプラインリスクのヘッジを目的として行う金利スワップ取引の会計については、繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段の変動額等を基礎にして評価しています。

6　収益及び費用の計上基準

当機構の顧客との契約から生じる収益は、主に機構団信又は３大疾病付機構団信による債務弁済充当契約に基づく団信特約料であり、所定の事由に該当した場合に顧客の住宅ローンの債務弁済を行う義務を負うことの対価として受領しています。団信特約料については、契約期間中、時の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれていません。

7　債券発行差額の償却方法

債券の償還期限までの期間で均等償却しています。

8　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

9　消費税等の会計処理

税込方式によっています。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」です。

⑴　当事業年度の財務諸表に計上した金額　139,974,933,271円

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針　２　引当金の計上基準　⑴　貸倒引当金」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いています。

・債務者の財務内容や延滞の状況等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
・担保評価に基づく処分可能見込額
・予想損失率の算定に際して、過去実績に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する過去実績の趨勢等を踏まえた将来見込み

これらの仮定は、将来の経済状況の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定と将来の事象等に重要な差異が生じた場合には、翌事業年度において貸倒引当金は増減する可能性があります。

利益の処分の状況

（単位：円）

	証券化支援勘定	住宅融資保険勘定	財形住宅資金貸付勘定	住宅資金貸付等勘定	既往債権管理勘定	合　　計
Ⅰ　当期未処分利益	57,986,753,725	6,301,447,074	148,277,872	28,457,880,846	66,669,915,949	159,564,275,466
当期総利益	57,986,753,725	6,301,447,074	148,277,872	28,457,880,846	66,669,915,949	159,564,275,466
Ⅱ　積立金振替額	486,177,822,306	29,020,896,801	25,787,340,615	369,527,526,955	555,482,027,323	1,465,995,614,000
前中期目標期間繰越積立金	20,215,443,963	182,670	3,100,536	301,671,675,465	—	321,890,402,634
機構法第18条第２項積立金	465,962,378,343	29,020,714,131	25,784,240,079	67,855,851,490	—	588,623,184,043
機構法附則第７条第９項積立金	—	—	—	—	555,482,027,323	555,482,027,323
Ⅲ　利益処分額	544,164,576,031	35,322,343,875	25,935,618,487	397,985,407,801	622,151,943,272	1,625,559,889,466
積立金	544,164,576,031	35,322,343,875	25,935,618,487	397,985,407,801	—	1,003,407,946,194
独立行政法人住宅金融支援機構法附則第７条第７項により主務大臣の承認を受けた額						
機構法附則第７条第７項積立金	—	—	—	—	622,151,943,272	622,151,943,272

（※）積立金については、独立行政法人通則法第44条第１項に基づき、積み立てるものです。

税理士証票無効公告

令和７年７月30日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和７年７月30日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
36114	畑岸　隆一	472425	7. 4.18
44421	村雲　晃一	322596	7. 7.14
47501	北村　秀博	434722	7. 6.10
60404	千田　　裕	361673	7. 7. 2
83874	通山　芳之	342613	7. 6.23
91673	白井　義人	430930	7. 4.21
91959	渡邊　　亨	432906	7. 4. 1
111235	天野　賢司	357873	7. 7.17
118725	鈴木　　匠	483155	7. 6.28
122747	石倉　壱彦	374176	7. 6.20
129805	濵田　佳一	375948	7. 6. 8
131465	遠山　政孝	386619	7. 7.12
132505	及川　忠昭	378879	7. 7.14
133941	早瀬　和也	470629	7. 7.12
137269	高山裕太朗	402208	7. 4.10
141142	稲垣　　愛	431025	7. 6.23
142517	松岡　寛士	429324	7. 7.15
144674	中山　航太	440203	7. 6.15
144688	北谷　進平	481784	7. 7. 8
148679	横越　智一	474908	7. 6.13
150225	杉山　清隆	471769	7. 6.20
153076	田口亜彩子	484308	7. 5.31

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

北海道稚内市潮見一丁目九番一五号

ＰＦＩヤム・ワッカ・ナイ株式会社

代表清算人　川村　彰

解散公告

当法人は、令和七年五月十七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

札幌市西区琴似二条六丁目一番三〇―一〇〇二号

特定非営利活動法人はれぞら

清算人　星野　弘勝

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

北海道名寄市西七条南八丁目一番地

特定非営利活動法人道北クリティカルケア

清算人　西浦　猛

解散公告

当社は、令和七年七月十七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

北海道函館市東雲町一九番五号

株式会社日刊政経情報社

代表清算人　菅野　剛造

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

札幌市白石区菊水三条四丁目四―六―二階

株式会社北海マテリアル

代表清算人　山根　朋人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

宮城県仙台市青葉区上愛子字松原四八番四

株式会社アドバンテスト研究所

代表清算人　君島　正幸

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

宮城県仙台市青葉区上愛子字松原四八番四

株式会社アドバンテスト　コンポーネント

代表清算人　君島　正幸

解散公告

当社は、令和七年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

山形県米沢市本町一丁目五番二一号

有限会社税経サービス

清算人　志藤知恵子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

山形県米沢市城南二丁目三番二四号

有限会社東北総業

清算人　加藤　正伸

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

福島県郡山市若葉町九番二一号

合同会社ｂｅｌｌｅ　ｆｌｅｕｒ

清算人　小林　萌佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

茨城県坂東市菅谷六三番地二

株式会社光洋サービス

代表清算人　島田　政子

解散公告

当社は、令和六年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

群馬県邑楽郡千代田町大字上中森一〇五〇番地

株式会社ステップアップサポート

代表清算人　橋本　和之

解散公告

当社は、令和五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

群馬県邑楽郡千代田町大字上中森一〇五〇番地

株式会社オールウィン

代表清算人　橋本　和之

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

群馬県桐生市小曽根町七番四号

有限会社今里織物工場

清算人　里見　英雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
埼玉県三郷市戸ケ崎二丁目一五八番地二
大利根ゴム株式会社
代表清算人　木村　麻陽

解散公告

当社は、令和七年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬ
Ｄ．６Ｆ　ＭｅｄＣｏｎｓ．株式会社
代表清算人　蓑茂　昌夫

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都江戸川区南小岩一―一五―一一
株式会社弘明ハウジング
代表清算人　楊　立敏

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内
トルナーレオフィス合同会社
清算人　中垣　光博

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都豊島区巣鴨五丁目二〇番八号
合同会社シェファーズパース
清算人　岡野　博道

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都羽村市小作台二丁目一番地四
有限会社樋渡電設
清算人　樋渡　清彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都渋谷区道玄坂一―一六―六　二葉ビル八ｂ
株式会社自游自在
代表清算人　山崎　杏奈

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都千代田区内神田一丁目八番九号
株式会社日本マスクパック
代表清算人　奥村　幹治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都千代田区神田佐久間町四丁目三番地
株式会社鈴共商店
代表清算人　鈴木　秀夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都千代田区九段南一丁目五番六号
株式会社ルート・サービスホールディングス
代表清算人　山田耕一朗

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階
ＷＥＢＨＥＬＰ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表清算人　アンドリュー・アルバート・ファーウィグ

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
上野振興ホールディングス合同会社
清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都世田谷区成城一丁目四番一号東宝スタジオプロダクションセンター三〇六
株式会社Ｒｏｃｋｂｒｉｄｇｅ
代表清算人　田島　健

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都墨田区緑一丁目二二番八号
オルティス・エナジー・ジャパン株式会社
代表清算人　フランシスコ・カルピン　テロ・ペレス

解散公告

当社は、令和七年七月十二日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都葛飾区細田三丁目一八番一一号
株式会社フジケン工務店
代表清算人　長谷地里美

解散公告

当社は、株主総会決議により令和七年八月二十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月二十五日
東京都新宿区西新宿三丁目七番一号
株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング
代表清算人　松井　欣也

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

一般社団法人あまいろソーシャル・オフィス

代表清算人　梶原万里子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

東京都品川区南大井六丁目二四番一〇号カドヤ第１０ビル六階

DMT Solutions Japan株式会社

代表清算人　キム・アンデルセン

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

横浜市泉区和泉町六二一二番地三グリーンハイムいずみ野一〇棟四〇二号

有限会社寿

清算人　吉野　貴雄

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

富山県高岡市内免三丁目七番九号

有限会社北野鋳造所

清算人　北野　末次

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

加州工業株式会社

代表清算人　加辺伸一郎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

福井市文京三丁目九番一号

特定非営利活動法人繊維技術活性化協会

清算人　保城　秀樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

福井県福井市文京三丁目一一番二号

特定非営利活動法人スリランカＦＥＳ協会

清算人　大久保和美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

福井県小浜市湊第一〇号一番地三

有限会社山東

清算人　山東　正孝

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

岐阜県揖斐郡大野町大字上秋九一番一号

長屋木材株式会社

代表清算人　長屋　尚子

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

岐阜県美濃加茂市下米田町西脇一二七五番地三

ＩＩＣ株式会社

代表清算人　湯村眞一郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和七年八月二十五日

静岡県浜松市浜名区小松三三六一番地

有限会社あむ

清算人　荒瀬　光治

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

静岡県浜松市中央区城北一丁目二三番六号

合同会社アイウエーブ

代表清算人　内山　良一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

静岡県駿東郡長泉町下土狩六二八番地の五

株式会社ファンファクトリー

代表清算人　鈴木　勝征

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

愛知県津島市神守町字野合二四番地

華士利株式会社

代表清算人　肖　文龍

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

名古屋市西区上小田井一丁目二三九番地の二

株式会社佰吉食品

代表清算人　呼和　基勒

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

愛知県一宮市南小渕字屋敷八〇番地七

合同会社福

清算人　仲野　昌典

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

三重県津市久居野村町五三七番地の二

株式会社エノキ

代表清算人　榎　　博

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

三重県津市片田田中町一八七三番地の一

有限会社下田建設

清算人　下田　　学

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

京都府城陽市寺田宮ノ平一七番地の一七

株式会社京洛

代表清算人　井上美知子

解散公告

当社は、令和七年八月八日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

京都府宇治市大久保町田原二五番地の八

嵯峨管理株式会社

代表清算人　野村　啓介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

大阪市淀川区東三国二丁目三〇番一号四―Ｆ

株式会社三和国際ビジネスセンター

代表清算人　賀来　　強

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

大阪府大阪市淀川区塚本一丁目一六番一四号

有限会社十々六木ネジ

清算人　池永　毎美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

大阪市都島区中野町一丁目三番二二―四〇三号

恒邦株式会社

代表清算人　王　　水蓮

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

大阪府高槻市大字原八三六番地

株式会社咲

代表清算人　中谷さゆり

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

大阪府貝塚市麻生中一〇八七―三

聖和株式会社

代表清算人　和田　行弘

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

大阪府寝屋川市高宮栄町二九番一三号

有限会社トウマ空調設備工業

代表清算人　當真　嗣正

解散公告

当社は、令和七年八月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

大阪市都島区都島北通一丁目一番四号

株式会社ｏｈａｎａ

代表清算人　三好　俊宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

大阪市港区波除一―四―二八

合同会社スマート

清算人　小松﨑尊広

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

神戸市北区有野町有野一二四〇番地の二

グリーンコンタクト有限会社

清算人　蘆田　容子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

兵庫県姫路市下手野一丁目八番一―一号

ＲＥＤ　ＨＯＴ　ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社

代表清算人　弓場　隆浩

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

奈良県天理市山田町一六七八番地三

特定非営利活動法人山田町地域料理グループ

清算人　藤尾　和美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

島根県大田市久手町波根西二二七番地

合同会社シーラック

清算人　土江　祐子

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

鳥取県米子市夜見町二八四五番地

メタルリボーン株式会社

代表清算人　森口　真行

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

岡山県倉敷市玉島阿賀崎一丁目三番一八号

ゴダイ工業有限会社

清算人　澁川　昌宏

解散公告

当社は、令和七年八月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

広島市安佐南区山本四丁目二一番三号

有限会社健康工房

清算人　中川　栄治

解散公告

当社は、令和七年八月七日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

広島県廿日市市大野二七一五番地の二三三

株式会社六和産業

代表清算人　和田　佳子

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

山口県長門市仙崎九五六番地一

ネクストライ株式会社

代表清算人　河口　勝正

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

山口県山口市下小鯖一〇三九五番地三

蓬莱建設株式会社

代表清算人　上野　嗣郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

高知県安芸市川北乙一七四九番地七

有限会社サンジュウセイ

清算人　公文　重成

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

福岡県久留米市野中町一〇五二番地一

株式会社ベアホーム

代表清算人　山本　知顯

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

長崎市田中町二七九番地四

有限会社實藤青果

清算人　實藤憲一郎

解散公告

当組合は令和七年六月三十日開催の臨時組合総会の決議により解散したので当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

宮崎市宮崎駅東三丁目二番地五（有）白水

舎乳業内　宮崎県牛乳事業協同組合

清算人　丸山　泰典

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

沖縄県那覇市松山二丁目二六番一号アビタシオンタケ三〇五

株式会社ＦＡＬＬ　ＵＰ

代表清算人　秋岸　庸介

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠乏により、令和七年七月三十一日をもって解散をしたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

仙台市若林区中倉二丁目一番二〇号

医療法人社団杉山内科消化器科医院

清算人　杉山　尚文

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年八月四日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

長野県塩尻市大字広丘原新田二一五番地一二

塩尻市野村桔梗ヶ原土地区画整理組合

代表清算人　三沢　保

解散公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年三月三十一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

兵庫県尼崎市潮江四丁目二番三〇号

株式会社イズミフードマシナリ

確定給付企業年金　清算人　脇本　雅司

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年六月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島八七八番地一

農事組合法人美馬しい茸菌床ブロック製造協同組合　清算人　谷奥　歳信

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

東京都千代田区一番町一一番地一麹町永谷マンション管理事務所内

麹町永谷マンション管理組合法人

清算人　秋山　暁

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

富山県高岡市通町五二番地

医療法人社団内科東医院

清算人　東　貢

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月二日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、令和七年七月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

岡山市南区新保六七七番地一〇Ｂｅ・ＮＥ　ＸＴビル三階　　医療法人愛光グループ

清算人　柴田　大生

公益信託南海電鉄交通遺児等育英基金第四十期決算公告

一、事業概要

主として大阪府内の高等学校に在学する交通遺児等に対する育英事業

奨学金　　八名　一九二万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　一四、九七八、九六五円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　一四、九七八、九六五円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託南海電鉄交通遺児等育英基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託泉州地域振興基金第二十六期決算公告

一、事業概要

泉州地域九市四町における関西国際空港関連のまちづくり事業、にぎわいづくり事業等を支援ソフト助成事業　　〇件　〇万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　一、〇〇二、一九四、三三六円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　一、〇〇二、一九四、三三六円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託泉州地域振興基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託中西清恭記念・一誠美容師育成奨学基金第七期決算公告

一、事業概要

大阪府の美容師養成施設の美容師養成課程に在籍する学生に対する奨学事業

奨学金　　二〇名　五七五万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　五七、七八一、四〇〇円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　五七、七八一、四〇〇円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託中西清恭記念・一誠美容師育成奨学基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託清水宗吉記念奨学基金第四十七期決算公告

一、事業概要

県立広島工業高等学校の生徒に対する奨学事業

奨学金　　二名　四八万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　四五、〇一七、九一四円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　四五、〇一七、九一四円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託清水宗吉記念奨学基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託川上甚蔵記念国際文化教育振興基金第四十六期決算公告

一、事業概要

開発途上国の文化、教育の振興のための助成金等の給付

助成金　　一件　七七万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　二〇、三六四、二五五円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　二〇、三六四、二五五円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託川上甚蔵記念国際文化教育振興基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託桐原秀太郎記念教育振興基金第四十七期決算公告

一、事業概要

広島県内の特別支援学校等に対する施設器材等の助成事業

助成金　　四件　一九五万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　一二、八五〇、八三三円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　一二、八五〇、八三三円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託桐原秀太郎記念教育振興基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山口弘雄記念奨学基金第四十六期決算公告

一、事業概要

佐賀県武雄北中学校卒業の高校生に対する奨学育英事業

奨学金　　三名　一八万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　二、六一九、四〇一円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　二、六一九、四〇一円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託山口弘雄記念奨学基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託北陸交通災害等遺児奨学基金第四十六期決算公告

一、事業概要

石川県内に在住する高等学校等生徒のうち、交通災害等の遺児に対する奨学金の支給

奨学金　　一五名　一三五万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　四六、八六五、三九二円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　四六、八六五、三九二円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託北陸交通災害等遺児奨学基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託上野五月記念日本文化研究奨励基金第四十五期決算公告

一、事業概要

わが国の古典文献等による優れた日本文化研究を行った者に対する研究奨励金給付事業

奨励金　　〇件　〇万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　四、二〇六、〇七四円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　四、二〇六、〇七四円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託上野五月記念日本文化研究奨励基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト第四十五期決算公告

一、事業概要

アジア諸国における社会開発、学術研究、教育文化、青少年育成等の振興に資する事業への助成助成金　　二六件　三、五三〇万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　三二〇、四二五、〇二六円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　三二〇、四二五、〇二六円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト

代表受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託全神戸ライオンズクラブ奨学会第四十六期決算公告

一、事業概要

神戸市内に居住する高校生に対する奨学金給付事業

奨学金　　三八名　四五六万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　二、二五〇、二三八円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　二、二五〇、二三八円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託全神戸ライオンズクラブ奨学会

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託京都平安ライオンズクラブ奨学基金第四十五期決算公告

一、事業概要

京都市所在の高等学校の生徒に対する奨学資金給与事業

奨学金　　七名　八四万円

二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在

資産合計　　五、三一七、八三五円

負債合計　　〇円

正味信託財産　　五、三一七、八三五円

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託京都平安ライオンズクラブ奨学基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託愛知県特別支援教育推進連盟教育振興基金第四十四期決算公告

一、事業概要
　愛知県内の障害児等に対する教育担当者への研究助成事業及び障害児等に対する顕彰事業
研究助成　一四件　二八万円
顕彰　一六件　四七万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　二三、一五二、八〇五円
負債合計　〇円
正味信託財産　二三、一五二、八〇五円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託愛知県特別支援教育推進連盟教育振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託根本記念母子家庭奨学基金第四十四期決算公告

一、事業概要
　秋田県下所在の県立高等学校に在学する母子家庭の生徒に対する奨学金給付事業
奨学金　三七名　六六六万円
授与式　〇万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　二八七、二九九、三六〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　二八七、二九九、三六〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託根本記念母子家庭奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託藤堂顕一郎音楽褒賞基金第四十四期決算公告

一、事業概要
　京都府下における洋楽分野で優秀な活動を行った音楽家等に対する褒賞金給与事業
褒賞金　二件　一〇〇万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　七六、一九四、二九二円
負債合計　〇円
正味信託財産　七六、一九四、二九二円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託藤堂顕一郎音楽褒賞基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託石井清一郎記念奨学基金第四十三期決算公告

一、事業概要
　千葉県東金市に本籍を有する大学生に対する奨学金給付事業
奨学金　一八名　四〇八万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　二六、三六三、六七四円
負債合計　〇円
正味信託財産　二六、三六三、六七四円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託石井清一郎記念奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託武見記念生存科学研究基金第四十二期決算公告

一、事業概要
　生存科学の研究、実践活動において顕著な業績をあげた者に「武見記念賞」を、あげつつある者に「武見奨励賞」を授与及びシンポジウムの開催
武見記念賞　〇件　〇万円
生存科学研究武見奨励賞　二件　四〇万円
贈呈式　七六万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　二三、八七二、一六九円
負債合計　〇円
正味信託財産　二三、八七二、一六九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託武見記念生存科学研究基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託新保教育研究基金第四十三期決算公告

一、事業概要
　石川県内において幼児少年期の教育に携る者及びグループに助成し、青少年の健全な育成を図る
図書購入費助成金　一件　五万円
講演会事業助成金　〇件　〇万円
ファーストブック事業助成金　〇件　〇万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　一、九五四、六五七円
負債合計　〇円
正味信託財産　一、九五四、六五七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託新保教育研究基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金第四十二期決算公告

一、事業概要
　佐倉地区での郷土の歴史、文化財等の調査研究及び文化的な街づくり活動を行う個人又は団体に対する助成事業
助成金　一件　三〇〇万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　一三、八六五、九六八円
負債合計　〇円
正味信託財産　一三、八六五、九六八円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託黒柳守綱記念音楽振興基金第四十二期決算公告

一、事業概要
　弦楽器部門の若手演奏家に対する黒柳賞としての奨励金の給付事業
奨励金　一件　六〇万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　九、六九四、〇三七円
負債合計　〇円
正味信託財産　九、六九四、〇三七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託黒柳守綱記念音楽振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託「コミュニティ・ファンド＝さざんかさっちゃん教育基金」第四十二期決算公告

一、事業概要
　船橋市に在住する高校生で経済的理由により就学が困難な者への奨学金の支給等
顕彰金　〇件　〇万円
奨学金　一四名　一五一万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　二六、二七七、五五八円
負債合計　〇円
正味信託財産　二六、二七七、五五八円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託「コミュニティ・ファンド＝さざんかさっちゃん教育基金」
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託東北高等学校創立90周年記念奨学基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　東北高等学校で学ぶ生徒に対する奨学金事業
奨学金　二一名　一五一万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　二、四一一、四五六円
負債合計　〇円
正味信託財産　二、四一一、四五六円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託東北高等学校創立90周年記念奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託岡山県交通遺児就学援助基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　岡山県下の義務教育諸学校、中等教育学校、高等学校等に在学する交通遺児等に対する就学援助
就学援助資金　一四件　一八〇万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　一四八、〇五四、二九九円
負債合計　〇円
正味信託財産　一四八、〇五四、二九九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託岡山県交通遺児就学援助基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託白鷺奨学基金第四十期決算公告

一、事業概要
　栃木県河内郡上三川町及びその周辺町村に在住または本籍を有し、栃木県内の高等学校に在学する者に対する奨学事業
奨学金　四名　六四万円
二、財産目録
資産合計　令和七年三月三十一日現在　九、七四七、七一五円
負債合計　〇円
正味信託財産　九、七四七、七一五円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託白鷺奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託東京都中学校保健体育振興基金第四十期決算公告

一、事業概要
　東京都下における中学校保健体育の研究と指導に携わる個人・団体等に対する助成事業
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
助成金　　一件　一〇万円
資産合計　　一九、二三四、七一九円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一九、二三四、七一九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託東京都中学校保健体育振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託平野奨学基金第四十期決算公告

一、事業概要
　栃木県那須烏山市及びその周辺町村に在住または本籍を有し、栃木県内の高等学校に在学する者に対する奨学事業
奨学金　　二名　二〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二八、〇三三、〇一九円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二八、〇三三、〇一九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託平野奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託分子科学研究奨励森野基金第四十期決算公告

一、事業概要
　分子科学研究者に対する研究助成金、学術集会開催援助金、海外の著名研究者招聘援助金及び海外渡航助成金給付事業
研究助成金給付　　三件　三〇〇万円
学術集会開催援助　　一件　一二〇万円
外国人研究者招聘　　二件　一九〇万円
海外渡航助成　　一件　二〇万円
贈呈式　　四六万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二〇一、二七九、五二〇円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二〇一、二七九、五二〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託分子科学研究奨励森野基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託呉ライオンズクラブ生涯教育振興基金第三十九期決算公告

一、事業概要
　呉市民の相互理解とあたたかい地域社会を築くため呉市民が行う生涯学習活動を援助
助成事業　　三件　二〇九万円
顕彰事業　　〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二二、七三五、三一七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二二、七三五、三一七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託呉ライオンズクラブ生涯教育振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託重台記念奨学基金第三十九期決算公告

一、事業概要
　福岡県立育徳館高校卒業の大学生及び在学生に対する奨学育英事業
奨学金　　五名　八〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二四、七五五、〇一三円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二四、七五五、〇一三円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託重台記念奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託八千代市民文化福祉基金（ジロー基金）第三十八期決算公告

一、事業概要
　八千代市の青少年の教育及び福祉の向上、市民文化の振興を目的として活動する団体等への助成
助成金　　二件　一六万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　一六、一九四、七〇八円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一六、一九四、七〇八円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託八千代市民文化福祉基金（ジロー基金）
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託三島済一記念眼科研究国際交流基金第三十八期決算公告

一、事業概要
　我が国の眼科医学研究者及びアジア太平洋地域からの眼科医学研究者に対する研究助成事業
外国人研究者研究助成金　　一件　三〇万円
短期留学生研究助成金　　一件　一〇〇万円
国内研究助成金　　三件　三〇〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　三五、五六七、〇七九円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　三五、五六七、〇七九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託三島済一記念眼科研究国際交流基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託多摩まちづくりファンド第三十七期決算公告

一、事業概要
　多摩市におけるうるおいある街づくり活動を推進している団体等の助成
助成金　　二件　七〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　五、二四九、四九〇円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　五、二四九、四九〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託多摩まちづくりファンド
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託前田増三記念奨学基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　大学院修士課程の外国人留学生に対する奨学金の給付事業
奨学金　　四名　二四〇万円
例会・懇親会等　　二九万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二一、八九六、五四六円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二一、八九六、五四六円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託前田増三記念奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託鉄道車両機械保全技術振興基金第三十六期決算公告

一、事業概要
　鉄道車両機械の保全等の研究発表に対する奨励金給付事業
奨励金　　一五件　九六万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　五、七三七、八〇一円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　五、七三七、八〇一円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託鉄道車両機械保全技術振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託四方記念地球環境保全研究助成基金第三十五期決算公告

一、事業概要
　地球規模の環境問題に関する自然科学分野の調査や研究活動に対する助成金給付事業
研究助成金　　四件　二〇〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　三四、五四四、六二二円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　三四、五四四、六二二円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託四方記念地球環境保全研究助成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山路ふみ子奨学基金第三十五期決算公告

一、事業概要
　交通事故以外の原因による遺児等である高校生に対する奨学育英事業
奨学金　　三五名　一、二六〇万円
卒業祝い金　　一件　一〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二〇八、一〇六、一五八円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二〇八、一〇六、一五八円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託山路ふみ子奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山路ふみ子専門看護教育研究助成基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　国内外の大学院において研究を行っている看護師に対する研究助成事業
研究助成金　一七件　一、七〇〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　三一、四六八、四三八円
負債合計　〇円
正味信託財産　三一、四六八、四三八円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託山路ふみ子専門看護教育研究助成基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託増進会自然環境保全研究活動助成基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　絶滅の恐れのある小動物の保護・増殖に関する調査研究等に対する助成金給付事業
助成金　五件　二四八万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　三三、四〇五、三〇〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　三三、四〇五、三〇〇円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託増進会自然環境保全研究活動助成基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託高賀冨士子記念美容文化振興基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　美容師養成施設の生徒に対する奨学金給付事業及び美容・理容団体に対する奨励金給付事業
奨学生記念品　二二七万円
美容団体奨励金　二件　一〇〇万円
美容文化賞奨励金　一〇件　一四〇万円
奨学金　五九名　五九〇万円
贈呈式・ポスター　三九八万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六七、一九七、九四六円
負債合計　〇円
正味信託財産　六七、一九七、九四六円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託高賀冨士子記念美容文化振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託北海道開発国際交流基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　北海道開発事業に係わる先進地域調査、経済協力・開発協力、学術調査・研究等への助成事業
助成金　三件　二三〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六二、六一三、四八九円
負債合計　〇円
正味信託財産　六二、六一三、四八九円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託北海道開発国際交流基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託地球環境日本基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　開発途上地域での地球環境の保全に関する調査研究及び情報知識の普及に関する助成事業
助成金　九件　一、五四四万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一五八、三五一、四九〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　一五八、三五一、四九〇円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託地球環境日本基金
代表受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託池田輝子記念精神障害者福祉基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　精神障害者のための福祉施設に対する助成金給付事業
精神障害者福祉施設助成金　一六件　七〇七万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　四一、九九二、七八九円
負債合計　〇円
正味信託財産　四一、九九二、七八九円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託池田輝子記念精神障害者福祉基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託原学園ナイチンゲール奨学基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　福岡県内の看護学校に在学する学生に対する奨学育英事業
奨学金　六名　一八〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一四、四八九、八九二円
負債合計　〇円
正味信託財産　一四、四八九、八九二円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託原学園ナイチンゲール奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託九州大学医学部同窓会国際研究助成基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　福岡県内医学系大学に留学する外国人研究者及び同大学から外国の大学に留学する日本人研究者に対する研究助成事業
助成金　五件　五〇〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　二六、一〇九、五九九円
負債合計　〇円
正味信託財産　二六、一〇九、五九九円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託九州大学医学部同窓会国際研究助成基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託三井物産インドネシア奨学基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　インドネシア共和国の国籍を有し、日本の大学で修学する者に対する奨学金等の支給
奨学金等合計　八名　三、一七二万円
卒業記念会等　三件　二一万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　二七、七一一、一〇三円
負債合計　〇円
正味信託財産　二七、七一一、一〇三円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託三井物産インドネシア奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託北海道・ロシア極東医療交流基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　北海道とロシア極東地域との医療交流活動に対する助成
医療交流費等　〇件　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　五七、〇七一、一四七円
負債合計　〇円
正味信託財産　五七、〇七一、一四七円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託北海道・ロシア極東医療交流基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託ミキモト海洋生態研究助成基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　潮間帯から浅海にわたる海域に生息する生物に関する調査研究等に対する助成金給付事業
助成金　四件　二九〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六一、四三三、六二三円
負債合計　〇円
正味信託財産　六一、四三三、六二三円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託ミキモト海洋生態研究助成基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託野原産業記念警察遺児育英基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　警察職務に協力し死亡又は重い障害となった市民の子供等のうち、大学生又は大学院生に対する奨学援助事業
奨学金　一二名　一、〇〇八万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　三九、三八一、六四〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　三九、三八一、六四〇円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託野原産業記念警察遺児育英基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託世田谷まちづくりファンド第三十二期決算公告

一、事業概要
　世田谷区における住民主体のまちづくり活動を行う、又は援助するものに対する助成金支給事業
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　六、六七二、六八九円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　六、六七二、六八九円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託世田谷まちづくりファンド
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託大野良久記念老人福祉基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　愛知県内の老人福祉施設に対する助成
助成金　　九件　三四二万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　五九、六〇九、四五二円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　五九、六〇九、四五二円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託大野良久記念老人福祉基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託西村良枝記念知的障害者福祉基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　東京都内所在の知的障害者の法内福祉施設に対する教育授産機器等の購入・更新費の助成
助成金　　八件　一五〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　五三、八八五、四一四円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　五三、八八五、四一四円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託西村良枝記念知的障害者福祉基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託木内建設記念奨学基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　静岡県内の高等学校に在学する生徒に対する奨学資金給与事業
奨学金　　四一名　九七二万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二一三、五九二、三七四円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二一三、五九二、三七四円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託木内建設記念奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託障害者愛の福祉基金第三十一期決算公告

一、事業概要
　都内所在の身体・精神・知的障害者の法内福祉施設への教育・授産機器等の購入更新費用の助成
助成金　　一六件　二五七万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　三〇、五三三、八一一円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　三〇、五三三、八一一円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託障害者愛の福祉基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託加藤記念老人福祉基金第三十一期決算公告

一、事業概要
　さいたま市内における高齢者福祉の諸活動を行う団体及び個人に対する活動助成事業
助成金　　一四件　四三四万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　六二八、八八三、七六五円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　六二八、八八三、七六五円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託加藤記念老人福祉基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山内逸郎記念賞・子供にやさしい医療のための基金第三十期決算公告

一、事業概要
　岡山県内の小児医療に携わる個人及び団体で顕著な功績のあったものに対する表彰
表彰金　　三件　九〇万円
講演会・セミナー開催助成金　　一件　四〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二三、〇七七、八一三円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二三、〇七七、八一三円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託山内逸郎記念賞・子供にやさしい医療のための基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託ヨコハマポートサイドまちづくりトラスト第三十期決算公告

一、事業概要
　住民の創意工夫による自主的なまちづくりの活動を行う個人又は団体に対する助成
助成金　　二〇件　一、五五五万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　七七六、九八一、五九〇円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　七七六、九八一、五九〇円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託ヨコハマポートサイドまちづくりトラスト
代表受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託九州大学医学部婦人科学産科学研究助成基金第三十期決算公告

一、事業概要
　福岡県内医学系大学、同大学病院及び産婦人科病院に勤務する医師に対する研究助成事業
助成金　　三件　三〇〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　四五、八〇一、二八三円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　四五、八〇一、二八三円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託九州大学医学部婦人科学産科学研究助成基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託鈴木万平記念薬学奨学基金第二十六期決算公告

一、事業概要
　国内の大学の薬学部に学ぶ学生に対する奨学金の給付事業
奨学金　　三四名　二、〇四〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　三四三、〇四九、〇七七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　三四三、〇四九、〇七七円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託鈴木万平記念薬学奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託今津まちづくり文化振興基金第四十期決算公告

一、事業概要
　大阪市鶴見区今津・放出地区を中心とした鶴見区全体のまちづくり活動への助成事業
助成金　　二件　一一六万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　四四、二一〇、六四四円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　四四、二一〇、六四四円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託今津まちづくり文化振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託兵庫県婦人会館ユネスコ基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　兵庫県下の外国人との交流・交歓・研修会開催等を行う社会教育関係団体及びそれに携わる者への助成事業
助成金　　二一件　五八一万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　一〇八、二四二、六八八円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一〇八、二四二、六八八円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託兵庫県婦人会館ユネスコ基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託仙台銀行まちづくり基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　宮城県内におけるまちづくりに関する活動助成事業
助成金　　一五件　二七八万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　六七、〇五二、三八二円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　六七、〇五二、三八二円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託仙台銀行まちづくり基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託おおかわしんきん地域振興基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　大川市及びその周辺における街づくり、教育、産業振興に関する活動を行う者に対する助成事業
助成金　七件　九二万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一〇、一七六、八二五円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇、一七六、八二五円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託おおかわしんきん地域振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託今井記念消防遺児育英基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　東京都内の消防活動において死亡した者、重度障害を残すこととなった者の子弟への育英金交付
育英金　〇名　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六、二八二、六四九円
負債合計　〇円
正味信託財産　六、二八二、六四九円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託今井記念消防遺児育英基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託高橋保藏八潮市交通遺児奨学基金第三十五期決算公告

一、事業概要
　埼玉県八潮市内居住者の子弟で就学中の交通遺児に対する奨学学資金給与事業
奨学金　一名　三六万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六、五一二、八九九円
負債合計　〇円
正味信託財産　六、五一二、八九九円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託高橋保藏八潮市交通遺児奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託オータケ記念愛知県自然環境保護基金第三十二期決算公告

一、事業概要
　愛知県下における自然環境の整備、保全及び保護に関する活動に対する助成を行う
助成金　六件　一五三万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一〇五、七四七、〇九五円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇五、七四七、〇九五円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託オータケ記念愛知県自然環境保護基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　岐阜県内の高等学校に在学する交通遺児に対する支援金を給付
支援金　八名　四〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　二四、八一八、六九四円
負債合計　〇円
正味信託財産　二四、八一八、六九四円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託伊藤徳三ひまし研究基金第三十六期決算公告

一、事業概要
　ひまし関連の研究者に対する研究助成金給付事業
助成金　一件　一〇〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　三四、九〇〇、六九〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　三四、九〇〇、六九〇円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託伊藤徳三ひまし研究基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託鈴鹿市交通遺児育成援助基金第三十五期決算公告

一、事業概要
　鈴鹿市内に居住する交通遺児に対する就職進学支度金支給事業
支度金　〇名　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一四、五三九、三八六円
負債合計　〇円
正味信託財産　一四、五三九、三八六円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託鈴鹿市交通遺児育成援助基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託斎藤力丸奨学基金第二十四期決算公告

一、事業概要
　山形県内の高等学校に在学する生徒に対する奨学金の支給
新規奨学生入学準備金　二〇名　一〇〇万円
奨学金　五九名　一、五一六万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　三三五、〇二〇、四〇一円
負債合計　〇円
正味信託財産　三三五、〇二〇、四〇一円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託斎藤力丸奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託熊谷環境基金第二十一期決算公告

一、事業概要
　自然環境保護又は資源循環型経済システムの定着への取組等を行う団体等に対する助成
一般事業　一七件　二八五万円
環境整備事業　〇件　〇万円
スマートハウス事業　二〇件　三〇〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一八〇、八〇一、四六三円
負債合計　〇円
正味信託財産　一八〇、八〇一、四六三円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託熊谷環境基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託第24回日本医学会総会記念医学振興基金第二十期決算公告

一、事業概要
　愛知県下の医学研究者に対する研究助成金、海外渡航費用援助金及び学会講演会等開催費用援助金給付事業
①研究助成金　一〇件　一、〇〇〇万円
②海外渡航費用援助　七件　二〇三万円
③学会講演会等開催費用援助　五件　二三〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一〇一、三二八、八五六円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇一、三二八、八五六円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託第24回日本医学会総会記念医学振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託都立城南高等学校後援会記念奨学基金第二十期決算公告

一、事業概要
　都立高等学校に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学育英事業
奨学金　二三名　五五二万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六〇、七一八、七九三円
負債合計　〇円
正味信託財産　六〇、七一八、七九三円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託都立城南高等学校後援会記念奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託ＥＮＥＯＳ水素基金第十九期決算公告

一、事業概要
　水素エネルギーの供給に関する研究者に対する研究助成金給付事業
助成金　六件　五、〇〇〇万円
助成金贈呈式　二二一万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　五八五、〇一七、五八八円
負債合計　〇円
正味信託財産　五八五、〇一七、五八八円
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託ＥＮＥＯＳ水素基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山田悦記念奨学基金第十八期決算公告

一、事業概要
　神奈川県川崎市に所在する公私立高等学校に在学する生徒に対する奨学事業
奨学金　　二二名　五二八万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　六四、一八一、七四九円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　六四、一八一、七四九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託山田悦記念奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託福原心理教育研究振興基金第十二期決算公告

一、事業概要
　国内の心理教育研究に対する助成事業
助成金　　二件　一七七万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　四五、二二三、八七〇円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　四五、二二三、八七〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託福原心理教育研究振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金第十期決算公告

一、事業概要
　栄養改善に携わる個人又は団体の活動に対する助成事業
助成金　　六件　五〇〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　八四、五七一、七五三円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　八四、五七一、七五三円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託中西睦子看護学先端的研究基金第九期決算公告

一、事業概要
　内外の大学院、研究機関等で研鑽をする看護師に対する研究助成事業
助成金　　五件　六二〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　四九、五五二、三六七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　四九、五五二、三六七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託中西睦子看護学先端的研究基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託産業保健研究奨励基金第四期決算公告

一、事業概要
　産業保健活動の向上に寄与、又は今後活躍が期待される若手産業保健専門家の表彰
研究奨励金　　五件　二五〇万円
その他の事業　　一八万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　四七七、九九三、六六四円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　四七七、九九三、六六四円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託産業保健研究奨励基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託商船三井モーリシャス自然環境回復保全・国際協力基金第四期決算公告

一、事業概要
　モーリシャスでの環境活動等への助成
助成金　　一三件　八、三三五万円
活動報告会　　一件　七二万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二八、二〇二、四一八円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二八、二〇二、四一八円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託商船三井モーリシャス自然環境回復保全・国際協力基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託島田宗衛・令子記念育英基金第三期決算公告

一、事業概要
　東京都大田区及び千葉県千葉市に所在する高等学校に在学する生徒に対する奨学事業
奨学金　　二一名　七五六万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　四〇七、九九四、〇三七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　四〇七、九九四、〇三七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託島田宗衛・令子記念育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託藤井寺青少年育成しゅら基金第四十期決算公告

一、事業概要
　文化、スポーツ、芸術等の分野における社会教育活動を行う藤井寺市内の青少年の団体及びその指導者に対する助成
助成金　　一件　九万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二、四二二、三九〇円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二、四二二、三九〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託藤井寺青少年育成しゅら基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託大阪市平野区長原まちづくり基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　長吉長原町地区を中心とした大阪市平野区内の都市環境の整備やまちづくり活動への援助
助成金　　五件　九〇五万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　四一四、三二八、九二七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　四一四、三二八、九二七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託大阪市平野区長原まちづくり基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託河内長野青少年健全育成わかば基金第三十六期決算公告

一、事業概要
　文化、スポーツ、芸術等の分野における社会教育活動を行う河内長野市内の青少年団体等への助成
助成金　　九件　八二万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　一〇、〇六〇、〇四九円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一〇、〇六〇、〇四九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託河内長野青少年健全育成わかば基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託森川和歌記念奨学育英基金第二十六期決算公告

一、事業概要
　豊中市内の公立高等学校の生徒に対する奨学育英事業、大阪府立豊中高等学校における課外活動及び教育環境の整備のための援助
課外活動（部活動）等助成事業　一件　一五〇万円
奨学金　　六名　七二万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　一五二、三四三、七六八円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一五二、三四三、七六八円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託森川和歌記念奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託若林彊記念奨学育英基金第三十五期決算公告

一、事業概要
　宮城県内の高校を卒業し、県内外の大学に在学する者及び県外の高校を卒業し、県内の大学に在学する者に対する奨学育英事業
奨学金　　八名　二八八万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　五八、〇一一、五二七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　五八、〇一一、五二七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託若林彊記念奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託棚木宇巳子記念奨学育英基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　福島県郡山市の出身で、かつ同市内に居住する高校生に対する奨学育英事業
奨学金　一二名　一四四万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六、二八一、二九一円
負債合計　〇円
正味信託財産　六、二八一、二九一円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託棚木宇巳子記念奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託黄傳明・若子記念医学生奨学基金第十九期決算公告

一、事業概要
　青森県所在の大学の医学部に在籍する我国または台湾出身の学生に対する奨学育英事業
奨学金　六名　四八〇万円
その他事業　〇件　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一四、六二九、〇一五円
負債合計　〇円
正味信託財産　一四、六二九、〇一五円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託黄傳明・若子記念医学生奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託岩井久雄記念宮城奨学育英基金第十八期決算公告

一、事業概要
　宮城県所在の大学及び大学院の理工学分野で学ぶ日本国籍を有する学生に対する奨学育英事業
奨学金　五二名　六、九一二万円
贈呈式　一件　一九万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　二、一七六、六五三、六八二円
負債合計　〇円
正味信託財産　二、一七六、六五三、六八二円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託岩井久雄記念宮城奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託小亀貞三・ちか記念奨学基金第三十六期決算公告

一、事業概要
　根室支庁管内の高等学校に在学する生徒に対する奨学育英事業
奨学金　一六名　四二〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　二二、一五九、五二九円
負債合計　〇円
正味信託財産　二二、一五九、五二九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託小亀貞三・ちか記念奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託循環器学研究振興基金第十七期決算公告

一、事業概要
　循環器学に関する研究のための研究費の助成及び優れた研究成果に対する褒賞（内田賞）贈呈
①研究助成事業　八件　一、六〇〇万円
②褒賞事業　三件　一、〇〇〇万円
授与式・研究発表会開催　一件　六三万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　三九、六四〇、六一三円
負債合計　〇円
正味信託財産　三九、六四〇、六一三円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託循環器学研究振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託小山冨士夫記念賞基金第四十五期決算公告

一、事業概要
　古陶磁に関し、すぐれた研究成果を挙げた者に対する奨励金の給付
褒章及び奨励賞　四件　八〇万円
贈呈式　一件　三二万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六、七一一、五一七円
負債合計　〇円
正味信託財産　六、七一一、五一七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託小山冨士夫記念賞基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託パン・パシフィック・ファンド第四十期決算公告

一、事業概要
　環太平洋諸国からの来日滞在者との親善交流事業（ホームステイ）に対する助成
助成金　一件　三〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一一、八三七、〇八四円
負債合計　〇円
正味信託財産　一一、八三七、〇八四円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託パン・パシフィック・ファンド
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託日新製糖奨学育英基金第三十九期決算公告

一、事業概要
　東京都内に居住する大学生等への奨学育英事業
研究資金助成事業　六件　三〇〇万円
奨学金　二一名　七三八万円
奨学生の生活指導事業　〇件　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　八五、五九六、七一七円
負債合計　〇円
正味信託財産　八五、五九六、七一七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託日新製糖奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託日本教育シューズ学校体育振興基金第三十六期決算公告

一、事業概要
　学校体育・保健の指導者の研究・研修活動に対する助成
①学校体育団体　五件　四二五万円
②学校保健団体　二件　一四〇万円
③社会体育団体　一件　五五万円
④学会関係　五件　一〇〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　二一、一七五、三七〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　二一、一七五、三七〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託日本教育シューズ学校体育振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託吉田学記念文化財科学研究助成基金第二十八期決算公告

一、事業概要
　我が国の若手研究者の文化財科学に関する研究への助成
助成金　一件　二八万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　三三、三七一、四四二円
負債合計　〇円
正味信託財産　三三、三七一、四四二円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託吉田学記念文化財科学研究助成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託経団連自然保護基金第二十五期決算公告

一、事業概要
　アジア太平洋地域を主とする開発途上地域の自然に係る保護活動及びわが国の自然環境保全地域等の自然に係る保護活動に対する助成
助成金　四五件　二、七九一万円
広報事業　二件　九七万円
助成効果評価事業　三件　三八万円
企業・ＮＧＯ交流会、講演会等二件　一、一六万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　四七一、一一九、〇〇〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　四七一、一一九、〇〇〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託経団連自然保護基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託小貫英教育学研究助成記念基金第二十七期決算公告

一、事業概要
　教育学・心理学の分野における研究者等の研究活動に対する助成
研究助成金　一件　四〇万円
研究奨励金（懸賞論文）　二件　一五万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　九八八、九八七円
負債合計　〇円
正味信託財産　九八八、九八七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託小貫英教育学研究助成記念基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金第二十四期決算公告

一、事業概要
　経済的に恵まれない家庭の高校生への奨学金支給及び経済的に恵まれない在日外国人等の子弟である我が国在住の小中学生への就学援助金支給
奨学金　一五〇名　三、六〇〇万円
二、財産目録
資産合計　五、〇二四、五五一、〇三三円
負債合計　〇円
正味信託財産　五、〇二四、五五一、〇三三円
　令和七年三月三十一日現在
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託オオバまちづくり基金第十期決算公告

一、事業概要
　宮城県内におけるまちづくりに関する活動を行う個人又は団体に対する助成事業
助成金　一〇件　三〇〇万円
二、財産目録
資産合計　一一、七四四、三三八円
負債合計　〇円
正味信託財産　一一、七四四、三三八円
　令和七年三月三十一日現在
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託オオバまちづくり基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託康本徳守記念結節性硬化症関連神経難病研究基金第六期決算公告

一、事業概要
　国内の大学、研究機関において結節性硬化症及び関連する脳・神経系の難病に関する基礎及び臨床の研究者に対する助成事業
助成金　五件　一、〇〇〇万円
二、財産目録
資産合計　二二五、一七九、〇八九円
負債合計　〇円
正味信託財産　二二五、一七九、〇八九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託康本徳守記念結節性硬化症関連神経難病研究基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託岩井久雄記念東京奨学育英基金第十八期決算公告

一、事業概要
　東京都所在の大学及び大学院の理工学分野で学ぶ日本国籍を有する学生に対する奨学育英事業
奨学金
贈呈式　七一名　九、四八〇万円
　〇件　〇万円
二、財産目録
資産合計　五、五三一、八八五、二八八円
負債合計　〇円
正味信託財産　五、五三一、八八五、二八八円
　令和七年三月三十一日現在
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託岩井久雄記念東京奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託中西和佐子記念視覚・聴覚障害者教育支援基金第十五期決算公告

一、事業概要
　茨城県内の大学及び大学院で学ぶ、将来、視覚・聴覚障害者に関する教育領域で教員となることを目指す我が国の学生に対する奨学育英事業
奨学金　一四名　一、一七六万円
二、財産目録
資産合計　三六、三四三、八七四円
負債合計　〇円
正味信託財産　三六、三四三、八七四円
　令和七年三月三十一日現在
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託中西和佐子記念視覚・聴覚障害者教育支援基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託木質材料・木質構造技術研究基金第三十八期決算公告

一、事業概要
　木材、木質材料及び木質構造に関する研究、技術開発に貢献する研究者、技術者に対する助成
①顕彰・助成金　五件　四〇万円
②国際交流助成金　二件　二〇万円
二、財産目録
資産合計　一〇、二〇〇、六〇五円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇、二〇〇、六〇五円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託木質材料・木質構造技術研究基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託須田記念緑内障治療研究奨励基金第三十八期決算公告

一、事業概要
　緑内障に関する研究又は治療の分野で優れた業績を挙げた者の今後の研究に対する助成
助成金　三件　三〇〇万円
二、財産目録
資産合計　九〇、六七六、六九四円
負債合計　〇円
正味信託財産　九〇、六七六、六九四円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託須田記念緑内障治療研究奨励基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託加藤三樹雄記念ＭＫ奨学基金第八期決算公告

一、事業概要
　国内の大学、専修学校及び各種学校に在学する学生に対する奨学事業
奨学金　一八名　一、〇三五万円
二、財産目録
資産合計　三三六、一八八、五六五円
負債合計　〇円
正味信託財産　三三六、一八八、五六五円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託加藤三樹雄記念ＭＫ奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託土肥記念高齢者福祉基金第九期決算公告

一、事業概要
　板橋区内を中心とした東京都内の高齢者福祉の諸活動に対する助成
助成金　一五件　二四五万円
二、財産目録
資産合計　一二七、〇六六、〇四四円
負債合計　〇円
正味信託財産　一二七、〇六六、〇四四円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託土肥記念高齢者福祉基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託越谷まちづくり基金第三十九期決算公告

一、事業概要
　越谷市内における「うるおいのあるまちづくり」のための事業や活動に対する助成
助成金　一五件　四七八万円
二、財産目録
資産合計　四一、一〇七、七一九円
負債合計　〇円
正味信託財産　四一、一〇七、七一九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託越谷まちづくり基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託越谷都市整備トラスト第三十一期決算公告

一、事業概要
　越谷市内における市民の参加による都市環境の整備及び充実や新しいコミュニティの形成に係る事業や活動に対する助成
助成金　一〇件　二九二万円
二、財産目録
資産合計　三一九、三七九、八六一円
負債合計　〇円
正味信託財産　三一九、三七九、八六一円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託越谷都市整備トラスト
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託稲生雅治・恵子能楽振興基金第十期決算公告

一、事業概要
　東京都内の能楽の普及活動、人材育成、保存、調査研究などに対する活動助成事業
助成金　一二件　五〇〇万円
二、財産目録
資産合計　三五、六九〇、二〇二円
負債合計　〇円
正味信託財産　三五、六九〇、二〇二円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託稲生雅治・恵子能楽振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託化学研究者育成ＭＣ奨学基金第六期決算公告

一、事業概要
　国内の大学院理学研究科において化学を専攻する日本人大学院生に対する奨学事業
奨学金　七名　四二〇万円
二、財産目録
資産合計　九、六九三、三四五円
負債合計　〇円
正味信託財産　九、六九三、三四五円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託化学研究者育成ＭＣ奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託宮田幸比古記念ＡＬＳ研究助成基金第四期決算公告

一、事業概要
　ＡＬＳ研究者に対する研究助成金給付事業
助成金　七件　七〇〇万円
贈呈式　〇件　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六二、四八九、〇四二円
負債合計　〇円
正味信託財産　六二、四八九、〇四二円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託宮田幸比古記念ＡＬＳ研究助成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託ちばぎんハートフル福祉基金第十六期決算公告

一、事業概要
　千葉県内の社会福祉に係る事業に対する助成
助成金　一五件　七八九万円
ポスター・チラシ作成　一件　一四万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六二、二六一、二八〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　六二、二六一、二八〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託ちばぎんハートフル福祉基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託井嶋奨学基金第四十六期決算公告

一、事業概要
　新潟県内所在の公私立の高等学校に進学若しくは在学し、又は、高等専門学校若しくは大学に進学する者に対する奨学金の貸与
進学者一時金　〇件　〇万円
在学奨学金　〇名　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　四五、〇九七、七九九円
負債合計　〇円
正味信託財産　四五、〇九七、七九九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託井嶋奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託稲原記念医・歯学留学生援助基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　岐阜県内の大学に在籍する発展途上国からの医・歯学留学生に専門書や研究資料等を購入贈与
購入贈与事業　〇件　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　二七、八九八、二三二円
負債合計　〇円
正味信託財産　二七、八九八、二三二円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託稲原記念医・歯学留学生援助基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託上野高子看護学生奨学基金第十二期決算公告

一、事業概要
　岐阜県内の看護学校に在学する生徒に対する奨学事業
奨学金　二一名　七五〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　四四、四三一、八七六円
負債合計　〇円
正味信託財産　四四、四三一、八七六円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託上野高子看護学生奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託松原三郎記念精神医学育成基金第四十五期決算公告

一、事業概要
　石川県内の大学において精神医学を学ぶ学生に対する奨学金給付、優れた研究成果への奨励金授与
研究奨励事業（授与）　二件　一〇〇万円
奨学金　三名　三六〇万円
松原記念講演会開催　一件　五〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　九〇、五五一、一六三円
負債合計　〇円
正味信託財産　九〇、五五一、一六三円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託松原三郎記念精神医学育成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山下義彦・加壽子記念交通遺児育英奨学基金第十期決算公告

一、事業概要
　佐賀県内の高校・大学等に在校、または佐賀県内に居住し高校・大学等に在校する生徒で交通遺児又はそれに準ずる者に対する奨学事業
奨学金　六名　二八八万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　四四、一六二、九九九円
負債合計　〇円
正味信託財産　四四、一六二、九九九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託山下義彦・加壽子記念交通遺児育英奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託高須記念養護学校援助基金第四十七期決算公告

一、事業概要
　京都市内の公立養護学校に対する援助事業
公立養護学校への資金援助　一〇件　三一四万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　五七、五七四、九四四円
負債合計　〇円
正味信託財産　五七、五七四、九四四円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託高須記念養護学校援助基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託アイバンク愛の光基金第四十三期決算公告

一、事業概要
　京都、滋賀及び奈良の各府県内のアイバンク等に対する助成
アイバンク等への助成　四件　四〇〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六二、三〇八、一〇〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　六二、三〇八、一〇〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託アイバンク愛の光基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託温知会産婦人科医学研究者育成基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　大学等において、産婦人科医学の基礎的研究を行っている研究者（研究グループ）に対する助成
助成金総額　二件　一〇〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一、〇七六、三八六円
負債合計　〇円
正味信託財産　一、〇七六、三八六円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託温知会産婦人科医学研究者育成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託前原正夫記念奨学基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　京都府立園部高等学校に在学する生徒であって修学困難な者に対する奨学育英事業
奨学金　一〇件　八〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一、一八三、九六三円
負債合計　〇円
正味信託財産　一、一八三、九六三円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託前原正夫記念奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託和歌浦湾安全対策基金第三十一期決算公告

一、事業概要
　和歌浦湾及びその周辺水域における漁業の安全操業・振興等及び漁船等との事故による損害の救済又は補償等に係る費用の負担又は資金の助成
①損害補償・復旧助成事業　〇件　〇万円
②安全操業対策助成事業　〇件　〇万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　八六、八七二、三九七円
負債合計　〇円
正味信託財産　八六、八七二、三九七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託和歌浦湾安全対策基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託コープこうべ環境基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　兵庫県内の自然公園等におけるすぐれた自然環境の保存及び活用に関する活動を助成する助成
助成金　　三九件　九六二万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　三一三、二八〇、七四六円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　三一三、二八〇、七四六円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託コープこうべ環境基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山内健二記念奨学育英基金第十三期決算公告

一、事業概要
　兵庫県内の高等学校に在学する生徒で経済的事情により修学困難な者に対する奨学育英事業
奨学金　　六五名　二、三四〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　五七〇、六一〇、一七九円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　五七〇、六一〇、一七九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託山内健二記念奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山内健二記念大阪奨学育英基金第八期決算公告

一、事業概要
　大阪府内の高等学校等に在学する生徒に対する奨学金給付
奨学金　　五〇名　一、七九七万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　一八一、七五八、三一六円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一八一、七五八、三一六円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託山内健二記念大阪奨学育英基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託岡山ロータリークラブ国際交流振興基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　外国人留学生に対する勉学・研究の奨励又は日本人研究者等に対する海外派遣の助成
国際交流奨励事業　　二件　五〇万円
海外派遣助成事業　　〇件　〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　六六、九〇八、二八九円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　六六、九〇八、二八九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託岡山ロータリークラブ国際交流振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託梶谷福祉基金第三十五期決算公告

一、事業概要
　岡山県内の身体障害児（者）又は知的障害児（者）の福祉に関する施設並びに援助活動に対する助成
福祉施設経営法人助成　　四一件　一八三万円
ボランティア団体助成　　二六件　一二一万円
表彰式　　一件　一八万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　一八、三八八、七五七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一八、三八八、七五七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託梶谷福祉基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託岡山西ロータリークラブ青少年健全育成基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　岡山県内の青少年団体の指導者養成に対する助成
助成事業　　六件　六四万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　八、一二二、一一〇円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　八、一二二、一一〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託岡山西ロータリークラブ青少年健全育成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託渡辺錠太郎記念教育基金第九期決算公告

一、事業概要
　岡山県内の高等学校等に在学する生徒に対する奨学金支給ならびに岡山県内の学校図書館等に対する図書の寄贈
図書寄贈　　七件　六七万円
奨学金　　三五名　八四〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　一四七、一三七、一三七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一四七、一三七、一三七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託渡辺錠太郎記念教育基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託岡田記念テニス振興基金第三十六期決算公告

一、事業概要
　福山市内及びその近郊のテニス競技・同好団体やテニス競技者個人の活動への助成
①費用援助・資金助成事業　　七件　三七万円
②顕彰事業　　〇件　〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二、一四四、六八八円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二、一四四、六八八円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託岡田記念テニス振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託防府高等学校創立一〇〇周年記念教育後援基金第四十二期決算公告

一、事業概要
　山口県立防府高等学校の課外クラブ活動等への助成事業
クラブ活動等　　一件　一〇〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　二九、〇六一、九三五円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　二九、〇六一、九三五円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託防府高等学校創立一〇〇周年記念教育後援基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託周防大島町育英奨励基金第四十一期決算公告

一、事業概要
　山口県大島郡周防大島町の生徒・学生の顕彰事業
奨励金（周防大島町育英賞）　一四件　一四〇万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　一七、一二七、七五八円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　一七、一二七、七五八円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託周防大島町育英奨励基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託伊予銀行環境基金『エバーグリーン』第十七期決算公告

一、事業概要
　愛媛県内の自然を次代に引継ぎ、豊かで快適な地域環境を創造するための活動に対する助成
助成金　　一三件　三七六万円
二、財産目録　　令和七年三月三十一日現在
資産合計　　七、八二五、三〇七円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　七、八二五、三〇七円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託伊予銀行環境基金『エバーグリーン』
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

第８期決算公告

令和７年７月25日
東京都西東京市中町三丁目３番12号
株式会社マイコンサル
代表取締役　前田　誠司

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,077
	固定資産	8,997
	資産合計	**48,074**
負債及び純資産の部	流動負債	15,037
	固定負債	12,199
	株主資本	20,838
	資本金	5,000
	利益剰余金	15,838
	その他利益剰余金	15,838
	（うち当期純利益）	(2,328)
	負債・純資産合計	**48,074**

公益信託児玉記念基礎医学研究助成基金第四十期決算公告

一、事業概要
　鹿児島県内の大学、研究機関などにおける医学の基礎的な研究に対する助成
大学等への助成　一六件　二八二万円
贈呈式　一件　九万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　四七、六八八、一二〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　四七、六八八、一二〇円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託児玉記念基礎医学研究助成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託そうしんまちづくり振興基金第三十四期決算公告

一、事業概要
　鹿児島県内におけるまちなみ（景観）づくりの事業又は活動に対する助成
助成金　八件　二七八万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　六一、七〇八、二七五円
負債合計　〇円
正味信託財産　六一、七〇八、二七五円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託そうしんまちづくり振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託宇流麻学術研究助成基金第三十七期決算公告

一、事業概要
　沖縄県在住又は同県出身の研究者による学術上の研究及び国内・国際交流等に対する助成
助成金　二二件　五一五万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　五三、七九八、七七四円
負債合計　〇円
正味信託財産　五三、七九八、七七四円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託宇流麻学術研究助成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託くまもと21ファンド第三十六期決算公告

一、事業概要
　熊本県民による文化振興、国際交流及び地域間交流に関する事業や活動に対する助成事業及び広報事業
助成事業　一五件　一、八一五万円
広報事業　三件　九六万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一、九五八、八九九、二三九円
負債合計　〇円
正味信託財産　一、九五八、八九九、二三九円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託くまもと21ファンド
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託高田富子教育振興基金第十一期決算公告

一、事業概要
　北九州市内の特別支援学校の教育活動を充実させるための教育施設機材等の援助
助成金　九件　二七一万円
二、財産目録　令和七年三月三十一日現在
資産合計　一八、〇五一、二六一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一八、〇五一、二六一円
　令和七年八月二十五日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託高田富子教育振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

第 40 期 決 算 公 告

2025 年 8 月 25 日　東京都港区南青山３丁目１番30号

株式会社パソナＨＳ

代表取締役　根本　孝子

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,829	流動負債	840
固定資産	51	（賞与引当金）	(16)
		固定負債	32
		（退職給付引当金）	(26)
		（株式給付引当金）	(3)
		株主資本	3,006
		資本金	100
		利益剰余金	2,906
		（利益準備金）	(25)
		（その他利益剰余金）	(2,881)
		（うち当期純利益）	(76)
合計	3,880	合計	3,880

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月三十一日を効力発生日とする小内生コン株式会社及び株式会社オーティーとの各株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

埼玉県深谷市本住町二番二一号
株式会社エステートオナイ
代表取締役　小内　陽子

第18期決算公告　令和７年８月25日

埼玉県深谷市本住町２番21号
株式会社エステートオナイ
代表取締役　小内　陽子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,137
	固定資産	257,615
	合計	298,752
負債及び純資産の部	流動負債	148,217
	固定負債	127,504
	株主資本	23,031
	資本金	1,000
	利益剰余金	22,031
	その他利益剰余金	22,031
	（うち当期純利益）	(2,778)
	合計	298,752

第２期決算公告　令和７年８月25日
東京都港区西新橋二丁目８番６号
ニューブリッジ２株式会社
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,419
	固定資産	6,939,894
	繰延資産	346
	資産合計	**6,979,660**
負純資債及産のび部	流動負債	532
	固定負債	4,888,500
	株主資本	2,090,627
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,169,000
	資本準備金	1,134,000
	その他資本剰余金	1,035,000
	利益剰余金	△178,372
	その他利益剰余金	△178,372
	（うち当期純損失）	(178,356)
	負債・純資産合計	**6,979,660**

第13期決算公告　令和７年８月25日
東京都港区南青山三丁目１番30号
株式会社パソナライフケア
代表取締役社長　髙橋　康之
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	968,635
	固定資産	552,665
	資産合計	**1,521,300**
負純資債及産のび部	流動負債	455,101
	固定負債	23,206
	株主資本	1,042,992
	資本金	100,000
	資本剰余金	778,026
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	678,026
	利益剰余金	164,966
	その他利益剰余金	164,966
	（うち当期純利益）	(45,285)
	負債・純資産合計	**1,521,300**

第61期決算公告
令和７年８月25日
東京都北区西ヶ原一丁目53番地12
朝日商事株式会社
代表取締役　落合　毅志
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,781
	固定資産	126,420
	資産合計	**157,504**
負純資債及産のび部	流動負債	54,291
	株主資本	103,212
	資本金	10,000
	利益剰余金	93,212
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	90,712
	（うち当期純利益）	(6,426)
	負債・純資産合計	**157,504**

2024年度決算公告　2025年６月26日
東京都千代田区内神田一丁目５番４号
菱重コールドチェーン株式会社
代表取締役社長　石井　一男
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	9,913
	固定資産	3,790
	資産合計	13,703
負債及び純資産の部	流動負債	6,276
	固定負債	734
	株主資本	6,672
	資本金	200
	利益剰余金	6,472
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	6,422
	（うち当期純利益）	(1,258)
	評価・換算差額等	20
	有価証券評価差額金	20
	負債・純資産合計	13,703

第75期決算公告　令和７年８月25日
東京都江東区佐賀１丁目５番９号
株式会社ラドンナ
代表取締役社長　木次谷　健
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,655,737
	固定資産	71,527
	資産合計	1,727,264
負債及び純資産の部	流動負債	448,538
	固定負債	36,346
	株主資本	1,242,380
	資本金	90,000
	資本剰余金	168,000
	（資本準備金）	(75,000)
	利益剰余金	984,380
	（うち利益準備金）	(3,750)
	（うち当期純損失）	(68,728)
	負債・純資産合計	1,727,264

第５期決算公告
令和７年８月25日
東京都渋谷区鉢山町３番25号
セボン代官山110
株式会社ＳＴＵＤＩＯ ＭＵＳＯ
代表取締役　田中　久也
貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	45,819,770
	固定資産	858,951
	資産合計	46,678,721
負債及び純資産の部	流動負債	17,621,727
	固定負債	33,383,000
	株主資本	△4,326,006
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△34,326,006
	その他利益剰余金	△34,326,006
	（うち当期純損失）	(22,437,964)
	負債・純資産合計	46,678,721

第１期決算公告
令和７年７月24日
神奈川県厚木市中町二丁目６番10号
nicomobi株式会社
代表取締役　平井　敏郎
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	94,326,484
	固定資産	295,000
	合計	94,621,484
負債及び純資産の部	流動負債	595,667
	株主資本	94,025,817
	資本金	60,000,000
	資本剰余金	50,000,000
	資本準備金	50,000,000
	利益剰余金	△15,974,183
	その他利益剰余金	△15,974,183
	（うち当期純損失）	(15,974,183)
	合計	94,621,484

第14期決算公告
令和７年８月25日
東京都墨田区緑一丁目21番10号
グローバルイノベーション
コンサルティング株式会社
代表取締役社長　岩永　智之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	262,626
	固定資産	200,422
	合計	463,048
負債及び純資産の部	流動負債	230,974
	固定負債	272,545
	株主資本	△40,471
	資本金	40,000
	資本剰余金	47,000
	利益剰余金	△127,471
	その他利益剰余金	△127,471
	（うち当期純損失）	(96,237)
	合計	463,048

第22期決算公告
2025年８月21日
東京都中央区京橋一丁目14番４号
株式会社エフ・アール・シー・ジャパン
代表取締役　清水　美溥
貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	256,326
	固定資産	667,055
	合計	923,382
負債及び純資産の部	流動負債	7,735
	固定負債	90,000
	株主資本	825,647
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,440,713
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,428,213
	（うち当期純損失）	(55,157)
	自己株式	△　665,066
	合計	923,382

第64期決算公告

令和７年８月１日
愛知県豊田市高丘新町天王11番地
近藤工業株式会社
代表取締役社長　近藤　純子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,513,361
	固定資産	3,668,167
	合計	11,181,529
負純資債及産びの部	流動負債	4,418,500
	固定負債	1,913,140
	株主資本	4,849,888
	資本金	48,000
	資本剰余金	48,000
	利益剰余金	4,753,888
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	4,729,888
	（うち当期純利益）	（348,204）
	合計	11,181,529

第72期決算公告

令和７年８月１日
愛知県刈谷市一里山町伐払123番地
株式会社近藤組
代表取締役社長　近藤　純子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,990,274
	固定資産	5,803,552
	合計	17,793,827
負純資債及産びの部	流動負債	6,781,442
	固定負債	1,153,602
	株主資本	9,858,782
	資本金	100,000
	資本剰余金	774,478
	利益剰余金	9,025,864
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	8,988,364
	（うち当期純利益）	（506,959）
	自己株式	△41,560
	合計	17,793,827

第26期決算公告

令和７年６月27日
神奈川県厚木市酒井900番地
株式会社神奈川食肉センター
代表取締役社長　金宮　秀典

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	239,695
	固定資産	878,311
	合計	1,118,006
負純資債及産びの部	流動負債	202,653
	固定負債	411,572
	株主資本	503,780
	資本金	30,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	323,780
	その他利益剰余金	323,780
	（うち当期純損失）	（60,797）
	合計	1,118,006

第30期決算公告

令和７年８月25日　東京都港区南青山３丁目１番30号
株式会社パソナフォスター
代表取締役社長　長畑久美子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,378,800	流動負債	1,286,638
固定資産	480,828	（賞与引当金）	（178,238）
		固定負債	268,341
		株主資本	304,649
		資本金	30,000
		資本剰余金	21,842
		資本準備金	20,000
		その他資本剰余金	1,842
		利益剰余金	252,807
		利益準備金	2,160
		その他利益剰余金	250,646
		（うち当期純損失）	（217,951）
資産合計	1,859,629	負債・純資産合計	1,859,629

第49期決算公告

令和７年８月25日　東京都千代田区九段北三丁目２番５号
アドバンスドエナジージャパン株式会社
代表取締役　エリザベス・ボンヌ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,426,886	流動負債	806,198
固定資産	301,996	賞与引当金	14,897
		有給休暇引当金	27,811
		製品保証引当金	3,692
		固定負債	345,001
		退職給付引当金	54,085
		株主資本	1,577,682
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,527,682
		利益準備金	60,700
		その他利益剰余金	1,466,982
		（うち当期純利益）	（142,449）
資産合計	2,728,883	負債・純資産合計	2,728,883

第3期決算公告

令和７年８月22日
東京都中央区日本橋兜町５－１ＦｉｎＧＡＴＥＢＡＳＥ404
ブルーモ証券株式会社
代表取締役　中村　仁

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,267,325	流動負債	116,151
固定資産	269,256	固定負債	96
有形固定資産	1,637	（うち金融商品取引責任準備金）	（96）
無形固定資産	230,734	株主資本	2,421,109
投資その他の資産	36,884	資本金	100,000
繰延資産	775	資本剰余金	2,750,792
		資本準備金	1,750,865
		その他資本剰余金	999,927
		利益剰余金	△429,683
		その他利益剰余金	△429,683
		（うち当期純損失）	（248,717）
資産合計	2,537,357	負債・純資産合計	2,537,357

第88期決算公告

2025年８月22日　京都府京都市伏見区北寝小屋町15番地
株式会社京都科学
代表取締役　髙山　俊之

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,641	流動負債	1,708
固定資産	4,311	固定負債	137
		株主資本	10,036
		資本金	80
		資本剰余金	37
		資本準備金	15
		その他資本剰余金	22
		利益剰余金	10,063
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	10,043
		（うち当期純利益）	（373）
		自己株式	△145
		評価・換算差額等	70
資産合計	11,952	負債・純資産合計	11,952

第151期決算公告

令和７年６月18日　東京都千代田区神田司町二丁目２番５号
株式会社エム・エム・ケイ
代表取締役　塩見　維隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	32	流動負債	1,196
固定資産	1,384	固定負債	117
有形固定資産	770	株主資本	104
無形固定資産	18	資本金	10
投資その他の資産	596	資本剰余金	440
		その他資本剰余金	440
		利益剰余金	△346
		その他利益剰余金	△346
		（うち当期純損失）	（896）
資産合計	1,416	負債・純資産合計	1,416

第53期決算公告

令和７年８月25日　東京都港区虎ノ門一丁目13番３号
日本割賦保証株式会社
代表取締役社長　小野　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,161,934	流動負債	882,128
固定資産	20,906,370	（賞与引当金）	（6,058）
		固定負債	12,813,870
		（退職給付等引当金）	（34,064）
		（役員退職慰労等引当金）	（98,562）
		準備金	354,652
		株主資本	13,017,652
		資本金	460,000
		利益剰余金	12,557,652
		利益準備金	115,000
		その他利益剰余金	12,442,652
		（うち当期純利益）	（773,427）
資産合計	27,068,304	負債・純資産合計	27,068,304

第　1　期　決　算　公　告

2025年８月25日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ23ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	39,982	流動負債	135
その他の資産	771	固定負債	34,210
流動資産	441	**負債合計**	**34,345**
固定資産	307	社員資本	6,408
繰延資産	21	特定資本金	0
		優先資本金	6,425
		剰余金	△17
		当期未処理損失	17
		純資産合計	**6,408**
資産合計	**40,753**	**負債・純資産合計**	**40,753**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月７日　至　2025年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	94
営業費用	94
営業損失	0
営業外収益	0
営業外費用	16
経常損失	17
税引前当期純損失	17
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	17

第　3　期　決　算　公　告

令和７年８月25日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
エンジー・エナジー・マーケティング・ジャパン株式会社
代表取締役　ヴァルン・グジュラール

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,148,975	流動負債	5,806,754
固定資産	22,863	（うち賞与引当金）	（73,725）
有形固定資産	3,289	**負債合計**	**5,806,754**
無形固定資産	2,575	株主資本	1,365,084
投資その他の資産	16,999	資本金	1,076,000
		資本剰余金	1,065,000
		資本準備金	1,065,000
		利益剰余金	△775,916
		その他利益剰余金	△775,916
		純資産合計	**1,365,084**
資産合計	**7,171,838**	**負債・純資産合計**	**7,171,838**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	286,309
売上総利益	286,309
販売費及び一般管理費	830,350
営業損失	544,041
営業外収益	215
営業外費用	12,848
経常損失	556,674
税引前当期純損失	556,674
法人税、住民税及び事業税	6,081
当期純損失	562,755

第　3　期　決　算　公　告

令和７年８月25日
東京都中央区東日本橋１－１－７
岩崎電気株式会社
代表取締役社長　伊藤　義剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	39,306	流動負債	13,793
固定資産	18,103	固定負債	25,453
		株主資本	18,019
		資本金	6,934
		資本剰余金	6,934
		資本準備金	6,934
		利益剰余金	4,151
		その他利益剰余金	4,151
		評価・換算差額等	132
		その他有価証券評価差額金	132
		新株予約権	11
資産合計	**57,410**	**負債・純資産合計**	**57,410**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	54,083
売上原価	36,409
売上総利益	17,673
販売費及び一般管理費	12,318
営業利益	5,354
営業外収益	674
営業外費用	294
経常利益	5,735
特別利益	1,742
特別損失	1,541
税引前当期純利益	5,935
法人税、住民税及び事業税	691
法人税等調整額	△724
当期純利益	5,968

第８期決算公告　令和７年８月25日

札幌市白石区北郷二条四丁目６番７号
ポポヤクコーポレーション株式会社
代表取締役　小笠原隆司

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	167,365
	固定資産	54,400
	合計	**221,765**
負債及び純資産の部	流動負債	64,158
	固定負債	156,112
	株主資本	1,495
	資本金	13,100
	利益剰余金	△4,605
	利益準備金	334
	その他利益剰余金	△4,939
	（うち当期純損失）	（23,267）
	自己株式	△7,000
	合計	**221,765**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百十万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月二十五日
札幌市白石区北郷二条四丁目六番七号
ポポヤクコーポレーション株式会社
代表取締役　小笠原隆司

第30期決算公告　令和７年８月１日

愛知県知立市池端３丁目11番地
株式会社プラスワン
代表取締役社長　近藤　純子

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,053
	固定資産	1,297
	合計	**53,351**
負債及び純資産の部	流動負債	29,908
	固定負債	238,222
	株主資本	△214,779
	資本金	30,000
	利益剰余金	△244,779
	その他利益剰余金	△244,779
	（うち当期純利益）	（△11,833）
	合計	**53,351**

第56期決算公告　令和７年８月１日

愛知県刈谷市一里山町金山79番地
新日産業株式会社
代表取締役社長　近藤　純子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	114,139
	固定資産	332,299
	合計	**446,438**
負債及び純資産の部	流動負債	116,597
	固定負債	123,993
	株主資本	205,846
	資本金	10,000
	利益剰余金	195,846
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	193,346
	（うち当期純利益）	（9,519）
	合計	**446,438**

第58期決算公告　令和７年８月１日

愛知県刈谷市一里山町金山79番地
エナジーＫ株式会社
代表取締役社長　近藤　純子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	75,398
	固定資産	119,311
	合計	**194,710**
負債及び純資産の部	流動負債	3,574
	固定負債	134,663
	株主資本	56,472
	資本金	8,000
	資本剰余金	4,000
	その他資本剰余金	4,000
	利益剰余金	44,472
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	41,472
	（うち当期純利益）	（430）
	合計	**194,710**

第40期決算公告　令和７年８月25日

三重県四日市市霞二丁目12番地
四日市物流サービス株式会社
代表取締役　棚橋　昭徳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	722,178
	固定資産	323,061
	資産合計	**1,045,239**
負債及び純資産の部	流動負債	389,019
	固定負債	295,235
	負債合計	**684,254**
	株主資本	360,984
	資本金	10,000
	利益剰余金	350,984
	その他利益剰余金	350,984
	（うち当期純利益）	（8,634）
	純資産合計	**360,984**
	負債・純資産合計	**1,045,239**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月一日を効力発生日とする株式会社十和田湖高原ファーム及び株式会社ファームランドとの株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

秋田県鹿角郡小坂町小坂字坂ノ影四五番地二
株式会社ポークランド
代表取締役　豊下　勝彦

第31期決算公告

令和７年８月25日
秋田県鹿角郡小坂町小坂字坂ノ影45番地２
株式会社ポークランド
代表取締役　豊下　勝彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,362,394
	固定資産	2,176,140
	合計	3,538,534
負純資産の債及び部	流動負債	1,803,585
	固定負債	842,967
	株主資本	891,982
	資本金	10,000
	利益剰余金	881,982
	その他利益剰余金	881,982
	（うち当期純利益）	(110,488)
	合計	3,538,534

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号
東京倶楽部ビルディング一一階
ニンジャ特定目的会社
取締役　小澤　徹

第５期決算公告

令和７年８月25日
大阪府大阪市北区梅田二丁目５番25号
株式会社Ｄ＆Ｍパートナーズ
代表取締役　藤井　幹正

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	212,657
	固定資産	1,038
	合計	213,696
負純資産の債及び部	流動負債	36,448
	固定負債	60,371
	株主資本	116,875
	資本金	45,500
	資本剰余金	45,500
	資本準備金	45,500
	利益剰余金	25,875
	その他利益剰余金	25,875
	（うち当期純利益）	(7,476)
	合計	213,696

決　算　公　告

令和７年８月25日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ニンジャ特定目的会社
取締役　小澤　徹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	その他の資産	100,000
	流動資産	100,000
	資産合計	100,000
負純資産の債及び部	流動負債	5,800
	負債合計	5,800
	社員資本	94,200
	特定資本金	100,000
	剰余金	△5,800
	当期未処理損失	5,800
	純資産合計	94,200
	負債・純資産合計	100,000

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千六百六十万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目七番一号
ノウンズ株式会社
代表取締役　田中啓志朗

第46期決算公告

令和７年８月25日
大阪府堺市美原区大保225番地
リュウシン基材株式会社
代表取締役　大久保秀俊

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,599
	固定資産	7,386
	合計	18,986
負純資産の債及び部	流動負債	2,388
	固定負債	51,862
	株主資本	△ 35,264
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 75,264
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	△ 75,564
	（うち当期純損失）	(1,866)
	合計	18,986

第５期決算公告

令和７年８月25日
東京都渋谷区道玄坂一丁目７番１号
ノウンズ株式会社
代表取締役　田中啓志朗

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	225,653,367
	固定資産	14,840,530
	資産合計	240,493,897
負純資産の債及び部	流動負債	43,077,718
	固定負債	103,294,000
	株主資本	94,122,179
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	649,885,614
	資本準備金	369,992,807
	その他資本剰余金	279,892,807
	利益剰余金	△655,763,435
	その他利益剰余金	△655,763,435
	（うち当期純損失）	(251,482,838)
	負債・純資産合計	240,493,897

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＨＡＭＡＴＯＭＯホールディングス（住所静岡県浜松市中央区砂山町三三一番地の二一）に対して当社の投資事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都墨田区押上一丁目二〇番三号
株式会社幸栄土地開発
代表取締役　宮津　泰蔵

第59期決算公告

令和７年８月25日
大阪府堺市美原区大保225番地
流浸工業株式会社
代表取締役　大久保秀俊

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,240,733
	固定資産	771,484
	合計	2,012,218
負純資産の債及び部	流動負債	321,522
	株主資本	1,690,695
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,610,695
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,590,695
	（うち当期純利益）	(27,513)
	合計	2,012,218

第56期決算公告

令和７年８月25日
東京都墨田区押上一丁目20番３号
株式会社幸栄土地開発
代表取締役　宮津　泰蔵

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,117,845
	固定資産	810,393
	合計	1,928,238
負純資産の債及び部	流動負債	511,467
	固定負債	600,420
	株主資本	816,350
	資本金	70,000
	利益剰余金	746,350
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	743,850
	（うち当期純利益）	(69,565)
	合計	1,928,238

第１期決算公告

令和７年８月25日
東京都港区芝大門二丁目５番１号
アルテビル芝大門４階
株式会社辻信太郎記念館
代表取締役　辻　信太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	76,718,035
	固定資産	13,000,000
	資産合計	89,718,035
負債及び純資産の部	流動負債	155,000
	株主資本	89,563,035
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	△10,436,965
	その他利益剰余金	△10,436,965
	（うち当期純損失）	(10,436,965)
	負債・純資産合計	89,718,035

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにし、資本準備金に組み入れることを決議いたしました。

ただし、同時に新株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日
東京都港区芝大門二丁目五番一号アルテビル芝大門四階
株式会社辻信太郎記念館
代表取締役　辻　信太郎

第68期決算公告　令和７年７月25日

大阪市淀川区新北野三丁目13番11号
ミナト医科学株式会社
代表取締役社長　仲野　修

貸借対照表の要旨（令和７年５月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,823,571
	固定資産	3,391,083
	合計	13,214,654
負債及び純資産の部	流動負債	1,942,220
	固定負債	300,000
	株主資本	10,972,434
	資本金	99,600
	利益剰余金	10,875,384
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	10,850,384
	（うち当期純利益）	(72,363)
	自己株式	△2,550
	合計	13,214,654

第50期決算公告　令和７年８月25日

東京都港区芝５丁目27番５号山田ビル
東京海陸輸送株式会社
代表取締役　藤本俊太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	123,955
	固定資産	2,723
	合計	126,678
負債及び純資産の部	流動負債	28,407
	固定負債	74,557
	株主資本	23,714
	資本金	43,000
	資本剰余金	33,000
	資本準備金	33,000
	利益剰余金	△52,286
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△53,536
	（うち当期純損失）	(2,159)
	合計	126,678

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日
東京都港区芝五丁目二七番五号山田ビル
東京海陸輸送株式会社
代表取締役　藤本俊太郎

第57期決算公告

令和７年８月25日
広島県福山市寺町12番７号
株式会社大和広告
代表取締役　花﨑　章

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	235,015
	固定資産	246,106
	合計	481,121
負債及び純資産の部	流動負債	115,279
	固定負債	—
	株主資本	365,842
	資本金	10,000
	利益剰余金	355,842
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	353,342
	（うち当期純利益）	(15,351)
	合計	481,121

第19期決算公告

令和７年８月25日
東京都江東区大島七丁目22番12号
株式会社フィールド
代表取締役　立田　研次

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,880
	固定資産	91,785
	合計	102,665
負債及び純資産の部	流動負債	1,479
	固定負債	53,632
	株主資本	47,554
	資本金	500
	利益剰余金	47,054
	その他利益剰余金	47,054
	（うち当期純利益）	(7,321)
	合計	102,665

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月二十七日を効力発生日とする株式会社五分利屋との株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
東京都江東区大島七丁目二二番一二号
株式会社フィールド
代表取締役　立田　研次

第８期決算公告　令和７年８月25日

香川県綾歌郡宇多津町2628番地963
株式会社Ｌｉｂｅｒｔａ
代表取締役　太田　孝治

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,890
	固定資産	3,210
	合計	44,100
負債及び純資産の部	流動負債	4,263
	固定負債	55,955
	株主資本	△16,119
	資本金	300
	利益剰余金	△16,419
	その他利益剰余金	△16,419
	（うち当期純利益）	(5,794)
	合計	44,100

第54期決算公告

令和７年８月25日
神奈川県藤沢市長後1343番地の３
東湘印版株式会社
代表取締役　石川　智隆

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	97,302,683
	固定資産	183,094,248
	合計	280,396,931
負債及び純資産の部	流動負債	90,087,757
	固定負債	174,488,700
	株主資本	15,820,474
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	5,820,474
	利益準備金	152,000
	その他利益剰余金	5,668,474
	（うち当期純損失）	(1,183,982)
	合計	280,396,931

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十五日
神奈川県藤沢市長後一三四三番地の三
（甲）東湘印版株式会社
代表取締役　石川　智隆
神奈川県藤沢市長後一三四三番地の三
（乙）有限会社アドヴァン・コスモ
取締役　石川　智隆

第３期決算公告　令和７年８月25日

香川県綾歌郡宇多津町2628番地963
株式会社力夢
代表取締役　太田　孝治

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,035
	固定資産	12,877
	繰延資産	5,333
	合計	20,246
負債及び純資産の部	流動負債	15,270
	固定負債	6,616
	株主資本	△1,641
	資本金	1,000
	利益剰余金	△2,641
	その他利益剰余金	△2,641
	（うち当期純損失）	(952)
	合計	20,246

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
福岡県福岡市中央区天神４丁目10番12号
株式会社ＪＡ福岡県協同情報センター
代表取締役社長　乗富　幸雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	499,114
	固定資産	56,961
	資産合計	556,076
負純資産及び部	流動負債	154,760
	固定負債	48,065
	株主資本	353,250
	資本金	50,000
	利益剰余金	303,250
	その他利益剰余金	303,250
	（うち当期純利益）	(20,530)
	負債・純資産合計	556,076

第 15 期 決 算 公 告

令和７年８月25日
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10500番地335
株式会社コジマエンジニアリング
代表取締役　小嶋　秀夫

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	767,605
	固定資産	305,633
	合計	1,073,238
負純資産及び部	流動負債	197,421
	固定負債	236,833
	株主資本	638,983
	資本金	5,000
	利益剰余金	633,983
	その他利益剰余金	633,983
	（うち当期純利益）	(113,956)
	合計	1,073,238

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお最終の貸借対照表の要旨は、甲は左記のとおり。乙は計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十五日
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一〇〇〇番地三三五
（甲）株式会社コジマエンジニアリング
代表取締役　小嶋　秀夫
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一〇〇〇番地三三五
（乙）有限会社コジマエンジニアリング
代表取締役　小嶋　秀夫

第 2 期 決 算 公 告

令和７年８月25日
東京都小金井市梶野町３丁目７番２号
一般社団法人法政大学理系コンソーシアム
代表理事　伊藤　一之

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,806
	資産合計	14,806
負味債財及産びの正部	流動負債	2,088
	固定負債	12,717
	寄付金費用引当金	12,717
	負債合計	14,806
	正味財産	—
	正味財産合計	—
	負債正味財産合計	14,806

第 57 期 決 算 公 告

令和７年８月25日
島根県出雲市大津町1114番地１
株式会社イタケン
代表取締役　中尾　**靜**二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	342,155
	固定資産	328,331
	繰延資産	232
	合計	670,718
負純資産及び部	流動負債	244,276
	株主資本	426,442
	資本金	5,000
	利益剰余金	421,442
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	416,442
	（うち当期純利益）	(523)
	合計	670,718

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十五日
島根県出雲市大津町一一一四番地一
（甲）株式会社イタケン
代表取締役　中尾　**靜**二
島根県出雲市大津町一一一四番地一
（乙）有限会社イタケンワークス
取締役　板倉　靖夫

第 27 期決算公告　令和７年８月25日

千葉県市川市東菅野三丁目１番６号
株式会社ペピカ
代表取締役社長　齋藤　栄輝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	121,158
	固定資産	997,117
	合計	1,118,275
負純資産及び部	流動負債	575,692
	固定負債	64,986
	株主資本	477,597
	資本金	100,000
	資本剰余金	306,830
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	281,830
	利益剰余金	70,767
	その他利益剰余金	70,767
	（うち当期純利益）	(11,309)
	合計	1,118,275

第 46 期 決 算 公 告

令和７年８月25日
鹿児島県日置市東市来町養母12457番地２
株式会社久栄建設
代表取締役　元山　謙二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	627
	固定資産	2,880
	合計	3,508
負純資産及び部	流動負債	5,634
	固定負債	8,907
	株主資本	△11,033
	資本金	50,000
	利益剰余金	△61,033
	その他利益剰余金	△61,033
	（うち当期純損失）	(1,243)
	合計	3,508

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
鹿児島県日置市東市来町養母一二四五七番地二
株式会社久栄建設
代表取締役　元山　謙二

第 18 期決算公告　令和７年８月25日

千葉県市川市東菅野三丁目１番６号
株式会社リリーベット
代表取締役社長　川端　博樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	150,412
	固定資産	5,563
	合計	155,975
負純資産及び部	流動負債	15,897
	固定負債	1,365
	株主資本	138,713
	資本金	7,000
	資本剰余金	3,500
	資本準備金	3,500
	利益剰余金	128,213
	その他利益剰余金	128,213
	（うち当期純利益）	(11,858)
	合計	155,975

第 14 期 決 算 公 告

令和７年８月25日
沖縄県宮古島市平良下里1153―３―101
株式会社ダグズ・バーガー
代表取締役　矢吹　岳史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	92
	固定資産	176
	合計	268
負純資産及び部	流動負債	62
	固定負債	126
	株主資本	79
	資本金	99
	資本剰余金	241
	資本準備金	241
	利益剰余金	△262
	その他利益剰余金	△262
	（うち当期純損失）	(9)
	合計	268

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千四百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
沖縄県宮古島市平良下里一一五三―三―一〇一
株式会社ダグズ・バーガー
代表取締役　矢吹　岳史

第 13 期 決 算 公 告

令和７年８月25日
東京都千代田区平河町二丁目16番９号
永田町グラスゲート３階永田町総合法律事務所内
株式会社ＫＦソリューション
代表取締役　西中　克己

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	668,460	流動負債	452,995
固定資産	11,069,521	固定負債	10,647,450
投資その他の資産	11,069,521	**負債合計**	**11,100,445**
		株主資本	637,535
		資本金	500,000
		利益剰余金	137,535
		利益準備金	26,614
		その他利益剰余金	110,920
		純資産合計	**637,535**
資産合計	**11,737,981**	**負債・純資産合計**	**11,737,981**

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	531,153
販売費及び一般管理費	5,094
営業利益	526,058
営業外収益	95
営業外費用	385,955
経常利益	140,199
税引前当期純利益	140,199
法人税、住民税及び事業税	45,677
当期純利益	94,521

第 68 期 決 算 公 告

令和７年８月25日
千葉県鎌ケ谷市軽井沢2089番地７
日本メタルプリント株式会社
代表取締役　大塚たまみ

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	255,023
	固定資産	161,822
	資産合計	**416,846**
負純資債及産のび部	流動負債	336
	株主資本	416,509
	資本金	30,000
	利益剰余金	386,509
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	379,009
	（うち当期純損失）	（2,457）
	負債・純資産合計	**416,846**

第 66 期 決 算 公 告

令和７年８月25日　東京都港区西新橋一丁目１番１号
三井物産流通グループ株式会社
代表取締役社長　柴田　幸介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	222,713	流動負債	223,408
固定資産	80,471	固定負債	36,910
有形固定資産	46,855	株主資本	37,185
無形固定資産	5,168	資本金	5,000
投資その他の資産	28,448	資本剰余金	9,604
		資本準備金	9,604
		利益剰余金	22,581
		利益準備金	1,283
		その他利益剰余金	21,297
		評価・換算差額等	5,680
		その他有価証券評価差額金	5,564
		土地再評価差額金	116
資産合計	**303,185**	**負債・純資産合計**	**303,185**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,269,192
売上原価	1,215,374
売上総利益	53,818
販売費及び一般管理費	48,354
営業利益	5,464
営業外収益	2,472
営業外費用	2,118
経常利益	5,818
特別利益	244
特別損失	105
税引前当期純利益	5,957
法人税、住民税及び事業税	1,831
法人税等調整額	52
当期純利益	4,074

第15期決算公告

令和７年７月25日
東京都千代田区鍛冶町２－２－２
株式会社ワークス・ジャパン
代表取締役　清水信一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,454,549
	固定資産	883,690
	資産合計	**2,338,240**
負純資債及産のび部	流動負債	480,760
	（賞与引当金）	（75,366）
	固定負債	—
	株主資本	1,857,480
	資本金	112,500
	資本剰余金	62,500
	資本準備金	62,500
	利益剰余金	1,682,480
	その他利益剰余金	1,682,480
	（うち当期純利益）	（107,340）
	負債・純資産合計	**2,338,240**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年８月25日
東京都調布市仙川町２丁目３番地36
九商株式会社
代表取締役　和富　弥生

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,708
	固定資産	41,882
	繰延資産	353
	資産合計	**43,945**
負純資債及産のび部	流動負債	15,267
	固定負債	1,000
	株主資本	27,677
	資本金	30,000
	利益剰余金	△2,322
	その他利益剰余金	△2,322
	（うち当期純利益）	（1,250）
	負債・純資産合計	**43,945**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日
東京都調布市仙川町二丁目三番地三六
九商株式会社
代表取締役　和富　弥生

第 23 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
東京都千代田区大手町二丁目１番１号
株式会社毎日コムネットレジデンシャル
代表取締役　山下　敬司

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,545,558
	固定資産	26,180
	合計	**1,571,739**
負純資債及産のび部	流動負債	125,744
	賞与引当金	17,900
	株主資本	1,445,994
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,345,994
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,320,994
	（うち当期純利益）	（213,462）
	合計	**1,571,739**

第２期決算公告

令和７年８月25日
東京都千代田区神田須田町二丁目１番地１
ＡｉＨＵＢ株式会社
代表取締役　園田　　励

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	87,900
	固定資産	58,664
	繰延資産	207
	合計	**146,773**
負純資債及産のび部	流動負債	103,380
	固定負債	63,000
	株主資本	△19,607
	資本金	87,909
	資本剰余金	84,909
	資本準備金	84,909
	利益剰余金	△192,425
	その他利益剰余金	△192,425
	（うち当期純損失）	（190,776）
	合計	**146,773**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六二八九万九〇〇〇円、資本準備金の額を一億九八九万九〇〇〇円減少し、それぞれ五〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であります。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年九月二十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
東京都千代田区神田須田町二丁目一番地一
ＡｉＨＵＢ株式会社
代表取締役　園田　励

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月22日
東京都千代田区大手町二丁目１番１号
株式会社毎日コムネットグリーン電力
代表取締役　西　　孝行

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	320,846
	固定資産	1,575,026
	合計	**1,895,872**
負純資債及産のび部	流動負債	225,706
	固定負債	911,484
	株主資本	758,681
	資本金	100,000
	利益剰余金	658,681
	その他利益剰余金	658,681
	（うち当期純利益）	（44,673）
	合計	**1,895,872**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四九〇〇万円、資本準備金の額を三億三九〇〇万円減少し、それぞれ二一〇〇万円、二一〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

北海道夕張郡栗山町字御園四六一番地一
光莉リゾート株式会社
代表取締役　根石　義浩

第４期決算公告　令和７年８月25日
北海道夕張郡栗山町字御園461番地１
光莉リゾート株式会社
代表取締役　根石　義浩

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	35,184,494
	固定資産	765,207,869
	繰延資産	1,412,728
	合計	801,805,091
負純資産及び部	流動負債	760,309,650
	株主資本	41,495,441
	資本金	370,000,000
	資本剰余金	360,000,000
	資本準備金	360,000,000
	利益剰余金	△688,504,559
	その他利益剰余金	△688,504,559
	（うち当期純損失）	(211,519,437)
	合計	801,805,091

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一億一千二百六十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和七年八月二十五日

川崎市宮前区宮前平三丁目一二番地三
富士通ハイツＡ―一〇七
株式会社海洋平和
代表取締役　小川　滋夫

第20期決算公告　令和７年８月25日
川崎市宮前区宮前平三丁目12番地３
富士通ハイツＡ―107
株式会社海洋平和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	72,413
	固定資産	758,958
	資産合計	831,371
負純資産及び部	流動負債	372,488
	固定負債	796
	株主資本	458,086
	資本金	122,650
	新株式申込証拠金	21,435
	資本剰余金	49,750
	利益剰余金	269,050
	その他利益剰余金	269,050
	（うち当期純利益）	(15,642)
	自己株式	△4,800
	負債・純資産合計	831,371

第57期決算公告　令和７年８月25日
東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
日本アルキルアルミ株式会社
代表取締役　板屋　正信

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,159
	固定資産	2,304
	合計	4,463
負純資産及び部	流動負債	840
	（賞与引当金）	(38)
	固定負債	43
	（退職給付引当金）	(39)
	株主資本	3,580
	資本金	400
	利益剰余金	3,180
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	3,080
	（うち当期純利益）	(242)
	合計	4,463

第13期決算公告　令和７年８月25日
東京都新宿区住吉町１番16号
ＩＳＥビル５階
株式会社Ｌｉｎｇ
代表取締役　三浦　優司

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	384,513,393
	固定資産	60,917,513
	資産合計	445,430,906
負純資産及び部	流動負債	239,490,708
	固定負債	121,683,014
	退職給付引当金	26,993,414
	株主資本	84,257,184
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	82,399,320
	その他利益剰余金	82,399,320
	（うち当期純利益）	(30,468,840)
	自己株式	△28,142,136
	負債・純資産合計	445,430,906

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙に甲の営む金属加工事業、電子機器用部品の組立検査事業およびこれらに附帯する事業に関する権利義務を承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示については、甲は左記のとおりです。乙は確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日

三重県鈴鹿市広瀬町一四三二番地
（甲）ジャスト物流株式会社
代表取締役　加藤　裕樹
三重県鈴鹿市広瀬町一四三二番地
（乙）ジャストテック株式会社
代表取締役　加藤　慎二

決算公告　令和７年８月25日
三重県鈴鹿市広瀬町1432番地
ジャスト物流株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	191,864
	固定資産	237,258
	資産合計	429,122
負純資産及び部	流動負債	93,791
	賞与引当金	10,700
	固定負債	81,377
	修繕引当金	3,200
	退職給付引当金	11,887
	株主資本	253,953
	資本金	10,000
	利益剰余金	243,953
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	241,453
	（うち当期純利益）	(8,087)
	負債・純資産合計	429,122

第10期決算公告　令和７年８月25日
東京都大田区下丸子２丁目５番16号
株式会社ＬｉｎｇＴｅＸ
代表取締役　諏訪　智大

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	81,574,542
	固定資産	6,647,778
	資産合計	88,222,320
負純資産及び部	流動負債	48,681,592
	固定負債	7,000,000
	株主資本	32,540,728
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	27,540,728
	その他利益剰余金	27,540,728
	（うち当期純利益）	(12,851,561)
	負債・純資産合計	88,222,320

第42期決算公告　令和７年８月25日
東京都台東区上野五丁目１番１号
新生サービス株式会社
代表取締役　小玉　拓己

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,811,047
	固定資産	1,039,405
	合計	3,850,452
負純資産及び部	流動負債	1,361,911
	固定負債	83,513
	株主資本	2,405,028
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	2,332,528
	利益準備金	17,408
	その他利益剰余金	2,315,120
	（うち当期純利益）	(520,411)
	自己株式	△7,500
	合計	3,850,452

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は令和七年八月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

兵庫県三木市福井字宮ノ前二四一〇番地
株式会社新陽製作所
代表取締役　川久保雅夫

第60期決算公告　令和７年８月25日
兵庫県三木市福井字宮ノ前2410番地
株式会社新陽製作所
代表取締役　川久保雅夫

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	833,367
	固定資産	298,268
	合計	1,131,635
負純資産及び部	流動負債	505,864
	固定負債	243,174
	株主資本	382,597
	資本金	14,000
	資本剰余金	8,800
	資本準備金	8,800
	利益剰余金	359,797
	利益準備金	8,800
	その他利益剰余金	350,997
	（うち当期純利益）	(108,464)
	合計	1,131,635

第29期決算公告

令和７年８月25日
宮崎県西都市御舟町一丁目83番地
三和商事株式会社
代表取締役　後口　昌賢

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	0
	固定資産	97
	合計	98
負債及び純資産の部	流動負債	24
	固定負債	61
	株主資本	12
	資本金	10
	利益剰余金	2
	その他利益剰余金	2
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	98

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月一日を効力発生日とする三和交通株式会社（本店　宮崎県西都市御舟町一丁目八三番地）、三和交通株式会社（本店　宮崎県小林市本町九四番地）、おより宮崎タクシー株式会社（本店　宮崎市鶴島二丁目二四番地）との株式交換（以下「本株式交換」という。）により、資本準備金の額が増加することとなることを条件として、資本準備金の額の減少をすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
宮崎県西都市御舟町一丁目八三番地
三和商事株式会社
代表取締役　後口　昌賢

第２期決算公告

令和７年８月25日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
株式会社
カーチスキャピタルマネージメント
代表取締役　大村　泰治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	20,892
	固定資産	8,075
	資産合計	28,967
負債及び純資産の部	流動負債	25,689
	負債合計	25,689
	株主資本	3,278
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,722
	その他利益剰余金	△6,722
	（うち当期純損失）	(6,132)
	純資産合計	3,278
	負債・純資産合計	28,967

第１期決算公告

令和７年８月25日
東京都港区六本木一丁目３番50号
株式会社ＡＳ
代表取締役　吉田　起準

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,136
	資産合計	49,136
負債及び純資産の部	流動負債	19,933
	負債合計	19,933
	株主資本	29,203
	資本金	1,000
	利益剰余金	28,203
	その他利益剰余金	28,203
	（うち当期純利益）	(28,203)
	純資産合計	29,203
	負債・純資産合計	49,136

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日
東京都港区六本木一丁目三番五〇号
（甲）株式会社ＡＳ
代表取締役　吉田　起準
東京都港区六本木一丁目三番五〇号
（乙）株式会社ＶｉＺＵＡＬＬＹ
代表取締役　廣瀬　寛

第52期決算公告

令和７年６月30日
神奈川県横須賀市夏島町２番地50
日産サービスセンター株式会社
代表取締役　酒井田　泰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	12,534
	固定資産	2,393
	合計	14,927
負債及び純資産の部	流動負債	1,340
	固定負債	634
	株主資本	12,953
	資本金	215
	資本剰余金	60
	資本準備金	60
	利益剰余金	12,678
	利益準備金	59
	その他利益剰余金	12,619
	（うち当期純利益）	(651)
	合計	14,927

第28期決算公告

令和７年８月25日
静岡市清水区西高町11番６号
株式会社スリー
代表取締役　室井安都子

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	26,486
	固定資産	23,948
	資産合計	50,434
負債及び純資産の部	流動負債	9,930
	固定負債	21,749
	株主資本	18,754
	資本金	30,000
	利益剰余金	△11,245
	その他利益剰余金	△11,245
	（うち当期純利益）	(2,604)
	負債・純資産合計	50,434

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
静岡市清水区西高町一一番六号
株式会社スリー
代表取締役　室井安都子

第63期決算公告

令和７年８月22日
大阪市淀川区新北野一丁目14番11号
東洋技研コンサルタント株式会社
代表取締役社長　宮下　典嗣

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,760,372
	固定資産	348,666
	合計	3,109,038
負債及び純資産の部	流動負債	552,720
	固定負債	90,842
	株主資本	2,465,476
	資本金	50,000
	資本剰余金	49,950
	その他資本剰余金	49,950
	利益剰余金	2,365,526
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,353,026
	（うち当期純利益）	(240,370)
	合計	3,109,038

第９期決算公告

令和７年８月25日
北海道函館市日吉町一丁目21番12号
株式会社ＳＹＳ
代表取締役　佐々木　佑

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	21,655
	固定資産	490
	資産合計	22,145
負債及び純資産の部	流動負債	6,885
	固定負債	24,025
	株主資本	△8,765
	資本金	1,000
	利益剰余金	△9,765
	その他利益剰余金	△9,765
	（うち当期純利益）	(231)
	負債・純資産合計	22,145

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
北海道函館市日吉町一丁目二一番一二号
（甲）ＳＹＳ株式会社
代表取締役　佐々木かなえ
北海道函館市日吉町一丁目二一番一二号
（乙）株式会社ＳＹＳ
代表取締役　佐々木　佑

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＧＭ京阪（住所大阪市旭区清水四丁目一番二号）に対して当社の不動産賃貸管理業、国内外の有価証券及び法定通貨、電子マネー並びにその他の金融商品の保有、投資売買及び運用に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

大阪市旭区清水四丁目一番二号
株式会社ＧＭ管理
代表取締役　大西　正高

第８期決算公告

2025年８月25日
大阪府堺市北区長曽根町130番地42
株式会社エム・ティー・スリー
代表取締役　福原　崇臣

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,057
	固定資産	2,144
	合計	113,202
負純資産の債及び部	流動負債	39,897
	固定負債	62,469
	株主資本	10,835
	資本金	10,000
	資本剰余金	21,557
	資本準備金	21,557
	利益剰余金	△20,722
	その他利益剰余金	△20,722
	（うち当期純損失）	(20,722)
	合計	113,202

第８期決算公告

令和７年８月25日
大阪市旭区清水四丁目１番２号
株式会社ＧＭ管理
代表取締役　大西　正高

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	456,706
	固定資産	2,243,178
	合計	2,699,885
負純資産の債及び部	流動負債	131,158
	固定負債	2,203,546
	株主資本	365,180
	資本金	10,000
	利益剰余金	355,180
	その他利益剰余金	355,180
	（うち当期純利益）	(180,509)
	合計	2,699,885

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年五月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都千代田区麹町四丁目八の一九
キャトルセゾン麹町二階
ピュシスヒュドール研究所株式会社
代表取締役　板村　論子

第９期決算公告

令和７年８月25日
東京都港区六本木六丁目10番１号
セントレアホテルシステムズ株式会社
代表取締役　沖　浩幸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	281
	固定資産	17
	資産合計	298
負純資産の債及び部	流動負債	899
	賞与引当金	10
	その他	124
	固定負債	765
	株主資本	△601
	資本金	9
	利益剰余金	△610
	その他利益剰余金	△610
	（うち当期純利益）	(52)
	負債・純資産合計	298

第３期決算公告

令和７年８月25日
東京都千代田区麹町四丁目８の19
キャトルセゾン麹町２階
ピュシスヒュドール研究所株式会社
代表取締役　板村　論子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	7,562,782
	資産合計	7,562,782
負純資産の債及び部	流動負債	210,765
	負債合計	210,765
	株主資本	7,352,017
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△12,647,983
	その他利益剰余金	△12,647,983
	（うち当期純利益）	(1,770,988)
	純資産合計	7,352,017
	負債・純資産合計	7,562,782

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の決議を経ずに合併を決定しておりますので、また甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

茨城県筑西市下川島六三五番地
（甲）関東道路株式会社
代表取締役　武藤　正浩
栃木県真岡市荒町五一九三番地
（乙）和田長建設株式会社
代表取締役　武藤　正浩

第53期決算公告

令和７年８月25日
茨城県筑西市下川島635番地
関東道路株式会社
代表取締役　武藤　正浩

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	531,361
	固定資産	558,671
	合計	1,090,033
負純資産の債及び部	流動負債	472,868
	固定負債	224,808
	株主資本	392,356
	資本金	20,000
	利益剰余金	393,997
	その他利益剰余金	393,997
	（うち当期純利益）	(19,600)
	自己株式	△21,640
	合計	1,090,033

第67期決算公告

令和７年８月25日
栃木県真岡市荒町5193番地
和田長建設株式会社
代表取締役　武藤　正浩

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	77,952
	固定資産	3,310
	合計	81,262
負純資産の債及び部	流動負債	64,097
	固定負債	6,888
	株主資本	10,277
	資本金	10,000
	利益剰余金	277
	利益準備金	733
	その他利益剰余金	△455
	（うち当期純利益）	(10,447)
	合計	81,262

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

千葉県市原市白金町一丁目七〇番地
（甲）株式会社ピウ
代表取締役　鈴木　斌
千葉県市原市白金町一丁目七〇番地
（乙）ＫＭメディカル株式会社
代表取締役　鈴木　美保

第28期決算公告

令和７年８月25日
千葉県市原市白金町一丁目70番地
株式会社ピウ
代表取締役　鈴木　斌

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	168,163
	固定資産	725,694
	資産合計	893,858
負純資産の債及び部	流動負債	119,258
	固定負債	497,498
	株主資本	277,101
	資本金	3,000
	利益準備金	274,101
	その他利益剰余金	274,101
	（うち当期純利益）	(15,172)
	負債・純資産合計	893,858

第18期決算公告

令和７年８月25日
千葉県市原市白金町一丁目70番地
ＫＭメディカル株式会社
代表取締役　鈴木　美保

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,862
	固定資産	178,611
	繰延資産	777
	資産合計	236,251
負純資産の債及び部	流動負債	3,481
	固定負債	93,949
	株主資本	138,821
	資本金	3,000
	利益剰余金	135,821
	その他利益剰余金	135,821
	（うち当期純利益）	(7,840)
	負債・純資産合計	236,251

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億六千七十二万九千百六十四円、資本準備金の額を七億千五百七十四万九千百六十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三四番五号
ＰｉｃｏＣＥＬＡ株式会社
代表取締役　古川　浩

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	951,553	流動負債	533,220
固定資産	62,414	固定負債	328,280
有形固定資産	21,580	**負債合計**	**861,501**
無形固定資産	32,169	株主資本	154,825
投資その他の資産	8,665	資本金	100,000
繰延資産	2,358	資本剰余金	2,465,735
		資本準備金	145,020
		その他資本剰余金	2,320,715
		利益剰余金	△2,410,910
		その他利益剰余金	△2,410,910
		（うち当期純損失）	（612,068）
		純資産合計	**154,825**
資産合計	**1,016,326**	**負債・純資産合計**	**1,016,326**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月一日を効力発生日とする株式会社スギヤマ薬品商品センター（住所名古屋市千種区内山二丁目一三番九号）及び株式会社ドラッグスギヤマ（住所名古屋市千種区内山二丁目一三番九号）との株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、当該株式交換により増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

名古屋市千種区内山二丁目一三番九号
株式会社スギヤマ薬品
代表取締役　杉山　貞之

第59期決算公告

令和７年８月25日

名古屋市千種区内山二丁目13番９号
株式会社スギヤマ薬品
代表取締役　杉山　貞之

貸借対照表の要旨　（令和６年８月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,018,485	流動負債	13,335,230
固定資産	9,106,664	賞与引当金	18,024
		固定負債	321,701
		退職給付引当金	145,432
		役員退職給付引当金	165,070
		株主資本	15,468,218
		資本金	75,000
		利益剰余金	15,394,212
		利益準備金	18,750
		その他利益剰余金	15,375,462
		（うち当期純利益）	（457,388）
		自己株式	△994
資産合計	**29,125,150**	**負債・純資産合計**	**29,125,150**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するナスココトブキ株式会社（住所大阪市住之江区南港東五丁目一番四号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

大阪市住之江区南港東五丁目一番四号
コトブキ産業株式会社
代表取締役　永井　隆

第59期決算公告

令和７年８月25日

大阪市住之江区南港東五丁目１番４号
コトブキ産業株式会社
代表取締役　永井　隆

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,125,444	流動負債	383,938
固定資産	9,412,642	固定負債	5,565,785
繰延資産	203	株主資本	4,588,566
		資本金	49,000
		資本剰余金	1,174,942
		資本準備金	1,174,942
		利益剰余金	3,364,611
		利益準備金	14,750
		その他利益剰余金	3,349,861
		（うち当期純利益）	（284,924）
		自己株式	12
資産合計	**10,538,290**	**負債・純資産合計**	**10,538,290**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産管理事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した事業年度はありません。

令和七年八月二十五日

岩手県盛岡市津志田西一丁目二番二三号
（甲）株式会社大東環境科学
代表取締役　小山　克也

岩手県盛岡市向中野字幅一〇三番地五
（乙）株式会社ダイエンス
代表取締役　小山　克也

第53期決算公告

令和７年８月25日

岩手県盛岡市津志田西一丁目２番23号
株式会社大東環境科学
代表取締役　小山　克也

貸借対照表の要旨　（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	994,677,449	流動負債	564,482,390
固定資産	1,301,176,984	固定負債	158,231,000
繰延資産	186,120	株主資本	1,573,327,163
		資本金	35,000,000
		資本剰余金	25,000,000
		資本準備金	25,000,000
		利益剰余金	1,513,327,163
		利益準備金	4,475,000
		その他利益剰余金	1,508,852,163
		（うち当期純利益）	（192,158,808）
合計	**2,296,040,553**	**合計**	**2,296,040,553**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都千代田区九段南二丁目二番三号
（甲）成和株式会社
代表取締役　和田　充広

東京都千代田区九段南二丁目二番三号
（乙）株式会社成和ネクタイ研究所
代表取締役　和田　匡生

第71期決算公告　令和７年８月25日
東京都千代田区九段南二丁目２番３号
成和株式会社
代表取締役　和田　充広
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	533,399,587
	固定資産	1,232,178,125
	資産合計	1,765,577,712
負純資産及び債のび部	流動負債	862,781,891
	固定負債	543,040,897
	負債合計	1,405,822,788
	株主資本	359,754,924
	資本金	41,745,000
	利益剰余金	318,009,924
	利益準備金	10,436,250
	その他利益剰余金	307,573,674
	（うち当期純損失）	(83,784,343)
	純資産合計	359,754,924
	負債・純資産合計	1,765,577,712

第61期決算公告　令和７年８月25日
東京都千代田区九段南二丁目２番３号
株式会社成和ネクタイ研究所
代表取締役　和田　匡生
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	34,478,145
	固定資産	297,209
	資産合計	34,775,354
負純資産及び債のび部	流動負債	30,792,082
	固定負債	635,923,000
	負債合計	666,715,082
	株主資本	△631,939,728
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△641,939,728
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	△644,439,728
	（うち当期純損失）	(68,683,089)
	純資産合計	△631,939,728
	負債・純資産合計	34,775,354

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都葛飾区亀有五丁目21番５号
（甲）飯塚工業株式会社
代表取締役　飯塚　貴志

東京都世田谷区代田五丁目三四番一七号ロイヤルハイツ三〇七
（乙）株式会社エスアンドエー
代表取締役　宮本　正治

第67期決算公告
令和７年８月25日
東京都葛飾区亀有五丁目21番５号
飯塚工業株式会社
代表取締役　飯塚　貴志
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	73,966
	固定資産	50,894
	合計	124,860
負純資産及び債のび部	流動負債	40,522
	固定負債	107,065
	株主資本	△ 22,727
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 32,727
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	△ 32,977
	（うち当期純利益）	(140)
	合計	124,860

第24期決算公告
令和７年８月25日
東京都世田谷区代田五丁目34番17号ロイヤルハイツ307
株式会社エスアンドエー
代表取締役　宮本　正治
貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,987
	固定資産	2,971
	合計	14,959
負純資産及び債のび部	流動負債	11,149
	固定負債	12,950
	株主資本	△ 9,140
	資本金	3,500
	利益剰余金	△ 12,640
	その他利益剰余金	△ 12,640
	（うち当期純利益）	(143)
	合計	14,959

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　一九四頁（号外第一三三号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区東一丁目三二番一二号渋谷プロパティータワー一〇階
（甲）株式会社ｍｏｖ
代表取締役　渡邊　誠

東京都渋谷区東一丁目三二番一二号渋谷プロパティータワー一〇階
（乙）株式会社Ｐａｔｈｅｅ
代表取締役　寺田　真介

第14期決算公告
令和７年８月25日
東京都渋谷区東一丁目32番12号渋谷プロパティータワー10階
株式会社Ｐａｔｈｅｅ
代表取締役　寺田　真介
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	39,838	流動負債	41,224
固定資産	0	固定負債	110,625
		株主資本	△112,010
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,083,840
		資本準備金	714,675
		その他資本剰余金	369,164
		利益剰余金	△1,295,850
		その他利益剰余金	△1,295,850
		（うち当期純損失）	(115,240)
資産合計	39,838	負債・純資産合計	39,838

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

神奈川県大和市下和田九〇〇番地一二
（甲）日本エートス株式会社
代表取締役　桑原　大輔

神奈川県大和市下和田九〇〇番地一二
（乙）ＪＥＣインターナショナル株式会社
代表取締役　桑原真由美

第33期決算公告
令和７年８月25日
神奈川県大和市下和田900番地12
日本エートス株式会社
代表取締役　桑原　大輔
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	76,177,717
	固定資産	75,010,352
	繰延資産	37,500
	資産合計	151,225,569
負純資産及び債のび部	流動負債	25,907,727
	固定負債	57,591,161
	株主資本	67,726,681
	資本金	11,500,000
	利益剰余金	56,226,681
	利益準備金	414,000
	その他利益剰余金	55,812,681
	（うち当期純利益）	(21,994,639)
	負債・純資産合計	151,225,569

第14期決算公告
令和７年８月25日
神奈川県大和市下和田900番地12
ＪＥＣインターナショナル株式会社
代表取締役　桑原真由美
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	25,167,990
	固定資産	2,071,982
	資産合計	27,239,972
負純資産及び債のび部	流動負債	15,975,586
	固定負債	800,000
	株主資本	10,464,386
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	2,464,386
	利益準備金	66,000
	その他利益剰余金	2,398,386
	（うち当期純利益）	(906,160)
	負債・純資産合計	27,239,972

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ビヨンドベース（住所埼玉県和光市白子三丁目一六番四一―六〇四号）に対して当社の埼玉県の不動産の所有、賃貸及び管理事業に関する権利義務を、新設分割により新設する相模屋株式会社（住所東京都台東区浅草橋二丁目八番六号シーアイマンション一〇〇二号）に対して当社の東京都台東区蔵前の不動産の所有、賃貸及び管理事業に関する権利義務をそれぞれ承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都台東区浅草橋二丁目八番六号
シーアイマンション一〇〇二号
株式会社相模屋
代表取締役　荒井　祐子

第21期決算公告

令和７年８月25日

東京都台東区浅草橋二丁目８番６号
シーアイマンション1002号
株式会社相模屋
代表取締役　荒井　祐子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,394,443
	固定資産	31,101,834
	資産合計	32,496,277
負債及び純資産の部	流動負債	20,415,784
	固定負債	53,617,641
	株主資本	△41,537,148
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△44,537,148
	その他利益剰余金	△44,537,148
	（うち当期純損失）	（22,504,547）
	負債・純資産合計	32,496,277

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。又減少した全額を資本準備金と致します。

効力発生日は令和七年九月二十六日であり、株主総会の決議は令和七年七月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

神戸市中央区江戸町八五番一ベイ・ウィング神戸ビル一一階
日本包装運輸株式会社
代表取締役　錦織　一男

第81期決算公告

令和７年８月25日

神戸市中央区江戸町85番１ベイ・ウィング神戸ビル11階
日本包装運輸株式会社
代表取締役　錦織　一男

貸借対照表の要旨　（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	464,953	流動負債	396,236
固定資産	219,536	固定負債	210,120
有形固定資産	19,803	退職給付引当金	20,000
無形固定資産	66,381	株主資本	78,133
投資その他の資産	133,351	資本金	100,000
		資本剰余金	218,900
		資本準備金	218,900
		利益剰余金	△240,766
		利益準備金	35,000
		その他利益剰余金	△275,766
		（うち当期純利益）	（12,977）
資産合計	684,490	負債・純資産合計	684,490

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億一千二十二万二千七百円、資本準備金の額を三億六千百五十八万八千六百四十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都港区愛宕二丁目五番一号
株式会社ＧＲＯＷＴＨ　ＶＥＲＳＥ
代表取締役　渡部　知博

第４期決算公告

令和７年８月25日　　東京都港区愛宕二丁目５番１号
株式会社ＧＲＯＷＴＨ　ＶＥＲＳＥ
代表取締役　渡部　知博

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	643	流動負債	492
固定資産	2,530	（うち賞与引当金）	（48）
		（うち受注損失引当金）	（13）
		固定負債	687
		株主資本	1,993
		資本金	100
		資本剰余金	3,209
		資本準備金	900
		その他資本剰余金	2,309
		利益剰余金	△1,316
		その他利益剰余金	△1,316
		（うち当期純損失）	（410）
合計	3,173	合計	3,173

第52期決算公告

令和７年８月25日
新潟市中央区女池神明三丁目７番地６
ニッケンナウ株式会社
代表取締役　渡辺さゆり

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	45,500
	固定資産	80,666
	合計	126,166
負債及び純資産の部	流動負債	58,061
	固定負債	18,763
	株主資本	49,342
	資本金	20,000
	利益剰余金	29,342
	利益準備金	4,610
	その他利益剰余金	24,732
	（うち当期純損失）	(7,058)
	合計	126,166

第15期決算公告

令和７年８月25日
新潟市中央区姥ケ山1637番地
オフィスＨａｎａｋｏ株式会社
代表取締役　渡辺さゆり

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,246,687
	固定資産	337,593
	合計	1,584,280
負債及び純資産の部	流動負債	1,007,435
	固定負債	433,225
	株主資本	143,619
	資本金	20,000
	利益剰余金	123,619
	繰越利益剰余金	123,619
	（うち当期純利益）	(22,585)
	合計	1,584,280

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
新潟市中央区姥ケ山一六三七番地
（甲）オフィスＨａｎａｋｏ株式会社
代表取締役　渡辺さゆり
新潟市中央区女池神明三丁目七番地六
（乙）ニッケンナウ株式会社
代表取締役　渡辺さゆり

第41期決算公告

令和７年８月25日
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘一丁目71番地１
株式会社丸井
代表取締役　表井　源一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,258
	固定資産	9,811
	合計	35,070
負債及び純資産の部	流動負債	472
	固定負債	15,872
	株主資本	18,725
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,725
	その他利益剰余金	8,725
	（うち当期純利益）	(1,683)
	合計	35,070

第52期決算公告

令和７年８月25日
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘一丁目71番地１
株式会社表井建設
代表取締役　表井　源一

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,881
	固定資産	11,951
	合計	81,832
負債及び純資産の部	流動負債	6,559
	固定負債	—
	株主資本	75,273
	資本金	20,000
	利益剰余金	55,273
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	55,123
	（うち当期純損失）	(19,179)
	合計	81,832

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘一丁目七一番地一
（甲）株式会社表井建設
代表取締役　表井　源一
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘一丁目七一番地一
（乙）株式会社丸井
代表取締役　表井　源一

第61期決算公告

令和７年８月25日
三重県三重郡川越町大字亀崎新田51番地１
名阪商事株式会社
代表取締役　松岡耕太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,238
	固定資産	47,329
	合計	108,567
負債及び純資産の部	流動負債	22,317
	固定負債	61,940
	株主資本	24,310
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,310
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	11,810
	（うち当期純利益）	(1,767)
	合計	108,567

第73期決算公告

令和７年８月25日
三重県三重郡川越町大字亀崎新田51番地１
松岡建設株式会社
代表取締役　松岡　伸年

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,145,745
	固定資産	939,511
	合計	2,085,256
負債及び純資産の部	流動負債	356,254
	固定負債	14,670
	株主資本	1,714,332
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,654,332
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,639,332
	（うち当期純利益）	(64,477)
	合計	2,085,256

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日
三重県三重郡川越町大字亀崎新田五一番地一
（甲）松岡建設株式会社
代表取締役　松岡　伸年
三重県三重郡川越町大字亀崎新田五一番地一
（乙）名阪商事株式会社
代表取締役　松岡耕太郎

乙の貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	272,557,445
	固定資産	80,110,890
	資産合計	352,668,335
負債及び純資産の部	流動負債	139,595,156
	株主資本	213,073,179
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	215,473,179
	利益準備金	1,500,000
	その他利益剰余金	213,973,179
	（うち当期純利益）	(13,286,971)
	自己株式	△12,400,000
	負債・純資産合計	352,668,335

甲の貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,273,867,510
	固定資産	1,559,334,083
	資産合計	4,833,201,593
負債及び純資産の部	流動負債	3,350,751,650
	賞与引当金	16,568,275
	固定負債	535,824,424
	株主資本	946,625,519
	資本金	45,750,000
	資本剰余金	138,750,000
	資本準備金	33,750,000
	その他資本剰余金	105,000,000
	利益剰余金	762,125,519
	利益準備金	9,273,653
	その他利益剰余金	752,851,866
	（うち当期純利益）	(118,315,224)
	負債・純資産合計	4,833,201,593

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日
大阪市淀川区塚本三丁目四番四号
（甲）株式会社宇佐美エナジー
代表取締役　宇佐美隆久
埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根七一一番地
（乙）株式会社岡野石油店
代表取締役　髙橋　智幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

島根県出雲市天神町八六九番地

（甲）ミシマ産業株式会社

代表取締役　三島　一男

島根県松江市馬潟町三五四番地一〇

（乙）株式会社Ｇｒａｎｄ

代表取締役　三島　一男

第16期決算公告

令和７年８月25日

島根県松江市馬潟町354番地10

株式会社Ｇｒａｎｄ

代表取締役　三島　一男

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,274
	固定資産	108
	合計	77,382
負純資産債及の部	流動負債	6,096
	株主資本	71,286
	資本金	300
	利益剰余金	70,986
	その他利益剰余金	70,986
	（うち当期純利益）	(7,863)
	合計	77,382

第56期決算公告

令和７年８月25日

島根県出雲市天神町869番地

ミシマ産業株式会社

代表取締役　三島　一男

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	795,195
	固定資産	1,277,587
	繰延資産	385
	合計	2,073,168
負純資産債及の部	流動負債	135,792
	固定負債	90,944
	株主資本	1,846,431
	資本金	22,500
	利益剰余金	1,823,931
	利益準備金	6,010
	その他利益剰余金	1,817,921
	（うち当期純利益）	(15,058)
	合計	2,073,168

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

広島県福山市蔵王町一六二番地一

（甲）株式会社ケンセイサービス

代表取締役　生島　昭雄

埼玉県川越市大字鹿飼八五一番地二

（乙）株式会社エコライティング・ジャパン

代表取締役　定藤　英治

第12期決算公告

令和７年８月25日

埼玉県川越市大字鹿飼851番地２

株式会社エコライティング・ジャパン

代表取締役　定藤　英治

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,321
	固定資産	4,719
	合計	57,040
負純資産債及の部	流動負債	11,810
	固定負債	3,370
	株主資本	41,860
	資本金	5,000
	利益剰余金	36,860
	その他利益剰余金	36,860
	（うち当期純利益）	(5,891)
	合計	57,040

第11期決算公告

令和７年８月25日

広島県福山市蔵王町162番地１

株式会社ケンセイサービス

代表取締役　生島　昭雄

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,959
	固定資産	63
	合計	53,023
負純資産債及の部	流動負債	11,491
	固定負債	10,876
	株主資本	30,654
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,654
	その他利益剰余金	20,654
	（うち当期純利益）	(5,649)
	合計	53,023

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月二十七日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

福岡県嘉麻市桑野二一二四番地

（甲）株式会社コスモ環境グリーンサービス

代表取締役　江藤　正男

福岡県飯塚市椿二八七番二二

（乙）株式会社コスモ環境リノベーション

代表取締役　江藤　正男

第７期決算公告　令和７年８月25日

福岡県飯塚市椿287番22

株式会社コスモ環境リノベーション

代表取締役　江藤　正男

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,273,323
	固定資産	1,120,200
	資産合計	5,393,523
負純資産債及の部	流動負債	350,670
	固定負債	17,549,748
	株主資本	△12,506,895
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△15,506,895
	その他利益剰余金	△15,506,895
	（うち当期純損失）	(5,723,495)
	負債・純資産合計	5,393,523

第22期決算公告　令和７年８月25日

福岡県嘉麻市桑野2124番地

株式会社コスモ環境グリーンサービス

代表取締役　江藤　正男

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	45,855,838
	固定資産	8,476,298
	資産合計	54,332,136
負純資産債及の部	流動負債	9,108,091
	固定負債	40,085,000
	株主資本	5,139,045
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	2,139,045
	その他利益剰余金	2,139,045
	（うち当期純利益）	(740,502)
	負債・純資産合計	54,332,136

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

大分県中津市豊後町八五三番地

（甲）株式会社豊国畜産

代表取締役　西郡　信喜

大分県中津市餌指町八七八番地三

（乙）株式会社ぶんごや

代表取締役　西郡　信喜

第10期決算公告

令和７年８月25日

大分県中津市餌指町878番地３

株式会社ぶんごや

代表取締役　西郡　信喜

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,416,651
	固定資産	4,450,450
	合計	7,867,101
負純資産債及の部	流動負債	2,479,159
	固定負債	5,417,970
	株主資本	△ 30,028
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△ 1,030,028
	その他利益剰余金	△ 1,030,028
	（うち当期純利益）	(554,679)
	合計	7,867,101

第36期決算公告

令和７年８月25日

大分県中津市豊後町853番地

株式会社豊国畜産

代表取締役　西郡　信喜

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	26,288,680
	固定資産	52,564,559
	合計	78,853,239
負純資産債及の部	流動負債	12,032,684
	固定負債	335,429
	株主資本	66,485,126
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	56,485,126
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	53,985,126
	（うち当期純損失）	(1,146,462)
	合計	78,853,239

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の家電事業及び不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）https://www.necps.jp/company/e-ad-html/

令和七年八月二十五日

鹿児島県鹿児島市錦江町九番二五号

（甲）株式会社センテイ

代表取締役　久場　眞

鹿児島県鹿児島市錦江町九番二五号

（乙）パステムソリューションズ株式会社

代表取締役　吉留　久隆

第77期決算公告　令和７年８月25日

鹿児島県鹿児島市錦江町９番25号

株式会社センテイ

代表取締役　久場　眞

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,049,067
	固定資産	1,239,914
	資産合計	2,288,981
負純資産債及のび部	流動負債	636,235
	固定負債	1,334,480
	株主資本	318,266
	資本金	21,060
	資本剰余金	29,999
	その他資本剰余金	29,999
	利益剰余金	267,207
	利益準備金	5,265
	その他利益剰余金	261,942
	（うち当期純利益）	(12,579)
	負債・純資産合計	2,288,981

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、井口ポリエチレン株式会社（乙、住所東京都練馬区上石神井一丁目一一番一二号）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都練馬区上石神井一丁目一二番六号

株式会社幸陽商会

代表取締役　井口　芳雄

第36期決算公告　令和７年８月25日

東京都練馬区上石神井一丁目12番６号

株式会社幸陽商会

（旧商号：有限会社幸陽商会）

代表取締役　井口　芳雄

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	182,021
	固定資産	1,134,703
	資産合計	1,316,724
負純資産債及のび部	流動負債	24,466
	固定負債	1,234,514
	株主資本	57,743
	資本金	13,000
	利益剰余金	44,743
	その他利益剰余金	44,743
	（うち当期純利益）	(52,527)
	負債・純資産合計	1,316,724

第56期決算公告　令和７年８月25日

東京都練馬区上石神井一丁目11番12号

井口ポリエチレン株式会社

代表取締役　井口　芳雄

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	917,411
	固定資産	1,109,328
	資産合計	2,026,740
負純資産債及のび部	流動負債	438,156
	賞与引当金	16,423
	固定負債	573,654
	退職給与引当金	42,712
	株主資本	1,014,930
	資本金	30,000
	利益剰余金	984,930
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	972,430
	（うち当期純利益）	(93,344)
	負債・純資産合計	2,026,740

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番七号

ストーク新宿

（甲）株式会社ａｄｄｒａｎｄｏｍ

代表取締役　小椋　寿晃

東京都新宿区西新宿六丁目一二番七号

ストーク新宿

（乙）株式会社Ｇｏｅｓ

代表取締役　高安進之介

第５期決算公告　令和７年８月25日

東京都新宿区西新宿六丁目12番７号

ストーク新宿

株式会社ａｄｄｒａｎｄｏｍ

代表取締役　小椋　寿晃

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	65,865
	固定資産	5,687
	資産合計	71,553
負純資産債及のび部	流動負債	30,276
	負債合計	30,276
	株主資本	41,276
	資本金	25,000
	利益剰余金	16,276
	その他利益剰余金	16,276
	（うち当期純利益）	(9,773)
	純資産合計	41,276
	負債・純資産合計	71,553

第６期決算公告　令和７年８月25日

東京都新宿区西新宿六丁目12番７号

ストーク新宿

株式会社Ｇｏｅｓ

代表取締役　高安進之介

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,049
	固定資産	114
	資産合計	2,164
負純資産債及のび部	流動負債	6,210
	負債合計	6,210
	株主資本	△4,046
	資本金	9,500
	利益剰余金	△13,546
	その他利益剰余金	△13,546
	（うち当期純損失）	(646)
	純資産合計	△4,046
	負債・純資産合計	2,164

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都台東区上野六丁目一番六―九〇二号

（甲）株式会社タイショウ

代表取締役　曺　美河

東京都台東区上野六丁目一番六―九〇二号

（乙）株式会社ピープル

代表取締役　高　英姫

決　算　公　告

令和７年８月25日

東京都台東区上野六丁目１番６―902号

株式会社タイショウ

代表取締役　曺　美河

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	284,415
	固定資産	57,878
	合計	342,293
負純資産債及のび部	流動負債	55,727
	固定負債	51,011
	株主資本	235,554
	資本金	3,000
	利益剰余金	232,554
	その他利益剰余金	232,554
	（うち当期純利益）	(30,186)
	合計	342,293

決　算　公　告

令和７年８月25日

東京都台東区上野六丁目１番６―902号

株式会社ピープル

代表取締役　髙　英姫

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	238,644
	固定資産	159,565
	合計	398,210
負純資産債及のび部	流動負債	66,665
	固定負債	96,818
	株主資本	234,726
	資本金	3,000
	利益剰余金	231,726
	その他利益剰余金	231,726
	（うち当期純利益）	(29,520)
	合計	398,210

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都千代田区飯田橋一丁目一〇番一号

（甲）ｉＣｏｒｅ株式会社

代表取締役　浦上　貴善

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二

（乙）株式会社リンクエス

代表取締役　髙山　学

第７期決算公告

令和７年８月25日

東京都港区南青山二丁目２番15号ウィン青山942

株式会社リンクエス

代表取締役　髙山　学

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,029
	固定資産	4,167
	合計	19,196
負債及び純資産の部	流動負債	8,796
	株主資本	10,400
	資本金	500
	利益剰余金	9,900
	その他利益剰余金	9,900
	（うち当期純利益）	(2,318)
	合計	19,196

第20期決算公告

令和７年８月25日

東京都千代田区飯田橋一丁目10番１号

ｉＣｏｒｅ株式会社

代表取締役　浦上　貴善

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,635
	固定資産	13,933
	合計	52,568
負債及び純資産の部	流動負債	16,767
	株主資本	35,800
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,800
	その他利益剰余金	25,800
	（うち当期純利益）	(107)
	合計	52,568

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンサルティング事業及び不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

新潟市中央区万代一丁目三番一〇号万代Ｊビルディング七階

（甲）株式会社Ｊコンサルティング

代表取締役　内田　直紀

新潟市中央区万代一丁目三番一〇号万代Ｊビルディング

（乙）株式会社Ｊリスクマネージメント

代表取締役　阿部　信之

第13期決算公告

令和７年８月25日

新潟市中央区万代一丁目３番10号万代Ｊビルディング７階

株式会社Ｊコンサルティング

代表取締役　内田　直紀

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	72,656
	固定資産	1,545,383
	資産合計	1,618,040
負債及び純資産の部	流動負債	954,511
	固定負債	634,691
	株主資本	28,837
	資本金	1,000
	利益剰余金	27,837
	その他利益剰余金	27,837
	（うち当期純損失）	(67,899)
	負債・純資産合計	1,618,040

第20期決算公告

令和７年８月25日

新潟市中央区万代一丁目３番10号万代Ｊビルディング

株式会社Ｊリスクマネージメント

代表取締役　阿部　信之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,653,760
	固定資産	847,409
	資産合計	2,501,170
負債及び純資産の部	流動負債	1,889,277
	固定負債	131,975
	株主資本	479,917
	資本金	30,000
	利益剰余金	449,917
	利益準備金	2,065
	その他利益剰余金	447,852
	（うち当期純利益）	(56,889)
	負債・純資産合計	2,501,170

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

新潟県加茂市駅前五番一八号

（甲）株式会社ミナトシューズ

代表取締役　大湊　昌之

新潟県加茂市寿町一二番二号

（乙）株式会社シューズスター

代表取締役　大湊　昌之

第49期決算公告　令和７年８月25日

新潟県加茂市駅前５番18号

株式会社ミナトシューズ

代表取締役　大湊　昌之

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	24,945
	固定資産	2,021
	合計	26,967
負債及び純資産の部	流動負債	603
	固定負債	50,940
	株主資本	△24,576
	資本金	3,000
	利益剰余金	△27,576
	その他利益剰余金	△27,576
	（当期純損失）	(659)
	合計	26,967

第18期決算公告　令和７年８月25日

新潟県加茂市寿町12番２号

株式会社シューズスター

代表取締役　大湊　昌之

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	55,125
	固定資産	15,636
	合計	70,761
負債及び純資産の部	流動負債	937
	株主資本	69,823
	資本金	5,000
	利益剰余金	64,823
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	54,823
	（当期純損失）	(75)
	合計	70,761

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和七年八月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

山口県岩国市麻里布町六丁目六番一四号

（甲）株式会社めだか

代表取締役　嶋田　孟師

山口県周南市二番町二丁目四一二四番地五

（乙）株式会社ＭＥＤＡＫＡ

代表取締役　嶋田　孟師

第24期決算公告　令和７年８月25日

山口県岩国市麻里布町六丁目６番14号

株式会社めだか

代表取締役　嶋田　孟師

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	116,110
	固定資産	15,035
	合計	131,145
負債及び純資産の部	流動負債	17,812
	固定負債	69,609
	株主資本	43,724
	資本金	2,559
	資本剰余金	△4
	資本準備金	△4
	利益剰余金	41,169
	その他利益剰余金	41,169
	（うち当期純利益）	(13,860)
	合計	131,145

第13期決算公告　令和７年８月25日

山口県周南市二番町二丁目4124番地５

株式会社ＭＥＤＡＫＡ

代表取締役　嶋田　孟師

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	93,380
	固定資産	22,072
	合計	115,452
負債及び純資産の部	流動負債	79,025
	固定負債	17,876
	株主資本	18,551
	資本金	3,136
	利益剰余金	15,415
	その他利益剰余金	15,415
	（うち当期純利益）	(3,279)
	合計	115,452

令和６年度決算公告

令和７年８月25日

横浜市港北区新横浜三丁目17番地６

日本エスケイエフ株式会社

代表取締役　岡田　大輔

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,855
	固定資産	815
	有形固定資産	638
	投資その他の資産	176
	合計	6,671
負債及び純資産の部	流動負債	2,528
	（賞与引当金）	(8)
	（変動賞与引当金）	(75)
	（有給休暇引当金）	(59)
	固定負債	246
	（退職給付引当金）	(246)
	株主資本	3,896
	資本金	486
	資本剰余金	373
	資本準備金	371
	その他資本剰余金	2
	利益剰余金	3,036
	その他利益剰余金	3,036
	（うち当期純利益）	(710)
	合計	6,671

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

岩手県盛岡市肴町六番四号

（甲）インディ商事株式会社

代表取締役　中川分一郎

岩手県盛岡市肴町六番四号

（乙）株式会社エムジーエム

代表取締役　中川分一郎

岩手県盛岡市肴町六番四号

（丙）株式会社インディ

代表取締役　中川分一郎

第32期決算公告

令和７年８月25日

岩手県盛岡市肴町６番４号

インディ商事株式会社

代表取締役　中川分一郎

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,886,649
	固定資産	3,237,286
	合計	5,123,936
負債及び純資産の部	流動負債	88,620
	固定負債	4,038,826
	株主資本	996,489
	資本金	40,000
	利益剰余金	956,489
	その他利益剰余金	956,489
	（うち当期純利益）	(7,857)
	合計	5,123,936

第37期決算公告

令和７年８月25日

岩手県盛岡市肴町６番４号

株式会社インディ

代表取締役　中川分一郎

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,353
	固定資産	1,001,572
	合計	1,024,926
負債及び純資産の部	流動負債	25,348
	固定負債	688,669
	株主資本	310,908
	資本金	10,000
	利益剰余金	300,908
	その他利益剰余金	300,908
	（うち当期純損失）	(48,169)
	合計	1,024,926

第51期決算公告

令和７年８月25日

岩手県盛岡市肴町６番４号

株式会社エムジーエム

代表取締役　中川分一郎

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,925
	固定資産	997,256
	合計	1,014,182
負債及び純資産の部	流動負債	40,152
	固定負債	450,760
	株主資本	523,269
	資本金	5,000
	利益剰余金	518,269
	その他利益剰余金	518,269
	（うち当期純利益）	(56,734)
	合計	1,014,182

第75期決算公告

2025年８月25日

山口県柳井市柳井1740番地１

カワノ工業株式会社

代表取締役　河野　和明

貸借対照表の要旨

（2025年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,398
	固定資産	2,457
	有形固定資産	1,459
	無形固定資産	16
	投資その他の資産	981
	合計	5,856
負債及び純資産の部	流動負債	1,212
	賞与引当金	10
	固定負債	240
	退職給付引当金	35
	役員退職慰労引当金	82
	負債の部合計	1,452
	株主資本	4,403
	資本金	100
	資本剰余金	1,150
	資本準備金	581
	その他資本剰余金	568
	利益剰余金	3,303
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	3,183
	（うち当期純利益）	(221)
	自己株式	△ 151
	純資産の部合計	4,403
	合計	5,856

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十五日

東京都町田市高ヶ坂二丁目三六番三五号

第一清風荘２Ｂ号

（甲）株式会社芙蓉

代表取締役　横山　英志

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号

ライオンズプラザ鶴間九〇一号室

（乙）株式会社研発

代表取締役　小森　雄太

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号

ライオンズプラザ鶴間九〇一号室

（丙）有限会社じゅげむ

取締役　小森　雄太

第10期決算公告

令和７年８月25日

神奈川県大和市西鶴間一丁目10番13号

ライオンズプラザ鶴間901号室

株式会社研発

代表取締役　小森　雄太

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,152
	資産合計	4,152
負債及び純資産の部	流動負債	21,284
	固定負債	13,500
	株主資本	△30,632
	資本金	100
	利益剰余金	△30,732
	その他利益剰余金	△30,732
	（うち当期純損失）	(340)
	負債・純資産合計	4,152

第29期決算公告

令和７年８月25日

東京都町田市高ヶ坂二丁目36番35号

第一清風荘２Ｂ号

株式会社芙蓉

代表取締役　横山　英志

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	82,521
	固定資産	136,193
	資産合計	218,714
負債及び純資産の部	流動負債	11,133
	固定負債	55,658
	株主資本	151,923
	資本金	3,000
	利益剰余金	148,923
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	148,223
	（うち当期純利益）	(7,161)
	負債・純資産合計	218,714

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年九月二十五日に予定しております。また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

そして、甲は乙の特別支配会社であるため、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

福岡県福岡市中央区平和三丁目九番二〇号

（甲）株式会社エス・ジー・カンパニー

代表取締役　藤　隆次郎

福岡県福岡市中央区平和三丁目九番二〇号

（乙）株式会社スーパーガード

代表取締役　藤　祐輔

第10期決算公告

令和７年８月25日

東京都港区六本木六丁目10番１号

セントレアホテルシステムズ株式会社

代表取締役　沖　浩幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	255
	固定資産	16
	資産合計	**272**
負純資産の債及び部	流動負債	170
	賞与引当金	15
	その他	154
	株主資本	101
	資本金	9
	利益剰余金	92
	その他利益剰余金	92
	（うち当期純利益）	(703)
	負債・純資産合計	**272**

第25期決算公告

令和７年８月25日

福岡県福岡市中央区平和三丁目９番20号

株式会社スーパーガード

代表取締役　藤　祐輔

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,540
	資産合計	**3,540**
負純資産の債及び部	流動負債	71
	固定負債	17,134
	株主資本	△13,665
	資本金	3,000
	利益剰余金	△16,665
	その他利益剰余金	△16,665
	（うち当期純損失）	(145)
	負債・純資産合計	**3,540**

第43期決算公告

令和７年８月25日

福岡県福岡市中央区平和三丁目９番20号

株式会社エス・ジー・カンパニー

代表取締役　藤　隆次郎

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	703,781
	固定資産	3,201,095
	資産合計	**3,904,876**
負純資産の債及び部	流動負債	444,664
	固定負債	1,744,740
	当引金	168,000
	株主資本	1,547,472
	資本金	30,000
	資本剰余金	190,500
	利益剰余金	1,326,972
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	1,326,772
	（うち当期純利益）	(104,042)
	負債・純資産合計	**3,904,876**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する桜興産株式会社（住所高知市仁井田四五六三番地一）に対して当社の不動産賃貸業、有価証券の保有・運用業務事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十五日

高知市仁井田四五六三番地一

入交高販株式会社

代表取締役　村田　収

第85期決算公告

令和７年８月25日

高知市仁井田4563番地１

入交高販株式会社

代表取締役　村田　　収

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,337,759
	固定資産	813,151
	資産合計	**3,150,910**
負債及び純資産の部	流動負債	1,114,519
	固定負債	795,050
	（うち退職給付引当金）	(80,500)
	（うち事業改善引当金）	(7,000)
	（うち役員退職引当金）	(32,100)
	（うち賞与引当金）	(15,450)
	株主資本	1,241,340
	資本金	20,000
	資本剰余金	431,942
	その他資本剰余金	431,942
	利益剰余金	789,398
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	783,398
	（うち当期純利益）	(82,211)
	負債・純資産合計	**3,150,910**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

兵庫県加西市繁昌町八九四番地

（甲）菅野包装資材株式会社

代表取締役　菅野　弘司

兵庫県加西市繁昌町八九四番地

（乙）株式会社繁昌

代表取締役　菅野　雄策

第49期決算公告

令和７年８月25日

兵庫県加西市繁昌町894番地

菅野包装資材株式会社

代表取締役　菅野　弘司

貸借対照表の要旨

（令和７年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,521,794
	固定資産	7,358,568
	繰延資産	1,501
	資産合計	**14,881,864**
負債及び純資産の部	流動負債	6,686,139
	固定負債	1,059,847
	負債合計	**7,745,986**
	株主資本	7,135,877
	資本金	58,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	7,067,877
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	7,063,377
	（うち当期純利益）	(837,104)
	純資産合計	**7,135,877**
	負債・純資産合計	**14,881,864**

第９期決算公告

令和７年８月25日

兵庫県加西市繁昌町894番地

株式会社繁昌

代表取締役　菅野　雄策

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	—
	固定資産	—
	資産合計	—
負純資産の債及び部	流動負債	66
	固定負債	12,053
	負債合計	**12,119**
	株主資本	△12,119
	資本金	1,000
	利益剰余金	△13,119
	その他利益剰余金	△13,119
	（うち当期純利益）	(—)
	純資産合計	**△12,119**
	負債・純資産合計	—

第 23 期 決 算 公 告

2025年８月25日　兵庫県淡路市岩屋2942―26

株式会社パソナロジコム

代表取締役社長　田村　嘉啓

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	372,910	流動負債	78,706
固定資産	41,901	賞与引当金	9,678
		固定負債	17,911
		役員株式付与引当金	3,024
		株主資本	318,194
		資本金	10,000
		利益剰余金	308,194
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	305,694
		（うち当期純損失）	(6,377)
資産合計	414,812	負債・純資産合計	414,812

第 22 期 決 算 公 告

令和７年８月25日　三重県桑名市大字福島916番地

エリートクリーニング株式会社

代表取締役　森川　謙作

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	838,556	流動負債	83,824
固定資産	1,214,479	固定負債	225,073
繰延資産	1,747	株主資本	1,745,885
		資本金	48,000
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	60,000
		利益剰余金	1,667,885
		利益準備金	500
		その他利益剰余金	1,667,385
		（うち当期純利益）	(70,882)
		自己株式	△30,000
資産合計	2,054,783	負債・純資産合計	2,054,783

第 50 期 決 算 公 告

令和７年８月25日　神戸市中央区東川崎町１丁目３番３号

株式会社ティエラコム

代表取締役　増澤　空

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,301,511	流動負債	1,852,316
固定資産	4,611,878	固定負債	2,608,502
有形固定資産	2,728,804	株主資本	1,447,057
無形固定資産	425,445	資本金	50,000
投資その他の資産	1,457,627	資本剰余金	347,535
		利益剰余金	1,049,522
		利益準備金	3,635
		その他利益剰余金	1,045,887
		（うち当期純損失）	(171,893)
		評価・換算差額等	5,513
		その他有価証券評価差額金	5,649
		繰延ヘッジ損益	△136
資産合計	5,913,389	負債・純資産合計	5,913,389

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年八月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十五日

新潟県上越市大字土橋一〇一二番地

（甲）株式会社上越商会

代表取締役　荊木　文明

新潟県妙高市工団町五番一号

（乙）株式会社石曽根工務店

代表取締役　石曽根弘子

第 69 期 決 算 公 告

令和７年８月25日

新潟県上越市大字土橋1012番地

株式会社上越商会

代表取締役　荊木　文明

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,293	流動負債	974
固定資産	3,826	固定負債	1,334
繰延資産	1	株主資本	4,813
		資本金	90
		資本剰余金	611
		資本準備金	302
		その他資本剰余金	308
		利益剰余金	4,301
		利益準備金	83
		その他利益剰余金	4,218
		（うち当期純利益）	(124)
		自己株式	△ 189
資産合計	7,122	負債・純資産合計	7,122

第 38 期 決 算 公 告

令和７年８月25日　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

株 式 会 社 パ ソ ナ

代表取締役　中尾慎太郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	93,697	流動負債	63,621
固定資産	13,269	賞与引当金	1,968
有形固定資産	255	その他	61,652
無形固定資産	4,345	固定負債	1,729
投資その他の資産	8,669	退職給付引当金	610
		その他	1,118
		負債合計	65,350
		株主資本	41,509
		資本金	100
		資本剰余金	8,817
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	8,717
		利益剰余金	32,591
		その他利益剰余金	32,591
		評価・換算差額等	107
		その他有価証券評価差額金	107
		純資産合計	41,617
資産合計	106,967	負債・純資産合計	106,967

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	193,643	経常利益	8,258
売上原価	153,885	特別損失	243
売上総利益	39,758	税引前当期純利益	8,014
販売費及び一般管理費	31,684	法人税、住民税及び事業税	2,906
営業利益	8,074	法人税等調整額	44
営業外収益	245	当期純利益	5,062
営業外費用	61		

第 49 期 決 算 公 告

令和７年８月25日

新潟県妙高市工団町５番１号

株式会社石曽根工務店

代表取締役　石曽根弘子

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18	流動負債	32
固定資産	53	固定負債	27
		株主資本	13
		資本金	50
		利益剰余金	△ 37
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	△ 47
		（うち当期純損失）	(7)
資産合計	72	負債・純資産合計	72

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号
ライオンズプラザ鶴間九〇一号室
（甲）株式会社ＫＯＭＯＲＩ
代表取締役　小森　雄太

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号
ライオンズプラザ鶴間九〇一号室
（乙）株式会社鴻森神奈川
代表取締役　小森　雄太

東京都港区新橋一丁目四番四号　ＦＡＤ15ビル八階
（丙）薬樹Ｒ＆Ｄ株式会社
代表取締役　小森　雄太

第９期決算公告

令和７年８月25日

神奈川県大和市西鶴間一丁目10番13号
ライオンズプラザ鶴間901号室
株式会社ＫＯＭＯＲＩ
代表取締役　小森　雄太

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,312,640
	固定資産	1,527,429
	資産合計	3,840,069
負債及び純資産の部	流動負債	18,945
	固定負債	139,449
	株主資本	3,681,675
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,671,675
	その他利益剰余金	3,671,675
	（うち当期純損失）	(7,178)
	負債・純資産合計	3,840,069

第８期決算公告

令和７年８月25日

東京都港区新橋一丁目４番４号
ＦＡＤ15ビル８階
薬樹Ｒ＆Ｄ株式会社
代表取締役　小森　雄太

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,708
	資産合計	2,708
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	2,638
	資本金	3,000
	利益剰余金	△362
	その他利益剰余金	△362
	（うち当期純損失）	(68)
	負債・純資産合計	2,708

第63期決算公告

令和７年８月25日

神奈川県大和市西鶴間一丁目10番13号
ライオンズプラザ鶴間901号室
株式会社鴻森神奈川
代表取締役　小森　雄太

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	75,824	流動負債	70
		株主資本	75,754
		資本金	10,000
		利益剰余金	65,754
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	63,254
		（うち当期純損失）	(211)
資産合計	75,824	負債・純資産合計	75,824

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

（丙）左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

熊本市南区馬渡二丁目一二番三五号
（甲）株式会社シアーズホーム
代表取締役　橋本　葵

福岡市博多区西春町四丁目一番二〇―二〇二号
（乙）株式会社シアーズファイナンス
代表取締役　河田　和夫

福岡県大野城市大城二丁目二三番三〇号
（丙）株式会社Ｈｏｍｅ’ｓ　Ｈｏｍｅ福岡
代表取締役　丸本　文紀

第７期決算公告

令和７年８月25日

福岡市博多区西春町四丁目１番20―202号
株式会社シアーズファイナンス
代表取締役　河田　和夫

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	229,809
	固定資産	356
	合計	230,165
負債及び純資産の部	流動負債	148,786
	株主資本	81,378
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,378
	その他利益剰余金	1,378
	（うち当期純損失）	(1,562)
	合計	230,165

第５期決算公告

令和７年８月25日

福岡県大野城市大城二丁目23番30号
株式会社
Ｈｏｍｅ’ｓ　Ｈｏｍｅ福岡
代表取締役　丸本　文紀

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,147
	合計	5,147
負債及び純資産の部	流動負債	28,565
	株主資本	△23,417
	資本金	10,000
	利益剰余金	△33,417
	その他利益剰余金	△33,417
	（うち当期純損失）	(229)
	合計	5,147

第37期決算公告

令和７年８月25日

熊本市南区馬渡二丁目12番35号
株式会社シアーズホーム
代表取締役　橋本　葵

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,740,043	流動負債	4,465,073
固定資産	2,092,256	固定負債	544,828
繰延資産	8,634	株主資本	5,831,033
		資本金	100,000
		資本剰余金	105
		資本準備金	105
		利益剰余金	5,730,928
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,705,928
		（うち当期純利益）	(680,399)
資産合計	10,840,935	負債・純資産合計	10,840,935

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

宮崎県日向市大字平岩八三五六番地

（甲）アミューズ株式会社

代表取締役　赤木八寿夫

宮崎県児湯郡新富町大字日置五七三五番地一

（乙）新富エッグシステム株式会社

代表取締役　赤木八寿夫

第23期決算公告

令和７年８月25日

宮崎県児湯郡新富町大字日置5735番地１

新富エッグシステム株式会社

代表取締役　赤木八寿夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	10
	固定資産	182
	繰延資産	1
	合計	195
負債及び純資産の部	流動負債	105
	固定負債	372
	株主資本	△283
	資本金	3
	利益剰余金	△286
	その他利益剰余金	△286
	（うち当期純損失）	(51)
	合計	195

第54期決算公告

令和７年８月25日

宮崎県日向市大字平岩8356番地

アミューズ株式会社

代表取締役　赤木八寿夫

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,337
	固定資産	1,135
	合計	2,472
負債及び純資産の部	流動負債	387
	固定負債	289
	株主資本	1,795
	資本金	99
	資本剰余金	46
	資本準備金	46
	利益剰余金	1,650
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	1,646
	（うち当期純利益）	(89)
	合計	2,472

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十九日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十五日

鳥取市雲山二二一番地八九

（甲）株式会社和温

代表取締役　佐々木さゆり

鳥取市雲山一六三番地六

（乙）株式会社山光

代表取締役　佐々木さゆり

決算公告

令和７年８月25日

鳥取市雲山163番地６

株式会社山光

代表取締役　佐々木さゆり

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,755,221
	固定資産	27,897,532
	合計	29,652,753
負債及び純資産の部	流動負債	81,000
	固定負債	29,186,958
	株主資本	384,795
	資本金	100,000
	利益剰余金	284,795
	その他利益剰余金	284,795
	（うち当期純損失）	(1,833,698)
	合計	29,652,753

決算公告

令和７年８月25日

鳥取市雲山221番地89

株式会社和温

代表取締役　佐々木さゆり

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	81,851,418
	固定資産	300,977,610
	合計	382,829,028
負債及び純資産の部	流動負債	24,085,457
	固定負債	226,852,587
	株主資本	131,890,984
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	128,890,984
	その他利益剰余金	128,890,984
	（うち当期純利益）	(19,181,209)
	合計	382,829,028

合併公告

左記会社のうち乙及び丙は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました（第一合併）。

また左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました（第二合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都品川区東五反田五丁目二七番一〇号

野村ビル八階

（甲）新日本ソーラーホールディングス株式会社

代表取締役　岡本　晋

東京都品川区東五反田五丁目二七番一〇号

野村ビル八階

（乙）日本ソーラーホールディングス株式会社

代表取締役　岡本　晋

大阪市中央区島町二丁目一番一五号

（丙）第二電力株式会社

代表取締役　岡本　晋

第８期決算公告

令和７年８月25日

東京都品川区東五反田五丁目27番10号野村ビル８階

新日本ソーラーホールディングス株式会社

代表取締役　岡本　晋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	221	流動負債	3,127
固定資産	7,408	株主資本	4,501
		資本金	99
		資本剰余金	4,401
		資本準備金	2,249
		その他資本剰余金	2,151
		利益剰余金	1
		その他利益剰余金	1
		（うち当期純利益）	(314)
資産合計	7,629	負債・純資産合計	7,629

第９期決算公告

令和７年８月25日

東京都品川区東五反田五丁目27番10号野村ビル８階

日本ソーラーホールディングス株式会社

代表取締役　岡本　晋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	0	流動負債	0
固定資産	5,000	固定負債	3,158
		株主資本	1,841
		資本金	99
		資本剰余金	1,151
		資本準備金	624
		その他資本剰余金	526
		利益剰余金	591
		その他利益剰余金	591
		（うち当期純利益）	(934)
資産合計	5,000	負債・純資産合計	5,000

第13期決算公告

令和７年８月25日

大阪市中央区島町二丁目１番15号

第二電力株式会社

代表取締役　岡本　晋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,097	流動負債	1,109
固定資産	141	賞与引当金	10
		その他	1,099
		固定負債	5
		転貸損失引当金	2
		その他	2
		株主資本	2,123
		資本金	15
		利益剰余金	2,108
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	2,104
		（うち当期純利益）	(203)
資産合計	3,239	負債・純資産合計	3,239

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月二十五日
熊本県合志市竹迫二三〇番地
（甲）ＳＨＩＮＫＡ　Ｆｏｒｃｅ株式会社
代表取締役　國武　一慶
福岡県糟屋郡宇美町大字井野字野間二二六番地の一
（乙）ＳＨＩＮＫＡ　Ｆｏｒｃｅ福岡株式会社
代表取締役　國武　一慶

第51期決算公告

令和７年８月25日
福岡県糟屋郡宇美町大字井野字野間226番地の１
ＳＨＩＮＫＡ　Ｆｏｒｃｅ福岡株式会社
代表取締役　國武　一慶

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	279,663
	固定資産	17,459
	合計	297,123
負債及び純資産の部	流動負債	48,072
	株主資本	249,050
	資本金	15,000
	利益剰余金	234,050
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	230,300
	（うち当期純利益）	(43,722)
	合計	297,123

第22期決算公告

令和７年８月25日
熊本県合志市竹迫230番地
ＳＨＩＮＫＡ　Ｆｏｒｃｅ株式会社
代表取締役　國武　一慶

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	932,562
	固定資産	537,430
	合計	1,469,993
負債及び純資産の部	流動負債	109,608
	固定負債	26,697
	株主資本	1,333,687
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,323,687
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,321,187
	（うち当期純利益）	(64,185)
	合計	1,469,993

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙十の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙十は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://weeds-publicnotice.com　下記のとおりです。
（乙一）　計算書類の公告義務はありません。
（乙二）　下記のとおりです。
（乙三）https://weeds-publicnotice.com　下記のとおりです。
（乙四）　下記のとおりです。
（乙五）　下記のとおりです。
（乙六）https://weeds-publicnotice.com　計算書類の公告義務はありません。
（乙七）　下記のとおりです。
（乙八）https://weeds-publicnotice.com　下記のとおりです。
（乙九）　下記のとおりです。
（乙十）https://weeds-publicnotice.com
令和七年八月二十五日
大阪府茨木市西駅前町一三番二五号
（甲）株式会社ウィーズ
代表取締役　塩月　清和
静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑二四八〇番三
（乙一）株式会社コンティニュー
代表取締役　青木　大典
静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑二四八〇番三
（乙二）有限会社エスケー
取締役　青木　大典
神奈川県茅ヶ崎市みずき四丁目一八番二号
（乙三）株式会社ひかり薬局
代表取締役　吉田　圭太
三重県津市半田字平木二〇二番地四
（乙四）株式会社きらり薬局
代表取締役　坂口　健作
愛知県稲沢市井之口北畑町二三三番地
（乙五）株式会社いのくち
代表取締役　坂口　健作
静岡市駿河区大谷二七八七番地の六七
（乙六）株式会社こすも薬局
代表取締役　赤崎　英男
さいたま市大宮区宮町二丁目二一番地一―七〇一
（乙七）株式会社ゴーライフ
代表取締役　水村　卓司
山梨県中巨摩郡昭和町河西五三番地二
（乙八）有限会社ＩＳＥＥ
取締役　藤井　寛
兵庫県西宮市松ケ丘町一〇―一三
（乙九）株式会社ファーマシーピーチ
代表取締役　藤井　寛
静岡県沼津市大岡三三三番地の一
（乙十）静岡沢井薬品株式会社
代表取締役　塩月　清和

第10期決算公告

令和７年８月25日
愛知県稲沢市井之口北畑町233番地
株式会社いのくち
代表取締役　坂口　健作

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	60,430
	固定資産	478
	合計	60,908
負債及び純資産の部	流動負債	20,993
	株主資本	39,915
	資本金	3,000
	利益剰余金	36,915
	その他利益剰余金	36,915
	（うち当期純利益）	(26,057)
	合計	60,908

第3期決算公告

令和７年８月25日
神奈川県茅ヶ崎市みずき四丁目18番２号
株式会社ひかり薬局
代表取締役　吉田　圭太

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	59,812
	固定資産	70,979
	繰延資産	306
	合計	131,098
負債及び純資産の部	流動負債	23,296
	固定負債	120,000
	株主資本	△12,197
	資本金	100
	利益剰余金	△12,297
	その他利益剰余金	△12,297
	（うち当期純損失）	(11,954)
	合計	131,098

第4期決算公告

令和７年８月25日
静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑2480番３
株式会社コンティニュー
代表取締役　青木　大典

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	65,078
	固定資産	122,480
	合計	187,559
負債及び純資産の部	流動負債	40,132
	固定負債	114,571
	株主資本	32,855
	資本金	100
	利益剰余金	32,755
	その他利益剰余金	32,755
	（うち当期純利益）	(10,365)
	合計	187,559

第6期決算公告

令和７年８月25日
兵庫県西宮市松ケ丘町10―13
株式会社ファーマシーピーチ
代表取締役　藤井　寛

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		65,263	流動負債		26,320
固定資産		1,379,856	固定負債		1,748,147
			株主資本		△329,348
			資本金		1
			利益剰余金		△329,349
			その他利益剰余金		△329,349
			（うち当期純損失）		(31,723)
合計		1,445,119	合計		1,445,119

第3期決算公告

令和７年８月25日
静岡市駿河区大谷2787番地の67
株式会社こすも薬局
代表取締役　赤崎　英男

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		26,637	流動負債		14,149
固定資産		22,117	固定負債		44,149
			株主資本		△9,542
			資本金		100
			利益剰余金		△9,642
			その他利益剰余金		△9,642
			（うち当期純利益）		(3,075)
合計		48,755	合計		48,755